

日本の損害保険





ファクトブック 2010

日本の損害保険

目次

はじめに

日本損害保険協会とは	4
行動規範	5

損害保険の概況

主要指標

損害保険会社の数	6
保険料	6
保険金	7
損害率・事業費率	7
総資産・運用資産	8
経常利益・当期純利益	8
代理店数・募集従事者数	9
自由化以降の損害保険業界の動向	10

多様な損害保険

くらしの安心を支える保険	12
事業活動の安心を支える保険	13
くるまの保険	14
すまいの保険	16
からだの保険・その他の保険	20

損保協会の活動

Ⅰ 消費者とのコミュニケーションの推進

1. 消費者の皆さまへの情報提供活動	22
2. 意見聴取・対話・交流	23
3. 報道機関対応	24
4. 「消費者の声」諮問会議	24
5. 相談対応および苦情・紛争対応(ADR機能)	25

Ⅱ 業務品質の向上に向けた取り組み

6. 代理店・募集人の教育・試験	28
7. 自主規制機能(ガイドライン)	30
8. コンプライアンス・プログラム	32
9. 消費者の声の活用(PDCA)	32

Ⅲ 損害保険事業の基盤強化に向けた取り組み

10. 損害調査体制の整備	33
11. 情報交換制度	35
12. 要望・提言	36
13. 法制課題対応	39

Ⅳ 社会の安全・安心への貢献

14. 交通安全対策	40
15. 防災対策	43
16. 防犯対策	46
17. 環境問題対策	48

Ⅴ 国際社会への働きかけ

18. 国際社会への働きかけ	52
----------------	----

Ⅵ 支部活動

19. 支部活動	54
----------	----

資料・データ

2009年4月以降の主な出来事	56	火災保険関係	
契約者保護のしくみ	58	火災発生状況	81
個人情報保護の取り組み	59	地震保険保有契約件数	81
損害保険に関する主な法律	60	地震保険加入率	81
損害保険のあゆみ	66	地震保険付帯率	82
日本国内で損害保険業を営む会社	70	地震保険 都道府県別付帯率の推移	82
主な損害保険の関連団体	71	主な風水害・地震噴火災害(戦後～)	83
主要指標関係		自然災害で支払われた保険金	84
元受正味保険料	72	国際関係	
正味収入保険料	72	主要国の損害保険料比較	85
正味収入保険料の保険種目別構成比	72	会員会社の海外進出状況	85
元受正味保険金	73	海外に進出して保険事業を行っている会員会社数	85
正味支払保険金	73	会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数	86
総資産・運用資産	73	会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数	86
代理店関係		会員会社の海外駐在員事務所数	86
代理店実在数の推移	74	会員会社の海外事業成績	87
代理店数の内訳	74	会員会社の海外元受正味保険料	87
チャネル別の構成比	74	会員会社の海外出再保険料	87
損害保険の募集従事者数の推移	75	会員会社の海外受再保険料	87
代理店扱、仲立人扱、直扱	75	統計データ一覧	88
募集形態別元受正味保険料割合	75	参考資料	
自動車保険関係		損保協会の組織	90
交通事故の発生状況	76		
自動車保険加入率	76		
自動車保険都道府県別加入率	77		
高額判決例	78		
自動車盗難の件数と支払保険金	79		
イモビライザの効果	79		
自動車盗難対策のあゆみ	80		
車上ねらいの状況	80		

日本損害保険協会(略称:損保協会)とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体であり、わが国の損害保険業の健全な発展および信頼性の維持を図ることを目的としています。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さまからいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。

また、損害保険事業を通じて蓄積してきたノウハウを活かし、防災・防犯対策、交通安全対策および環境問題に関する取り組み等、幅広い活動を行っています。

設立

1946年1月 設立
1948年5月 社団法人の認可を取得

事業内容

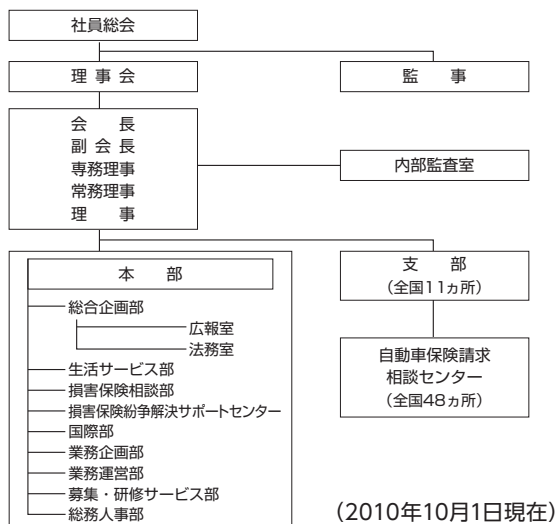
1. 損害保険に関する調査及び研究
2. 損害保険に関する統計の作成及び資料の収集
3. 損害保険に関する啓発及び宣伝
4. 損害保険に関する意見の表明及び申達
5. 災害防止及び損害軽減の方策の調査及び研究
6. 損害保険に係る保険募集に従事する者に対する研修、試験等の実施

目的

損害保険会社を社員*とする事業者団体であり、わが国の損害保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的としている。

(※会員会社一覧(裏表紙)参照)

組織図



現在取り組んでいる主な活動

消費者とのコミュニケーションの推進

消費者の声に誠実に対応し、満足度の高い相談・苦情対応を行うとともに、裁判外紛争解決手続機能の一層の強化、消費者との直接対話、情報提供活動、金融(保険)教育推進などの取り組みを展開しています。

業務品質の向上に向けた取り組み

ガイドラインへの対応状況やコンプライアンスに係る取り組みのフォローアップ等による自主規制機能の実効性の向上を図るとともに、募集人試験の運営、新制度の構築、募集人の資質向上策などの取り組みを展開しています。

損害保険事業の基盤強化に向けた取り組み

会員会社の安定的・効率的な事業運営を支える各種インフラの整備を強化するとともに、損保事業のほか経済・社会活動面など幅広い分野における調査・研究、政策提言などの取り組みを展開しています。

社会の安全・安心への貢献

損害保険事業のノウハウを活かし、政策提言、啓発活動等を通じて、安全・安心な社会の実現に貢献するとともに、社会コスト(事故・災害等による損失)の削減を目指すための取り組みを展開しています。

国際社会への働きかけ

日本国内法規制への影響を踏まえ、日本の損害保険業界の意見をグローバルスタンダードの策定に反映できるよう、国際会議等へ積極的に参加し、要望・提言活動および情報発信を行うとともに、海外の諸制度の調査・研究などの取り組みを展開しています。

行動規範

1991年、損保業界が社会・国民からの信頼に応じていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。

近年、企業は持続可能な社会の発展に向けて、主体的に行動することを求められています。損保協会では、損保業界の社会的存在意義をより高めていくことを目的に、2005年3月に行動規範を抜本的に改定しました。

損保協会 行動規範 (抜粋)

制定 1991年10月17日
改定 2005年 3月17日

安全で安心できる社会の創造と、経済および国民生活の安定と向上に向けた相互扶助制度を円滑に運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、広く社会にとって有用な存在でなければならない。

そのため損保協会は、安全・安心で持続可能な社会の発展に貢献するとともに、損害保険事業の健全な発展を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

1 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、この原則が遵守されるように努めることとする。

※「環境保全に関する行動計画」および「環境問題に関する目標」についてはP.48に、「環境方針」についてはP.50に記載しています。

人間尊重の原則

事業に関わる全ての関係者に対し、人間尊重を行動の基本精神とする誠意ある行動をとる。

法令等遵守(コンプライアンス)の原則

法令・ルールについては、その制定された目的も十分に理解してそれを誠実に遵守し、社会の期待に応える。

積極的な社会参画の原則

わかりやすく親しみのある損害保険を目指すとともに、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、関係者とのコミュニケーションを実践しながら、社会に対し有益な働きかけを積極的・主体的に行う。

2 行動指針

1. 商品・サービス提供に関する指針
2. お客さまへの対応に関する指針
3. 個人情報等の取り扱いに関する指針
4. 関係者とのコミュニケーションに関する指針
5. 雇用および職場環境に関する指針
6. 地球環境に関する指針
7. 安全な社会の創造に関する指針
8. 社会貢献に関する指針
9. 資産の運用に関する指針
10. 内部統制システムの強化に関する指針
11. 国際的な事業活動に関する指針
12. 危機対応に関する指針

3 行動指針の実現

損保協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作成する。

主要指標

損害保険会社の数

51社が事業活動を行っています。

わが国には、国内損害保険会社*1が29社（2010年10月1日現在）あり（日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*2を含む）、そのほかに外国損害保険会社*3が22社（2010年7月1日現在）、あわせて51の損害保険会社があります。

また、損害保険会社で働く従業員（役員、外務員および嘱託を含む）は、93,182人（2010年4月1日現在。損保協会会員会社ベース）となっています。



	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および再保険業	27	14
再保険業	2	5
船主責任保険専業	-	3
合計	29	22

参照 P.70

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

*1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険免許を受けている会社

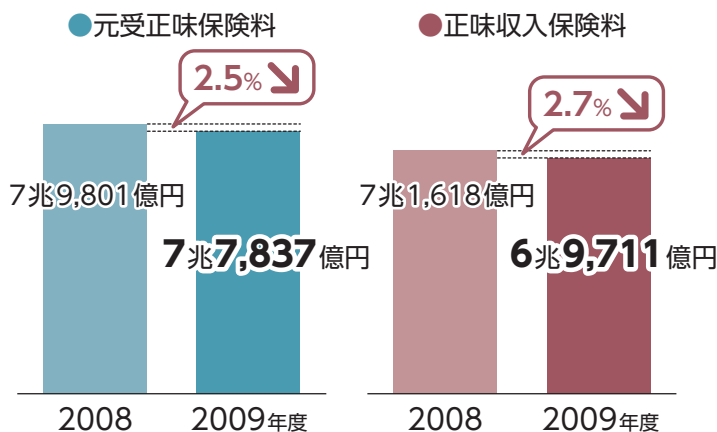
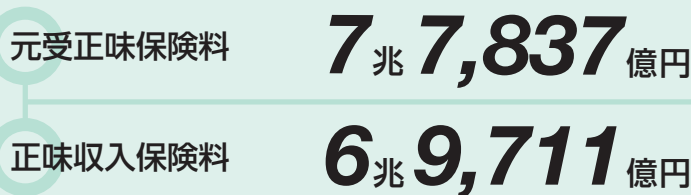
*2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社

*3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社

保険料

元受正味保険料は2.5%減、正味収入保険料も2.7%減

全保険種目合計の元受正味保険料*4（収入積立保険料を含む）は、前年度に比べ2.5%減の7兆7,837億円、正味収入保険料*5は2.7%減の6兆9,711億円となっています。（損保協会会員会社ベース）



参照 P.72

資料・データ 主要指標関係

*4 元受正味保険料 お客さま（保険契約者）との直接の保険契約にかかる収入を表すものです。

〔元受正味保険料〕＝〔元受保険料〕－〔諸返戻金（満期返戻金を除く）〕

*5 正味収入保険料 元受正味保険料に再保険にかかる収支を加味し、収入積立保険料を控除したものです。

〔正味収入保険料〕＝〔元受正味保険料〕＋〔受再正味保険料〕－〔出再正味保険料〕－〔収入積立保険料〕

保険金

正味支払保険金は**0.7%減**

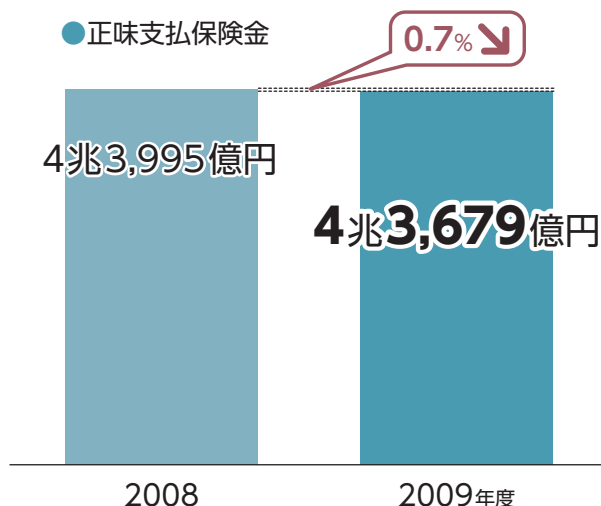
正味支払保険金*6は、自動車保険や傷害保険の伸びの鈍化、自賠責保険や海上・運送保険の減少等の要因により、全種目合計で0.7%減の4兆3,679億円となりました。(損保協会会員会社ベース)

参照 P.73

資料・データ 主要指標関係

正味支払保険金

4兆3,679億円



*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したものです。
 $[\text{正味支払保険金}] = [\text{元受正味保険金}] + [\text{受再正味保険金}] - [\text{回収再保険金}]$

損害率・事業費率

損害率は**1.5ポイント増**、事業費率は**0.1ポイント減**

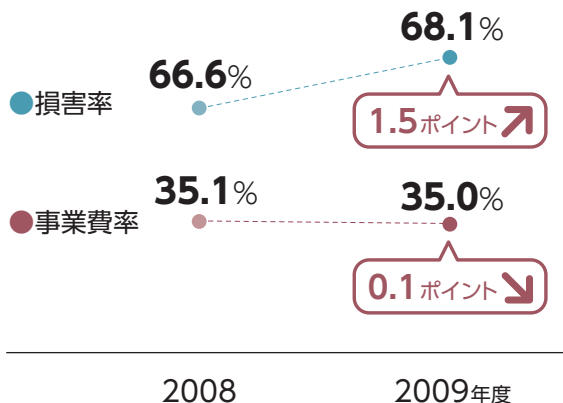
損害率*7は自賠責保険の保険料の大幅な減収の影響により1.5ポイント増の68.1%となりました。事業費率*8は、営業費及び一般管理費の減少に伴い、前年度に比べ0.1ポイント減の35.0%となりました。(損保協会会員会社ベース)

損害率

68.1%

事業費率

35.0%



*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標です。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示すものです。

*8 事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のためにどのくらい使用したかを示す指標です。低いほど経営効率が良いことを示すものです。

主要指標

総資産・運用資産

総資産は5.2%増、運用資産も7.9%増

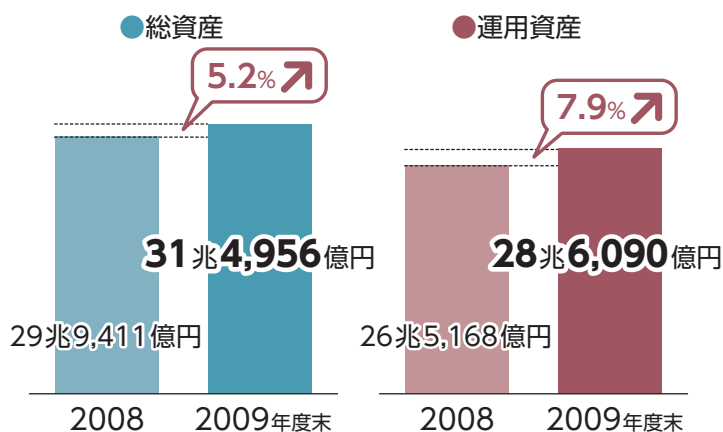
総資産*9は前年度末に比べ、金融危機により下落した株式等の有価証券時価の回復もあり、5.2%増の31兆4,956億円となりました。運用資産*10は株式や買入金銭債権の増加等により、前年度末に比べ7.9%増の28兆6,090億円となりました。(損保協会会員会社ベース)

総資産

31兆4,956億円

運用資産

28兆6,090億円



参照 P.73

資料・データ 主要指標関係

*9 総資産 運用資産およびその他資産(代理店貸、再保険貸など)の合計です。

*10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などのことをいいます。

経常利益・当期純利益

経常利益は6,085億円、当期純利益は2,878億円の増益

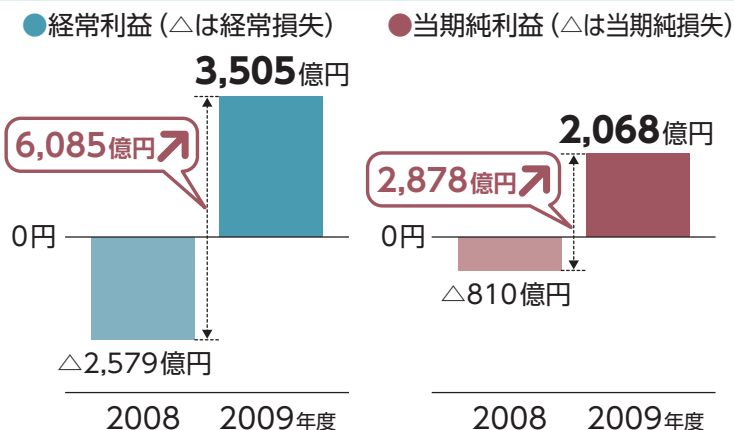
経常利益*11は保険引受利益の増益や有価証券評価損の減少により、前年度の△2,579億円から3,505億円の黒字に転換しました。当期純利益*12についても、前年度の△810億円から2,068億円の黒字に転換しました。(損保協会会員会社ベース)

経常利益

3,505億円

当期純利益

2,068億円



*11 経常利益 損害保険会社の事業活動による保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用にかかる費用などの経常費用を引いた利益のことです。

*12 当期純利益 経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のことです。

代理店数・募集従事者数

代理店数は4.6%減、募集従事者数は0.2%増

全国にある損害保険代理店*13は約21万店で約216万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)

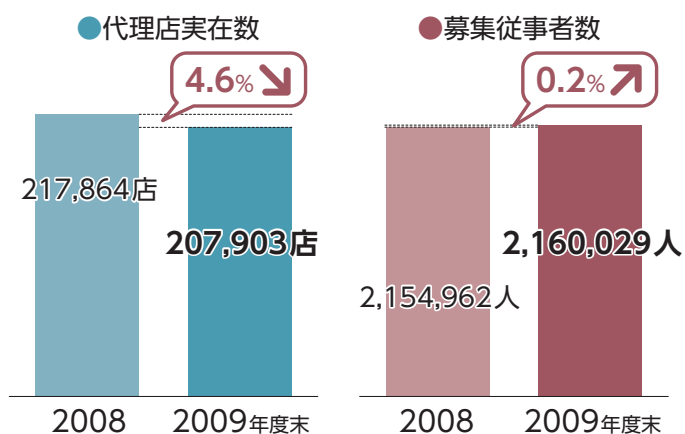
また、2009年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の92.3%となっています。

代理店実在数

207,903店

募集従事者数

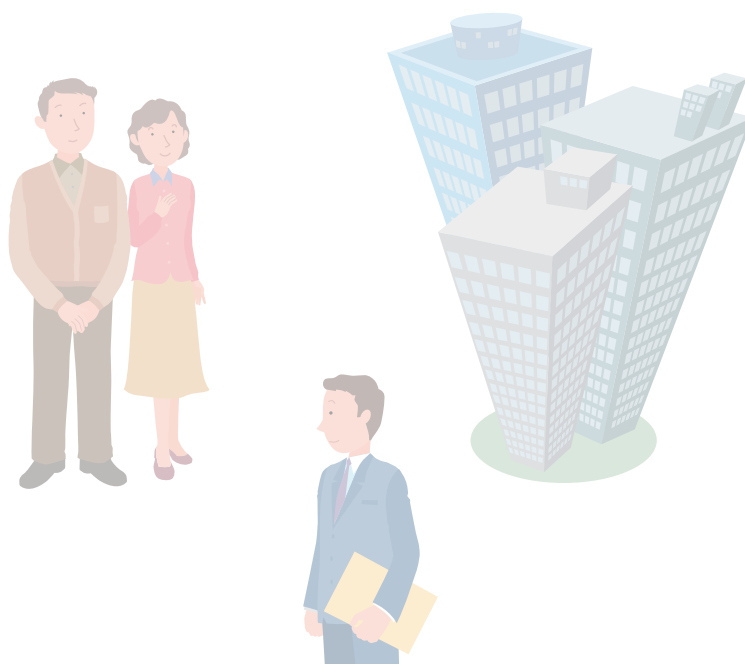
2,160,029人



参照 P.74、75

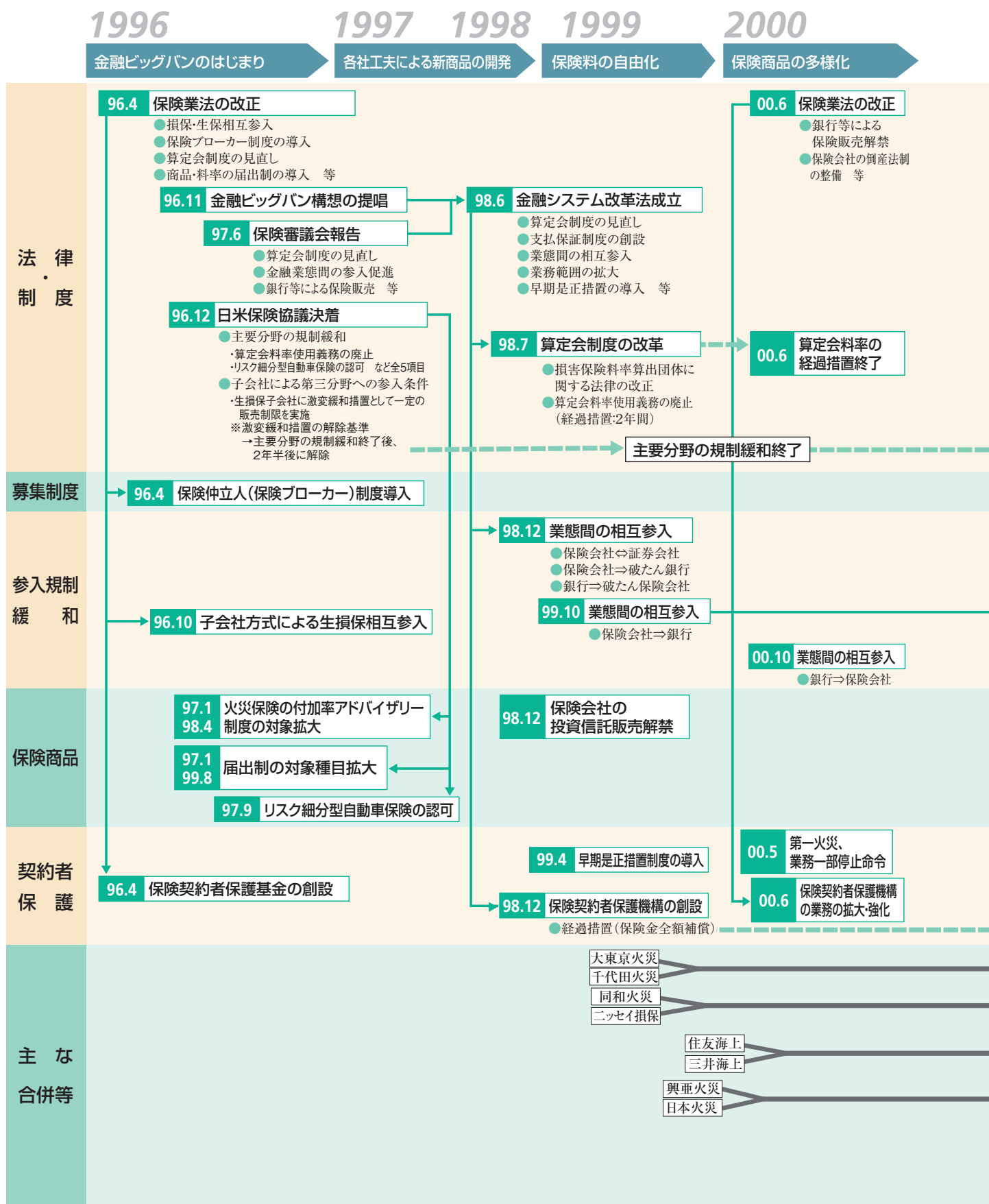
資料・データ 代理店関係

* 13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っています。



損害保険の概況

自由化以降の損害保険業界の動向



2001

金融ビッグバンの完了

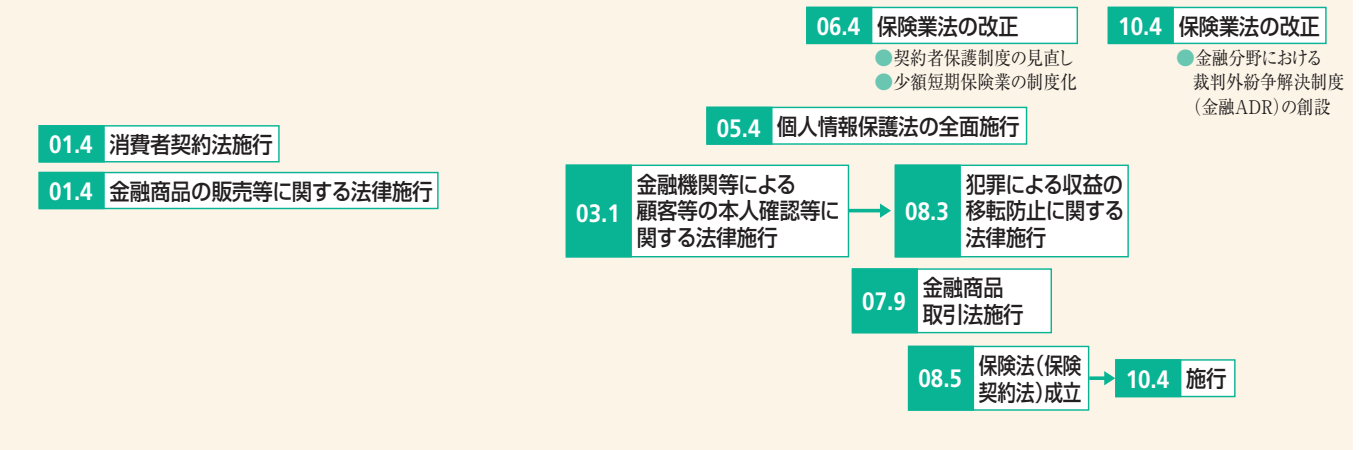
2002

さらなる業界再編・規制緩和

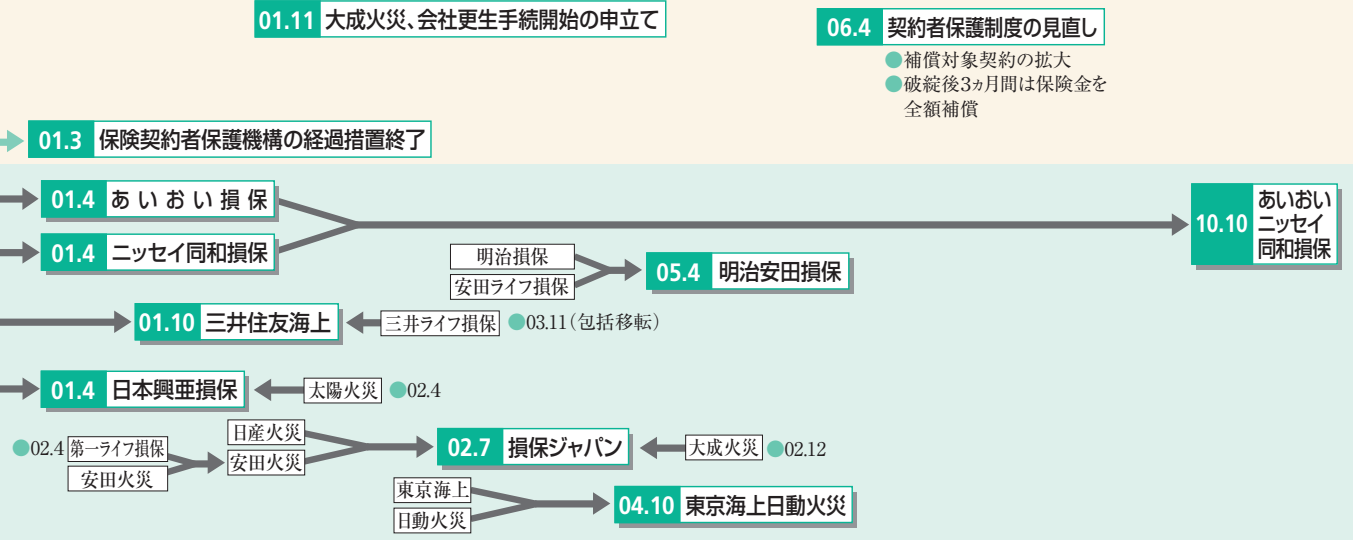
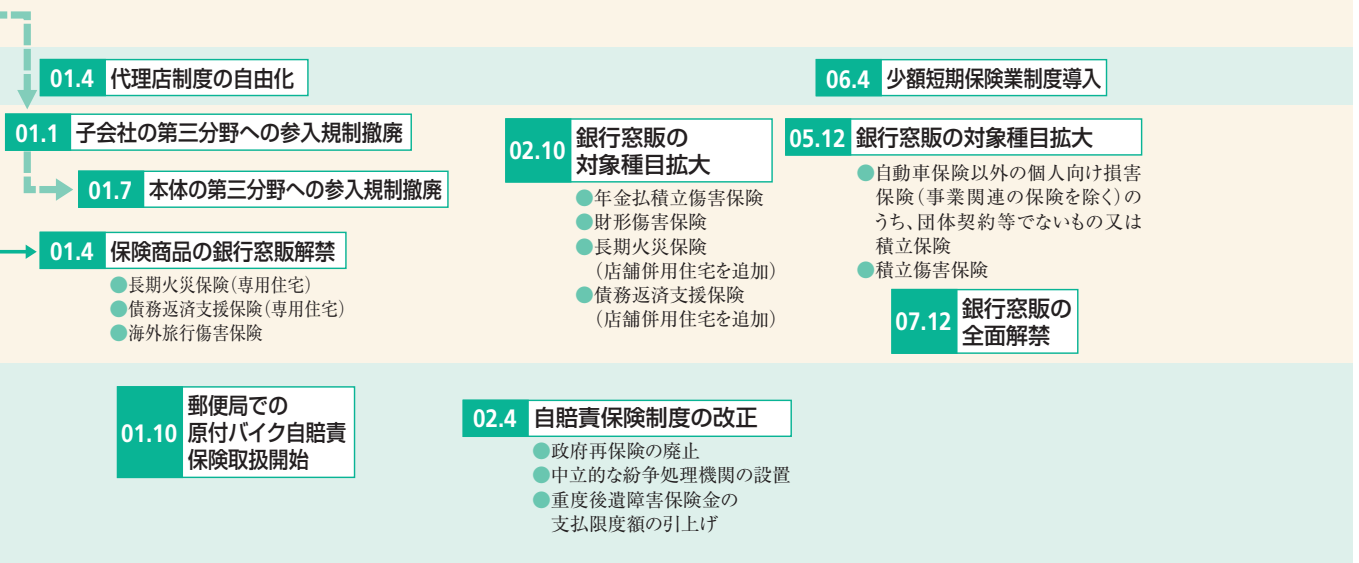
2008

消費者保護の推進

2010



損害保険各社が独自に開発した商品が登場



多様な損害保険

損害保険はわたしたちの生活をとりまくさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に対する経済的な備えです。



くらしの安心を支える保険

くるま



自動車事故等での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の大きく2種類に分類されます。

●自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

●自動車保険

- 対人賠償保険
- 対物賠償保険
- 人身傷害補償保険
- 搭乗者傷害保険
- 車両保険

など

すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

また、「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

●火災保険

●地震保険

●積立型(貯蓄型)の保険

など

からだ 老後の生活



ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

また、貯蓄性を兼ね備えた積立型の保険もあります。

●傷害保険

●所得補償保険

●介護(費用)保険

●年金払積立傷害保険

●積立型(貯蓄型)の保険

●医療保険

●がん保険

など

くらし レジャー



スポーツやレジャー中のケガや用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

●海外旅行保険

●国内旅行傷害保険

●ゴルファー保険

●スキー・スケート総合保険

●個人賠償責任保険

など

事業活動の安心を支える保険



自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

建物財物



- 火災保険
- 風水害保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 盗難保険
- 機械保険
- ガラス保険

など

売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 店舗休業保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険

など

輸送



- 運送保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険
- 船客傷害賠償責任保険

など

損害賠償



- 施設賠償責任保険
- PL保険（生産物賠償責任保険）
- 自動車管理者賠償責任保険
- D&O保険（会社役員賠償責任保険）
- 個人情報漏えい保険

など

その他



- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 組立保険
- 土木工事保険
- 公共工事履行ボンド
- 信用保険
- 原子力保険
- (天候デリバティブ)

など

くるまの保険

参照 P.76～80

資料・データ 自動車保険関係

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）とは…

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、原動機付自転車（原付バイク）を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。
- 自賠責保険の保険料は、「地域別（沖縄本島、沖縄離島、沖縄以外の離島、それ以外）」、「車種別」、「契約期間別」に定められています。

<保険料例>

2010年9月現在（2008年4月1日以降の契約、単位：円）

車種	契約期間							
	12ヵ月	13ヵ月	24ヵ月	25ヵ月	36ヵ月	37ヵ月	48ヵ月	60ヵ月
自家用乗用自動車 (例) 白の3・5・7ナンバー	13,850	14,570	22,470	23,170	30,910	31,600	-	-
小型二輪自動車 (例) 250 cc超のバイク	9,280	9,620	13,400	13,740	17,450	17,780	-	-
検査対象軽自動車 (例) 三輪・四輪の軽自動車	12,090	12,670	18,980	19,540	25,730	26,280	-	-
検査対象外軽自動車 (例) 250 cc以下のバイク	8,620	-	12,080	-	15,470	-	18,790	22,050
原動機付自転車 (例) スクーター(125 cc以下)	6,960	-	8,790	-	10,580	-	12,340	14,070

※いずれも沖縄県および離島以外の地域に適用する保険料です。

- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償（対人賠償）のみを補償する保険であり、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償（対物賠償）は補償されません。また、次のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。

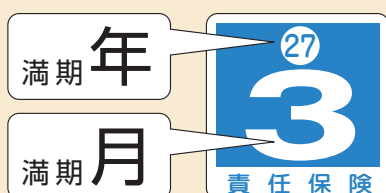
<支払われる保険金の限度額>

損害の内容		被害者1名あたりの限度額
ケガによる損害		120万円
後遺障害による損害(注1)	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	4,000万円
	上記以外の後遺障害	3,000万円
	上記以外の後遺障害	(第1級) 3,000万円 ～(第14級) 75万円
死亡による損害		3,000万円

注1 後遺障害における「等級」の認定…
後遺障害による損害は、障害の程度により第1級～第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

△ 満期年月にご注意ください △

自動車検査登録制度（車検制度）の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険に契約していることが必要になりますが、車検制度の対象ではない250cc以下のバイク（原付バイクなど）は、自賠責保険の契約期間が切れていないか注意が必要です。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー（保険標章）も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることが必要です。



※この例では、平成27年3月が満期年月

自動車保険とは・・・

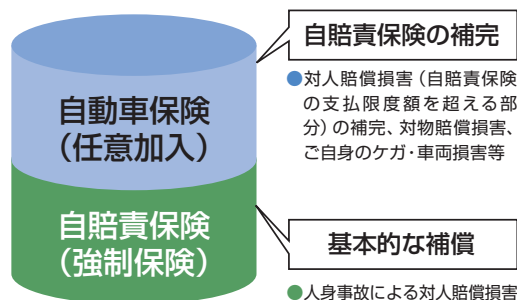
- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害補償保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせ販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

損害の種類		事 例	対応する保険
賠償損害	他人の損害	・歩行者をはねてケガをさせた。 ・他の車に衝突して運転者・同乗者を死亡させた。	(自賠責保険) 対人賠償保険
	他人の財物	・他の車に衝突してその車を壊した。 ・他人の家の門にぶつかりその門を壊した。	対物賠償保険
傷害	運転者・同乗者	・川に転落して自分（運転者）がケガをした。 ・電柱に衝突して同乗者が死亡した。	人身傷害補償保険 搭乗者傷害保険 自損事故保険
		・他人の車との衝突でケガを負ったが、相手方には対人賠償保険がついてなかった。	人身傷害補償保険 無保険車傷害保険
物損害	自分の車	・ガケから転落して車が大破した。 ・吹き飛ばされてきた看板が自動車に当たり大破した。 ・自動車を盗まれた。	車両保険

【自賠責保険と自動車保険のイメージ図】

	ケガ	モノ
被害者への賠償	相手の方にケガをさせた 自賠責保険	相手のモノを壊した 対物賠償保険
	対人賠償保険	
ご自身への補償	ご自身や、搭乗中の方がケガをした 人身傷害補償保険 搭乗者傷害保険 無保険車傷害保険 自損事故保険	ご自身のお車が壊れた 車両保険

被害者への賠償（ケガ）



すまいの保険

参照 P.81~84

資料・データ 火災保険関係

火災保険とは・・・

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車か建物に飛び込んできた場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。
- 火災保険で支払われる主な損害保険金は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なりますので、詳細については保険会社または代理店に確認することが必要です。

【損害保険金】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹（ひょう）災・雪災*
- ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- ・給排水設備に生じた事故による漏水、放水または溢（いっ）水による水濡れ
- ・騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盗難によって生じた盗取、損傷または汚損*
- ・通貨または預貯金証書の盗難*
- ・持ち出し家財の損害*
- ・水災*
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損*

【費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用*
- ・残存物の取り片づけ費用*
- ・失火見舞費用*
- ・地震火災費用*

※一定の制限付で補償される場合があります。



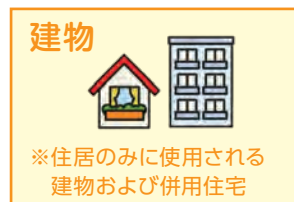
地震保険とは・・・

- 地震保険は、「地震・噴火・これらによる津波」（「地震等」とします。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失による建物や家財の損害を補償する保険です。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している「地震保険」を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、地震等を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
 1. 地震による倒壊、破損
 2. 地震によって生じた火災による焼損
 3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失、埋没
 4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
 5. 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没
 6. 津波によって生じた流失、倒壊
- 保険金は、迅速にお支払いするために損害の程度（「全損」「半損」「一部損」）に応じて、契約金額の一定割合が支払われます。その内容は次のとおりですが、損害が「一部損」に至らないときには、保険金は支払われません。

● 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯（セット）して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の中途でも地震保険を付帯することができます。

- 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額に対して、30%～50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

	火災保険の保険金額 に対する割合	限度額
建物	30%～50%	5,000万円
家財		1,000万円



損害の程度	保険金	状態（建物については次のいずれかの場合）
全 損	保険金額の 100%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の50%以上の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
半 損	保険金額の 50%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の20%以上50%未満の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上70%未満の場合
一部損	保険金額の 5%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の3%以上20%未満の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、 全損・半損に至らないとき

損害保険の概況

- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。また、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造※とロ構造※の2つに区分されています。
 その他、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

〈1年間の保険料（契約金額100万円あたり）〉

都道府県	構造区分	イ構造※	ロ構造※
岩手県・秋田県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		500円	1,000円
北海道・青森県・宮城県・新潟県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・奈良県・兵庫県・岡山県・広島県・大分県・宮崎県・沖縄県		650円	1,270円
香川県		650円	1,560円
茨城県・山梨県・愛媛県		910円	1,880円
徳島県・高知県		910円	2,150円
埼玉県・大阪府		1,050円	1,880円
千葉県・愛知県・三重県・和歌山県		1,690円	3,060円
東京都・神奈川県・静岡県		1,690円	3,130円

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。
 （イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 ロ構造…主として木造の建物）

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

- 免震建築物割引：30%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合

- 耐震等級割引：10～30%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合

- 耐震診断割引：10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

- 建築年割引：10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

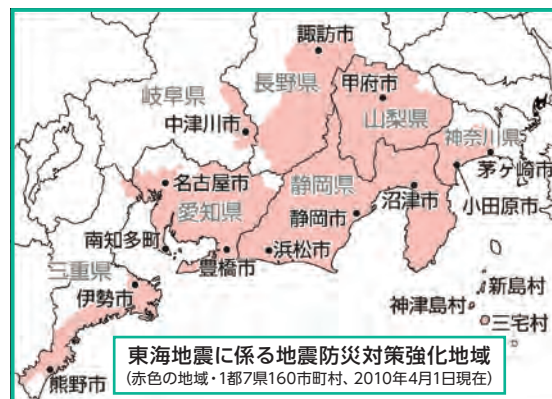
（注1）上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

（注2）割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただきます。

●警戒宣言発令後は新たに契約できません●

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、右記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内にある建物・家財について、新たに地震保険を契約することはできません。

また、すでにご契約いただいている地震保険の契約金額を増額することもできませんので、ご注意ください。



- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受けるしくみとなっています。

損害保険会社は利潤をいただかず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画では、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。



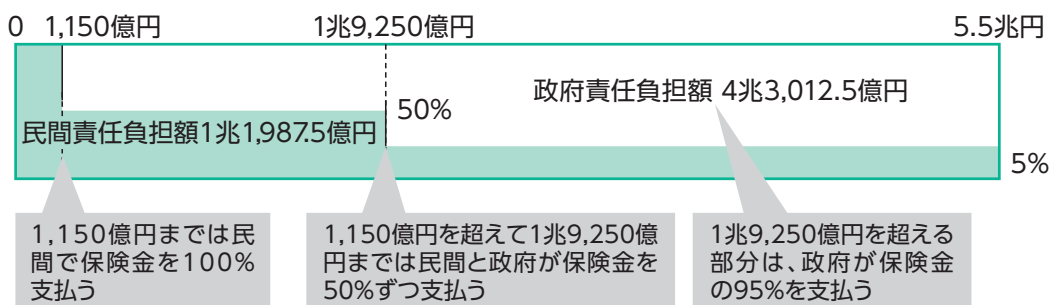
- 地震保険法により、1回の地震等による保険金の総支払限度額は関東大震災クラスの大震災が発生しても保険金の支払いに支障がないように最大5兆5,000億円（2010年9月現在）に設定されており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をするしくみとなっています。

- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除することができる金額は以下のとおり、所得税で地震保険料の全額（5万円限度）、個人住民税で地震保険料の2分の1（2.5万円限度）となっています。

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額（最高50,000円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高25,000円）

【政府と民間の地震再保険のしくみ】



(2010年9月現在)



からだの保険・その他の保険

傷害保険とは・・・

- 傷害保険は、「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡した場合などに保険金が支払われる保険です。

1. 事故の急激性

「急激」とは、一般的に「事故が突発的で傷害発生までの過程において時間的間隔がないことや事故の発生が被保険者にとって予測・回避できないものであったこと」などと解されています。例えば、交通事故により傷害を被った場合には急激性があるといえますが、靴ずれやしもやけなどは、継続的な行為によって引き起こされた結果であり、急激性があるとはいえません。

2. 事故の偶然性

「偶然」とは、一般的に「事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できないことや被保険者の意思に基づかないこと」などと解されています。①原因が偶然であること(階段で足を踏みはずすなど)、②結果が偶然であること(荷物を持ち上げて腰を痛めるなど)、③原因と結果がともに偶然であること(道路で転んだところを走ってきた車にひかれるなど)のいずれかであることが必要です。反対に、例えば足の骨折治療中にボールを蹴って悪化させた場合などは十分に結果を予測することができるので、偶然性があるとはいえません。

3. 事故の外来性

「外来」とは、一般的に「事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること」などと解されています。事故の原因が外来であれば、必ずしも身体の外部に傷害の痕跡を有する必要はないので、例えば溺死や窒息死なども傷害保険の補償対象ということになります。

- 傷害保険で支払われる保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要件
死亡保険金	ケガにより、事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	ケガにより、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院保険金	ケガにより、平常の業務または生活ができなくなり、事故の日から180日以内に入院した場合(平常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおったときまでの入院に限ります)
手術保険金	ケガにより、平常の業務または生活ができなくなり、入院し、事故の日から180日以内に手術をした場合(事故の日から180日以内の手術1回に限ります)
通院保険金	ケガにより、平常の業務または生活ができなくなり、事故の日から180日以内に通院した場合(平常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおったときまでの通院に限ります)

医療保険とは・・・

- 医療保険は、ケガや病気の結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

	保険金の種類	要件
入院関係	傷害入院保険金	急激・偶然・外来の事故による傷害で入院 ^(注1) したとき
	疾病入院保険金	疾病で入院 ^(注1) したとき
手術関係	傷害手術保険金	傷害入院保険金が支払われる場合で、その傷害の治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金	疾病入院保険金が支払われる場合で、その疾病の治療のため、所定の手術をしたとき
その他	傷害通院保険金	傷害入院保険金が支払われる場合などで、その傷害の治療のため、通院したとき
	疾病通院保険金	疾病入院保険金が支払われる場合などで、その疾病の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金	傷害や疾病で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

(注1) 医療保険における「入院」・・・

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されないこととなります。

海外旅行保険とは・・・

● 海外旅行保険は、被保険者（補償の対象となる方）が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」といいます。）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、最近では必要な補償だけ

を選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。

- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合を補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害が残った場合を補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合を補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあったり壊れた場合を補償
救済者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
入院一時金	旅行行程中でのケガや病気で一定期間以上入院した場合を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
旅行変更費用	被保険者や同行予定者などの死亡・危篤、被保険者などの入院、渡航先での地震・戦争・テロ行為などの発生のために出国を中止または海外旅行を途中で取り止めて帰国した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用（交通費、宿泊代、食事代、通信費など）を補償

個人賠償責任保険とは・・・

- 個人またはその家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。
- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約するケースが多くなっています。

- 補償の対象となる事故例は、次のとおりです。他人の「身体」や「財物」に損害を与えた場合が対象となりますので、他人への名誉毀損やプライバシー侵害といったケースは補償の対象外となります。

1. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。
2. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。
3. 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
4. 自転車で走行中に歩行者とぶつかり後遺障害を負わせた。
5. ガス爆発によって、隣の建物を損壊させた。
6. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭に当たり死亡させた。

1.消費者の皆さまへの情報提供活動

消費者の皆さまに損害保険をご理解いただくための取り組みとして、損保協会ホームページや損保会館内の「そんぽ情報スクエア」などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

消費者向け専用サイト「そんぽのホント」

消費者の皆さまに損害保険を正しく、そして楽しくご理解いただくために、損害保険のしくみや種類、契約に関する注意事項などを学べる消費者向け専用ウェブサイト「そんぽのホント」を作成しています。損害保険のしくみや基礎知識について体系的に学べるコンテンツのほか、クイズコーナーでは自身の知識を確認することが可能です。

さらに当協会で開催する消費者向けのイベント情報をはじめ、学校の現場でご利用いただける教材を紹介する「スクールナビ」のコーナーも設けています。

なお、当サイトは、財団法人 消費者教育支援センター*が実施している「第7回消費者教育教材資料表彰」において優秀賞を受賞するなど、多方面から評価を得ています。

*教育に関する調査研究及び各種事業を実施することにより、消費者教育の総合的かつ効果的な推進を支援することを目的として、1990年に文部省と経済企画庁（当時）が連携して設立した財団法人。



講師派遣活動

消費者の皆さまと直接、コミュニケーションができる機会として、各種講演会や学習会を積極的に開催しています。

例えば、学生や一般消費者向けには、「身近な損害保険の種類やしぐみ」、「自然災害に備える損害保険」など、損害保険に関わるさまざまなテーマで講演会や学習会等を実施しています。講演の際には、講演テーマや対象に合わせたテキストとして、「そんぽのホント（フレッシューズガイド）」（若年層向け）、「損害保険の契約にあたっての手引（バイヤーズガイド）」（一般消費者向け）、「知っ得ガイド わかりやすい損害保険の入りかた」（熟年層向け）等の各種冊子をご用意しています。

また、消費生活相談員の皆さまを対象とした勉強会も実施しています。勉強会では、消費生活相談員の皆さまが一般消費者の方からの損害保険に関する相談等に対応するにあたってご活用いただくための相談対応マニュアル「そんぽ相談ガイド」を使用しています。

・消費者行政機関等が主催する講演会・市民講座

2009年度派遣実績：109回

・全国の高校、大学、短大等の生徒・学生向けの講演会

2009年度派遣実績：高校57回、大学・短大等139回

・消費生活相談員を対象とした勉強会

2009年度派遣実績：62回



2.意見聴取・対話・交流

「そんぼ情報スクエア」からの情報発信

損保会館1階の「そんぼ情報スクエア」は、気軽・容易に損害保険に関する情報へアクセスできるスポットとして2002年9月にオープンしました。損害保険各社の商品パンフレットをお持ち帰りいただけるほか、各社の各種資料（ご契約のしおり、契約概要・注意喚起情報、意向確認書面、ディスクロージャー資料等）を自由に閲覧いただけます。



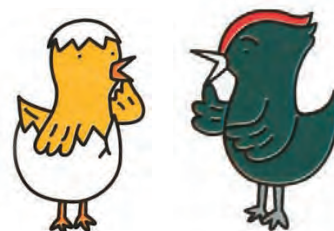
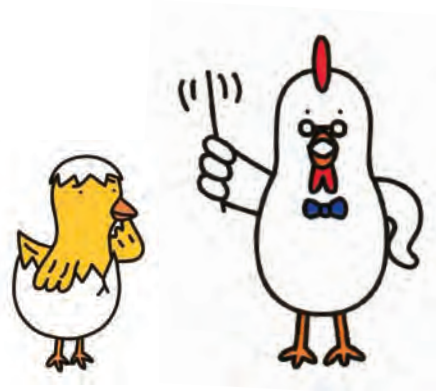
消費者行政機関等との懇談会 (そんぼ消費者安心懇話会)

全国の消費者行政機関等との懇話会を開催し、損害保険業界・各社の施策、取り組みについての情報提供を行っているほか、損害保険業界に関するご意見・ご要望等を頂戴し、PDCA サイクルによる業務改善に役立てています。このほか、国民生活センターとも懇談会を実施し、各種意見交換を行っています。



消費者団体との懇談会

消費者のオピニオンリーダーが所属する各消費者団体等と意見・情報交換を実施しています。



はじめに・
損害保険の概況

損保協会の活動

I 消費者とのコミュニケーションの推進

II 業務品質の向上に向けた取り組み

III 損害保険事業の基盤強化に向けた取り組み

IV 社会の安全・安心への貢献

V 国際社会への働きかけ

VI 支部活動

資料・データ

3. 報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

記者会見

金融記者クラブにおいて協会長定例記者会見を開催しています。(年5回)



協会長定例記者会見

報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇談会を開催しています。

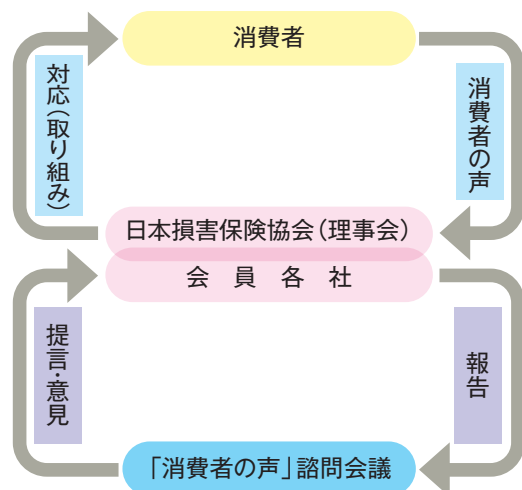
情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、ニュースリリース等により情報提供を行っています。

4. 「消費者の声」諮問会議

消費者の皆さまの声を真摯にお聴きし、業界全体の業務運営に反映させるためのしくみとして、「消費者の声」諮問会議を設置しています。

この諮問会議では、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等について論議し、必要に応じ理事会に対して提言を行います。損保協会および会員各社は、損保協会で検討し、策定した対応策を確実に実行するとともに、諮問会議に報告します。



「消費者の声」諮問会議メンバー

<2010年9月1日現在>

有識者委員

- 石川 洋児 : (一社) 共同通信社 社長室長
- 古笛 恵子 : 弁護士
- 丹野 美絵子 : (社) 全国消費生活相談員協会
常任理事
- 松本 恒雄 : 一橋大学大学院法学研究科 教授
- 八代 尚宏 : 国際基督教大学教養学部 教授

*敬称略、五十音順

業界委員

- 鈴木 久仁 : (社) 日本損害保険協会 会長
(あいおいニッセイ同和損害保険(株) 社長)
- 半田 勝男 : (社) 日本損害保険協会 専務理事
- 栗山 泰史 : (社) 日本損害保険協会 常務理事



5. 相談対応および苦情・紛争対応(ADR機能)

損保協会の対応体制

そんぽADRセンター (損害保険紛争解決サポートセンター)

2010年10月から、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、これまでそんがいほけん相談室および自動車保険請求相談センターで対応してきた苦情解決手続、また損害保険調停委員会に対応してきた紛争解決手続を行っています。

参照 P.26、90

そんがいほけん相談室

協会本部および全国各地の地方支部(10支部)に設置し、損害保険に関するさまざまな相談・問合せをお受けしています。

参照 P.90

自動車保険請求相談センター

全国48カ所に設置し、自動車保険および自賠責保険の保険金請求に関する相談・問合せをお受けしています。また、弁護士による交通事故に関する法律相談(予約制・無料)も行っています。

参照 P.90

ADRとは

裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution)の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な解決が可能な手段です。

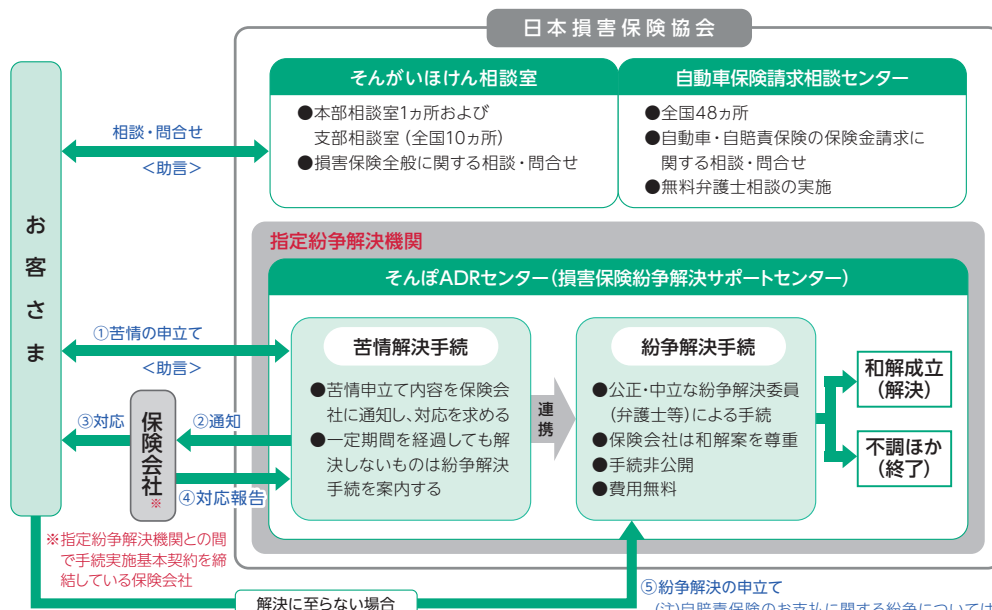
指定紛争解決機関とは

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情および紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約(手続実施基本契約)を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、時効の中断および訴訟手続の中止の法的効果が付与されます。

損保協会における相談・苦情対応体制(概略)



<2010年10月現在>

そんぽADRセンターにおける苦情・紛争解決手続の流れ

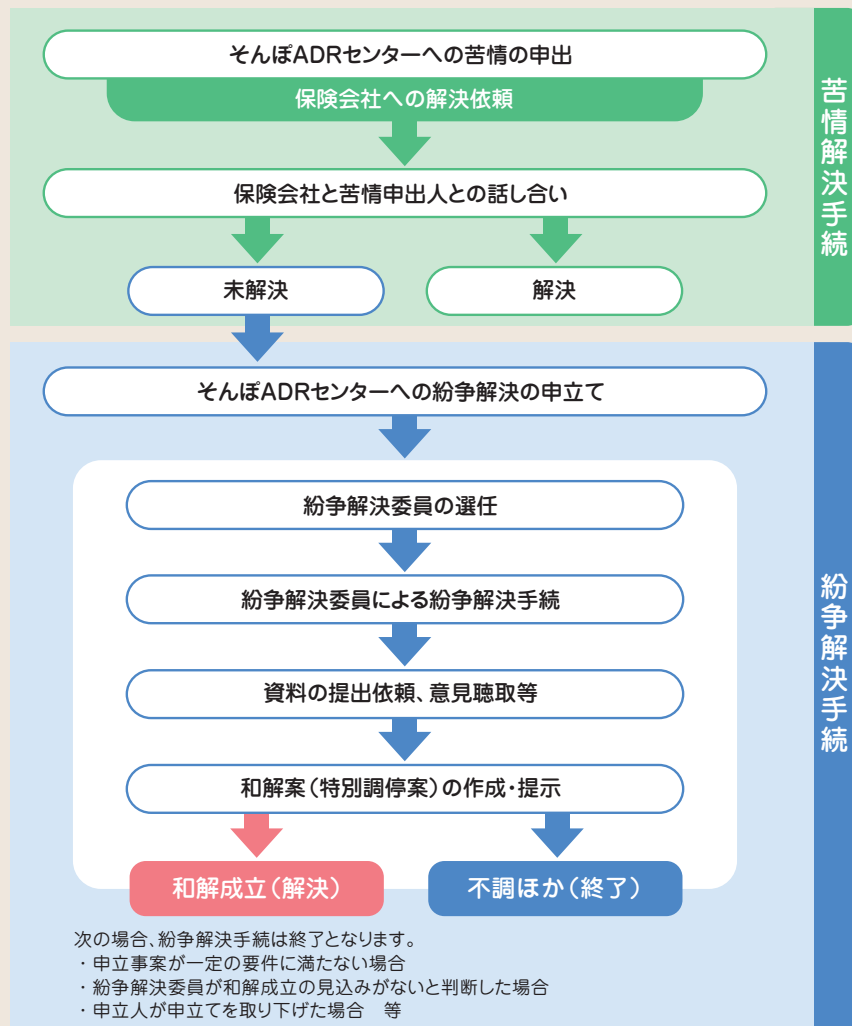
苦情解決手続

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その相談に応じ、必要な助言をし、苦情にかかる事情を調査するとともに保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求めます。

紛争解決手続

お客さままたは保険会社から、紛争解決の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員（紛争解決委員）を選任し、中立・公正な立場から和解案を提示し、受諾を勧告します。また事案の性質等を踏まえ相当であると紛争解決委員が認めるときは特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。この特別調停案については、原則として、保険会社に受諾義務が課せられることとなります。

苦情・紛争解決手続の流れ



苦情対応機能の一層の充実策

お客さまからの苦情の早期解決のための取り組み

- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に解決依頼を行った苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・お客さま、保険会社へ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・苦情の申出から一定期間経過しても解決しない場合には、お客さまに紛争解決手続についてご案内しています。

お客さまの満足度向上のための取り組み

相談員の応対力向上のために、研修を継続して行っています。

紛争解決機能の拡充

保険契約者と契約先保険会社間の紛争事案に加え、自動車事故等による法律上の損害賠償（対人・対物）にかかる被害者と加害者側の保険会社間の紛争事案も対象としています。

苦情の分析・活用

「お客様の声レポート」の発行

お客さまから寄せられた苦情を分析し、「損保協会 お客様の声レポート」としてホームページで公表するとともに、保険会社の経営層に提供しています。

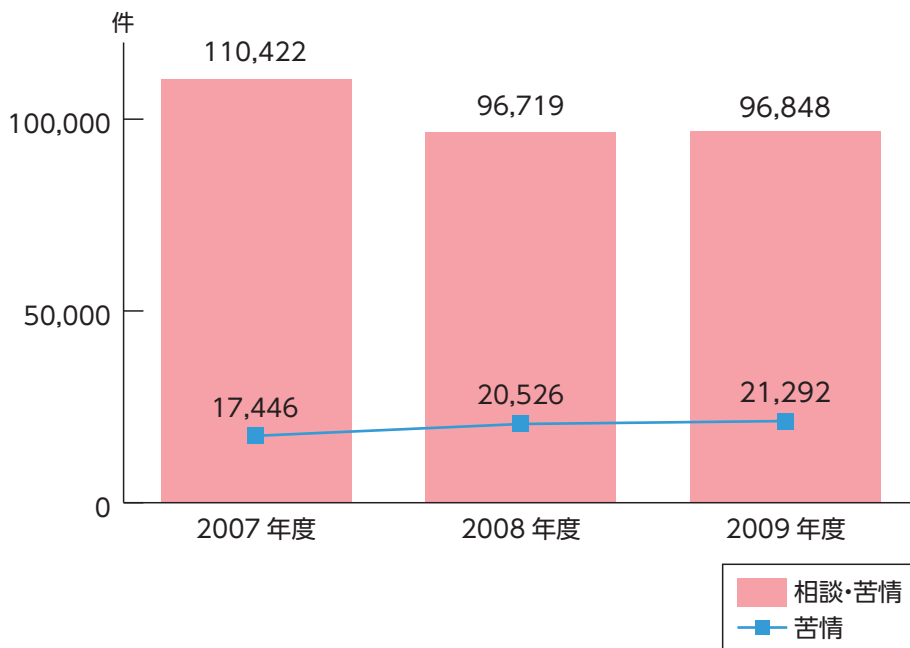
苦情のフィードバック

保険会社ごとに傾向分析を行うなどして、業務改善に役立つ情報として各社にフィードバックしています。



そんがいほけん相談室

損保協会における相談・苦情受付総件数の推移



6. 代理店・募集人の教育・試験

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客さまの窓口となるのは損害保険代理店（以下、「代理店」といいます。）です。

このため、損保協会では、代理店の募集人が損害保険のプロとしてふさわしい知識を有していることを確認するために、損害保険募集人試験（以下、「募集人試験」といいます。）や商品専門試験（保険商品教育制度）、損害保険代理店専門試験（以下、「代理店専門試験」といいます。）など、募集人向けに各種試験を実施しています。

なお、これらの試験制度については、募集人のさらなる資質向上を図るため、適宜、見直しを行っています。

「募集人試験」の実施

新たに募集人になろうとする方を対象に、募集人としての基本的な知識を習得することを目的として、募集人試験を実施しています。

なお、2008年6月から、本試験に「更新制度」を導入し、すでに損害保険の募集に従事している募集人についても、最新の業務知識を5年ごとに検証しています。



募集人試験更新制度案内用リーフレット

「商品専門試験」の実施

すでに損害保険の募集に従事している募集人を対象に、お客さまに対して、適切な商品説明が行えるよう、主要商品である自動車保険、火災保険および傷害保険などに関する知識の一層の向上を図るために、2008年11月から商品専門試験を実施しています。

本試験も、「更新制」を採用し、保険商品に関する最新の知識を5年ごとに検証しています。



保険商品教育制度案内用リーフレット

「代理店専門試験」の実施

すでに損害保険の募集に従事している募集人を対象に、募集人がお客さまに対して、より適切なコンサルティングを行うために必要となる知識を習得することを目的として、代理店専門試験を実施しています。

本試験には、「コンプライアンス」「法律」「税務」の3つのコースがあります。

「募集コンプライアンスガイド」の策定

会員各社が募集人を指導するための指針として、「募集コンプライアンスガイド」を策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべき事項についてわかりやすく解説しています。



募集コンプライアンスガイド

会員各社の取り組みの例

●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品（医療保険、がん保険等）専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。

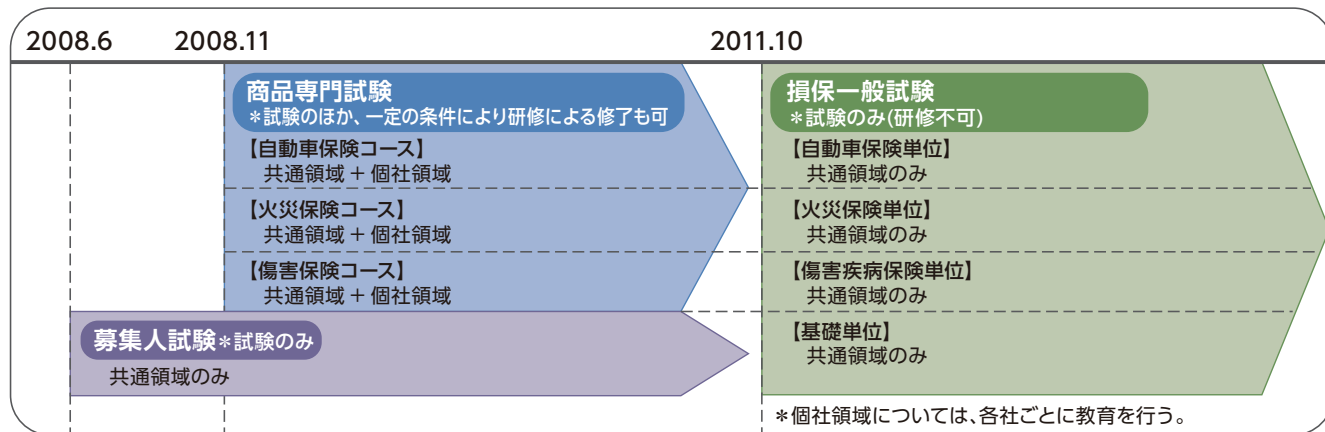
お客さまからの回答を分析・検証し、さらなる募集人の資質向上に向けた取り組みに活用しています。

募集人のさらなる資質の向上に向けた取り組み

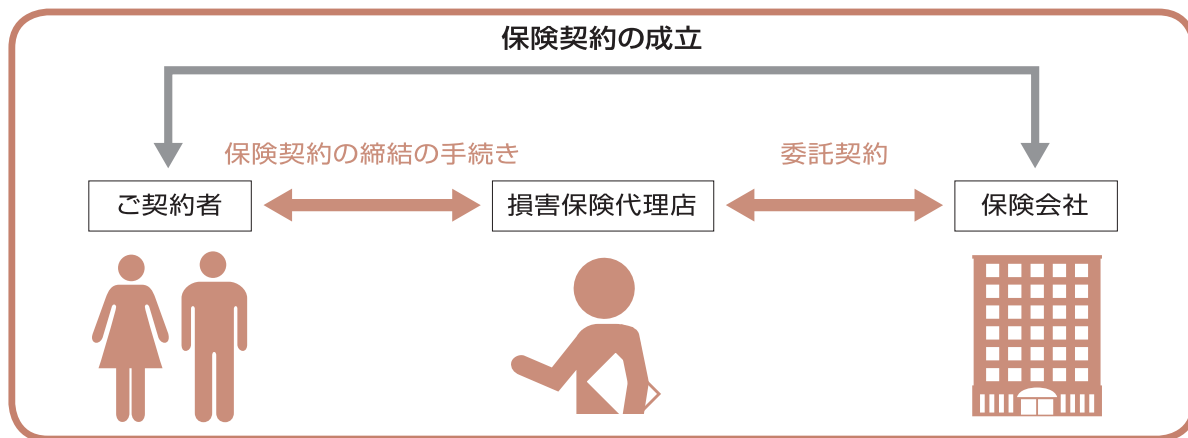
現行の試験制度について、消費者などから寄せられた意見等を整理・検討し、募集人の資質向上の実効性をさらに高めるとの観点から、「募集人試験」と「商品専門試験」とを統合して「損害保険募集人一般試験」（以下、「損保一般試験」といいます。）

とするとともに、「代理店専門試験」を見直し、募集人自らがさらなるステップアップを目指すためのしくみとして、「募集人の認定制度」（仮称）を導入するなど、現行の試験制度の再構築についても検討しています。

<「損保一般試験」のイメージ>



参考：代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

したがって、契約者が代理店に対して「申込書」により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

※保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が「媒介」となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

7. 自主規制機能 (ガイドライン)

各種ガイドライン等の策定

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。



保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品 (疾病または介護を支払事由とする商品) に関するガイドライン

第三分野商品の適正な保険募集および保険金支払の確保の観点で、固有に留意すべき事項をまとめています。

保険募集の適正な活動に関するガイドライン

適正な募集活動の基本方針や保険募集管理等に係るコンプライアンス態勢のポイント、保険募集における不適正な行為の考え方および不適正な行為の防止に向けた留意事項等をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク (保険金の不正取得の危険) 防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

会員各社が保険金支払に関して留意する必要がある事項等をまとめています。

会員各社の取り組みの例

● 事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある保険金を書面等によりお客さまにご案内しています。この書面等をご活用いただくことにより、お客さまご自身が受け取る可能性のある保険金をご確認いただくことが可能になりました。

● 第三者によるチェック体制の整備 (支払審査会の設置等)

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を委員とした審査会を設置し、保険金のお支払いに関して医学的・法的判断を要する事案を中心に、定期的にチェックしています。

募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項を整理した書面である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、それぞれに記載すべき項目や記載例をまとめています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただくための募集ツールや広告を作成するための指針として、基本的な考え方や作成上の留意事項をまとめています。

保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として、保険約款および募集文書等に使用する用語を「原則として使用を控える用語」、「使用にあたって何らかの説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取り組みの例

●わかりやすい保険証券、パンフレット、チラシ等の作成

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフレット、チラシ等について、文字や冊子を大きくする、イラストや図を挿入する、配置・配色等を改善する等わかりやすくするための工夫を行っています。また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい情報を正確に伝えるためのツール等を作成しています。

会員各社の取り組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減や各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等を進めています。また、専門用語についての見直しも行っています。

8.コンプライアンス・プログラム

活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取し、コンプライアンスの徹底を図っています。

主なチェック内容

- ・委員会下部組織（部会等）設置への同意
- ・委員会議事録の点検
- ・各委員会、事務局からの相談への対応 等

コンプライアンス・セミナー

会員各社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、消費者代表、行政担当官等によるセミナーを開催しています。

過去の主なセミナーテーマ

- ・損保業界の信頼回復に向けて
- ・監督行政から見た損保業界の課題
- ・消費者庁・消費者委員会の発足 等

好取り組み事例の意見交換

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員会社における好取り組み事例の意見交換を実施しています。

過去の主な意見交換テーマ

- ・効果的・効率的なコンプライアンスの推進のための取り組み
- ・代理店・社員のコンプライアンス教育・研修 等

その他

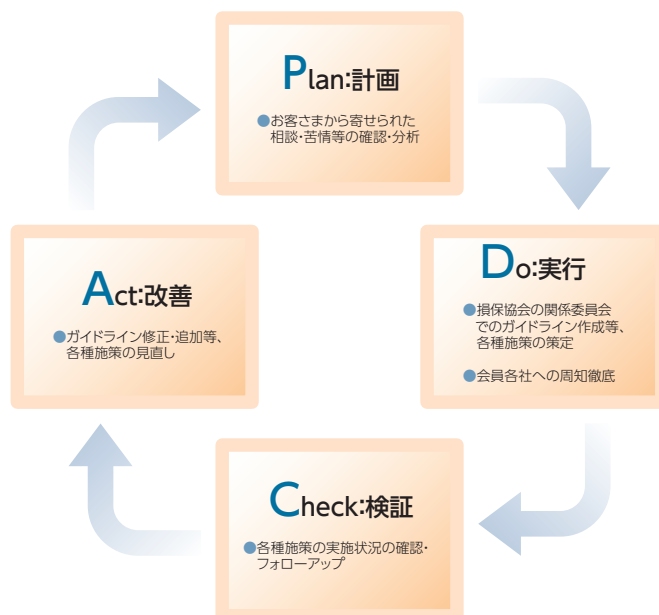
上記のほか、コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直しなどの活動を通じ、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

9.消費者の声の活用（PDCA）

消費者の声を基点とした業務改善スキーム（PDCAサイクル）の整備

損保協会および各地の消費者行政機関等に寄せられた相談・苦情等に基づいて、損保協会で策定した各種ガイドライン等の見直しを行うなど、業務改善に結び付けるスキーム（消費者の声を基点としたPDCAサイクル）を構築しています。

このスキームにより、これまでに「損害保険の契約にあたっての手引（バイヤーズガイド）」、「募集文書等の表示に係るガイドライン」、「募集コンプライアンスガイド」等の改訂を行っています。



10. 損害調査体制の整備

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生してもただちに対応できるように、損害保険会社（損保協会会員会社25社計）は、全国約1,800カ所の損害調査拠点を設け、そこに約3万1千名の損害調査担当社員を配置しています。

また、損害調査担当社員の技能向上を図るため、損害保険各社は医療研修をはじめとする各種の研修を実施しています。

自動車保険のアジャスター

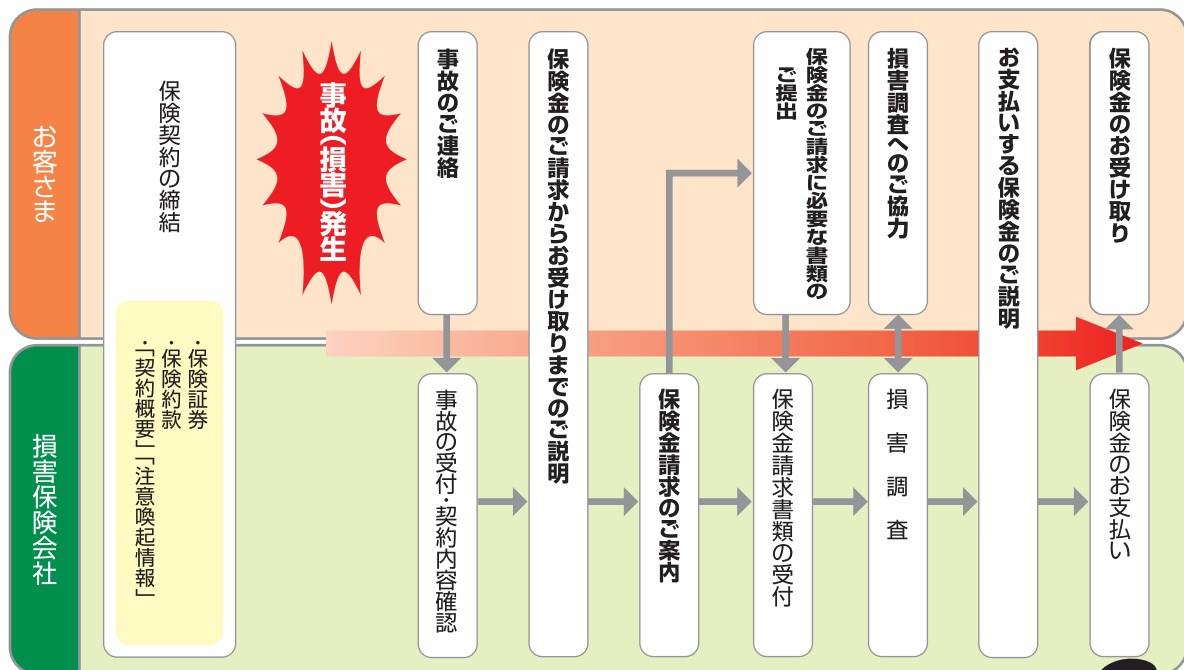
アジャスターとは、損害保険会社から委嘱を受け、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、8,708名（2010年4月1日現在）が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、2,148名（2010年8月1日現在）が損保協会に登録されています。

参考：事故のご連絡から保険金のお受け取りまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れです。万一の事故により保険金をご請求されるときに、参考にしてください。ご不明な点は損害保険会社に必ずご相談ください。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社へのご連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出を行ってください。保険金のご請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。（特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。）



医療研修

交通事故被害者に対する適切な対応

被害者救済を目的とする自賠責保険にとって重要なことのひとつに、被害者の「一日も早い社会復帰」の達成があり、それを支援する力を備えた損害サービスに携わる損害保険会社等の社員の育成は大切な使命です。さらにこうした努力は信頼される損害保険につながっていきます。

医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損害サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最善の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、伊豆研修所での宿泊集合研修や各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



伊豆研修所



医療セミナー研修風景

交通事故医療に関する研究助成

助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与しようとするものです。

公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

採用件数

1994年度より実施している本研究助成は2010年度までに採用件数は合計435件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

●研究テーマ例

- ・MRIにおける頸椎加齢変化
- ・軟部組織(筋肉等)損傷と再生に関する基礎・臨床
- ・小児の高次脳機能障害の評価
- ・外傷に対する医工学技術の応用
- ・高齢外傷患者に対する治療法の開発 ―予防、病態、治療、リハビリの面から―
- ・外傷後の慢性疼痛の基礎および臨床研究
- ・外傷による高次脳機能障害に関する評価法
- ・骨折治癒の促進に関する基礎および臨床研究



贈呈式風景

11. 情報交換制度

損害保険会社（外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む）および共済事業を営む協同組合・連合会では、損害保険（共済）に係るご契約内容、事故状況、保険金（給付金）のご請求内容等に関する個人情報について、共同利用する制度を実施しています。

自動車保険契約・事故確認制度

・1～5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

ご契約者から、前年度にご契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとお申出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度のご契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

・無事故・事故確認制度

自動車保険をご契約の損害保険会社等を変更された場合、適切な等級の継承確認のために、前年度のご契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社等に契約されている自賠責保険を含め、一括して保険金をお支払いする場合、当該損害保険会社等の間で確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うためのシステムです。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に保険金をお支払いするために、受け付けた事故について損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム ※1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等において、不正請求を排除し適正に保険金をお支払いするために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検切れまたはご契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険のご契約者を一時的に中断された場合、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認するための制度です。

・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たにご加入していただく2台目以降のお車のご契約に対し、所定の割引を適用するために、1台目のお車の保険契約の有無・等級等について、1台目のお車のご契約の損害保険会社等に確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台のお車に対し、複数の損害保険会社等とご契約されていないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結いただくための制度です。

・既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金のお支払いにあたり、適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害保険会社等の間で確認する制度です。

・不正請求等防止制度 ※2

保険金の請求ならびに支払いに係る不正請求等(不正請求または不正の疑いのある事案)について、必要がある場合、損害保険会社等の間で情報交換を行うことにより、適正な保険金支払いを目的とする制度です。

火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

・傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約(傷害保険契約等)の内容を当協会に登録し、損害保険会社が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除し適正に保険金をお支払いするために、損害保険会社等が受け付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・事故受付の有無を確認する制度です。

・地震保険損害処理支援システム

地震保険に関して、損害保険会社が引き受けた契約内容を蓄積することにより、地震発生時に迅速な保険金支払いが可能となるよう、重複契約等を把握、確認する制度です。

・不正請求等防止制度

※2と同様

12. 要望・提言

税制改正要望

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

平成22年度税制改正においては、生命保険料控除制度の改組や火災保険等に係る異常危険準備金制度の特例積立率等の要望が実現しました。

平成23年度（2011年度）税制改正要望は、社会構造の変革に的確に対応し、損害保険業の健全な発展を通じて、わが国経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の項目について要望しています。

平成23年度（2011年度）税制改正要望

1. 受取配当等の二重課税の排除 重点要望項目

- ・受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ（50%→100%）

2. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

- ・既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続

3. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- ・確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る 不動産取得税の非課税措置の恒久化

- ・破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化

5. 損害保険に係る消費税等の仕入税額控除の見直し

- ・将来、消費税率が引き上げられた際には、消費税率引き上げの影響が損害保険料に及ばないように、消費税等の仕入税額が控除されるべく見直し

規制改革提案等

より一層の規制改革を推進するため、政府が実施した「国民の声」集中受付月間（2010年1月～2月）に規制・制度改革の提案を行いました。

具体的な規制・制度改革提案の内容については、損保協会ホームページで公表しています。

なお、損保協会からの提案のうち、

1. インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の強化
2. 確定拠出年金業務における個人情報取扱いの一部緩和（移換未了者情報に関する取扱い要件の一部緩和）
3. 確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の解禁
4. 自己株式に係る大量保有報告書提出義務の撤廃
5. インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例

については、政府として積極的に規制改革に取り組むことが決定されています（2010年6月閣議決定）。

このほかにも、「新成長戦略（2010年6月閣議決定）」では、保険業界に関連する

1. 保険会社が海外不動産投資や外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直し
2. 保険会社における資産運用比率規制の撤廃

の検討が行われることとなっており、必要に応じて政府等に対して働きかけを行ってまいります。

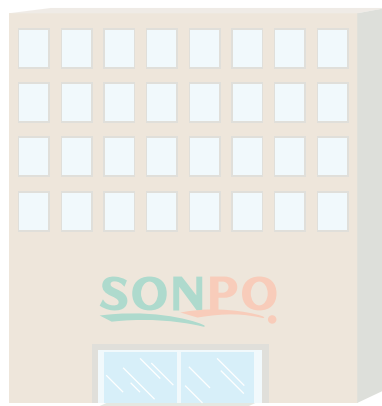
パブリックコメントを通じた要望活動

各省庁の施策ならびに法令の制定および改正等に係る意見募集（パブリックコメント）を通じて意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・公正取引委員会等におけるパブリックコメントにも取り組んでいます。

また、海外保険監督当局や国際会計基準審議会（IASB）が実施する国際的なパブリックコメントへの対応に加え、保険監督者国際機構（IAIS）等の国際機関による意見照会への対応を通じて、意見表明を行っています。

参照 P.52



確定拠出年金制度に関する要望

確定拠出年金制度は、将来受け取る年金の給付額が、拠出された掛金の運用成績によって決まる年金制度であり、公的年金を補完する現行の確定給付型年金に加えての新たな選択肢として、2001年10月から導入されました。

損保協会では、制度のさらなる発展のため、次の5項目の要望をとりまとめ、2009年8月に厚生労働省に提出しました。

確定拠出年金制度に関する要望事項

1. 特別法人税の撤廃

事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税の撤廃を要望

2. 中途引出要件の緩和

中途退職時に退職所得として一時金受給を可能とすること、もしくは、脱退一時金の支給要件の緩和および課税したうえで中途引出しを可能とすることを要望

3. 加入対象者の拡大

制度の加入対象者とされていない家事専従者、公務員を制度の対象者とするよう要望

4. 個人情報取り扱いの一部緩和

(1) 移換未了者情報に関する取扱要件の一部緩和
退職による資格喪失時に行う移換手続きの案内を行う目的に限定して、本人の同意を得ないで資格喪失後の加入者に関する転居事実や転居先等についての個人情報を旧事業主と運営管理機関との間で情報交換が可能となるよう要望

(2) 投資情報に関する取扱要件の一部緩和
加入者の理解状況に応じたきめ細かい投資教育を継続して実施することができるよう、一定範囲までの投資情報の場合には、本人の同意を得ないで個人情報を運営管理機関が事業主に対し提供することが可能となるよう要望

5. 中小企業退職金共済制度からの制度移行

中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度（企業型）への資産移換を可能とするよう要望

確定拠出年金制度のしくみ

● 給付額の決定

将来受け取る年金の給付額が、拠出された掛金運用成績によって決定

● 加入対象者

60歳未満の従業員および自営業者（主婦や公務員は加入できない）

● 運用商品

加入者は、運用管理機関が提示する運用商品（損害保険商品、投資信託など）の中から、運用対象を選択し、加入する。加入者は、一定の期間ごとに運用対象の変更が可能

● 給付

給付は、原則として60歳から、年金または一時金で受け取ることが可能（老齢給付金）。
なお、加入者が一定の障害状態と認定された場合には障害給付金が、加入者が死亡した場合には死亡一時金が支払われる。

● ポータビリティ（資産の持ち運び）

ポータビリティがあり、加入者が転職した場合は、個人資産残高を転職先の確定拠出年金へ移すことが可能。転職先に制度がない場合には、個人型へ加入することが可能

● 税制上の優遇措置

拠出段階では、企業拠出は損金算入、個人拠出は所得控除。給付段階では、年金での給付は公的年金等控除、一時金での給付は退職所得控除

13. 法制課題対応

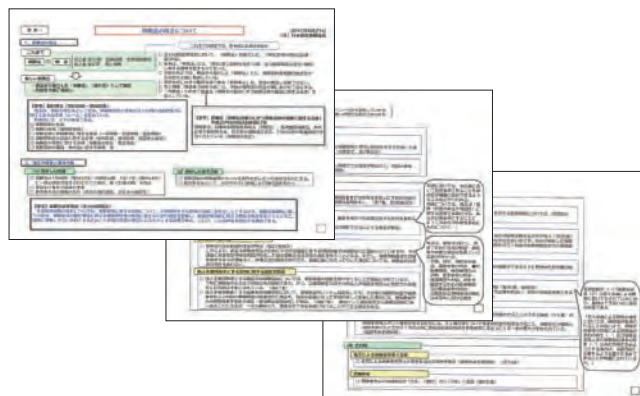
各種法改正対応

損害保険業に關係する法律の制定および改正に係る各種対応を行っています。具体的には、法律の制定および改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展の実現の観点から、金融審議会等の政府の各種審議会における意見表明、パブリックコメントへの意見・要望の提出（[参照 P.37](#)）等を行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険法部会において保険契約に係る基本ルールにより良い発展の観点から数次にわたる意見表明を行いました。

また、損害保険実務の大きな変更を伴う法律の制定および改正の際には、契約者利便の観点から迅速かつ円滑な移行を実現すべく、実務対応の留意点等の取りまとめ等を行い、消費者への情報提供も行っていきます。

なお、諸外国法制の動向調査等を適宜行っています。



消費者への情報提供

14.交通安全対策

啓発活動

交通事故多発交差点

交差点は、人や車が多く集中するため、交通事故が起きやすい場所です。

そこで、交差点を通行する方に、危険な交差点の特徴や注意点等を知っていただくことを目的として、2008年10月にウェブサイト「全国交通事故多発交差点マップ」を公開し、毎年秋に更新しています。このウェブサイトでは、全国47都道府県の人身事故ワースト5交差点を掲載しており、行政やマスコミ等からも高い評価を得ています。



全国交通事故多発交差点マップ

自転車事故の防止

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか?自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。



知っていますか?
自転車の事故



小学生のための
自転車安全教室

自賠責保険広報キャンペーン

自賠責保険は、交通事故被害者の救済を目的として全ての自動車・バイクに加入が義務付けられている公共性の高い保険です。この自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のために、1966年から毎年、新聞やポスター等を使用した広報活動を行っています。



自賠責広報ポスター

提言書・統計集の作成・提供

交通事故の防止・軽減対策に資することを目的として、自動車保険や自賠責保険のデータをもとに、自動車事故の実態を分析し、提言をまとめた「自動車保険データにみる交通事故の実態」を作成しています。全国の交通安全関連機関や団体、研究者等に提供して、活用いただいています。



自動車保険データにみる
交通事故の実態

ビデオの貸出し・提供

高校生や大学生向けの交通安全啓発教育ビデオのほか、一般ドライバー向けにシートベルトやチャイルドシート着用の必要性を訴求するビデオを制作し、無償貸出し*を行っています。

*送料のみご負担いただきます。

交通事故防止・交通事故被害者への支援

損保各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損保各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

■自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金の支払いまでの間の滞留資金により生じた収益(運用益)については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

自動車事故防止対策

- ・交通事故防止機器の寄贈
- ・高齢ドライバー教育拡充事業支援
- ・飲酒運転根絶に向けた取り組み支援
- ・生活圏での事故対策研究助成 等



交通事故防止機器

自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・高次脳機能障害に関する研究助成
- ・医療ソーシャルワーカーを対象とした交通事故被害者生活支援教育事業 等



リハビリテーション講習会

救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車の寄贈
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助 等



高規格
救急自動車



救急医療
機器



ドクターヘリ
講習会

飲酒運転防止の取り組み

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、マニュアルの作成や講習会への講師派遣等さまざまな活動を行っています。

飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等の皆さまが飲酒運転防止の社員教育や研修を行う際の手引きとして、法令改正内容を織り込んだ「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。2005年11月の発行以来、累計で76万部配布しています。

[掲載内容例]

- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールが体に与える影響
- ・お酒の誘惑を断つ方法
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒（運転）問題に取り組む団体
- ・飲酒運転事故における自動車保険の補償範囲 等



飲酒運転防止マニュアル

「飲みま宣言ドライバー」実施マニュアル、シールの作成

「飲みま宣言ドライバー」とは、宴会等の主催者や飲食店を通じて、車で来られたお客さまへお酒を飲まないことを宣言したシールをつけていただく運動です。シールも2種類ご用意しています。



「飲みま宣言ドライバー」実施マニュアル、シール

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進会議への参画

東京都の推進会議に参画し、情報の提供、イベントへの出展・協力等を行っています。

各種フェアへの協賛・協力

国や地方自治体等が交通安全の啓発を目的として主催する「交通安全フェア」等のイベントに出展し、損保協会の交通安全の取り組みを積極的に紹介しています。

また、「シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会」に参画しています。

このほか、幼児の交通安全教育のための「交通安全紙芝居」の作成と普及にも協力しています。

15.防災対策

地域の防災意識を高める 「ぼうさい探検隊」

実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災害被害を軽減する国民運動のページ」で紹介される等、高い評価を得ています。2011年度から実施される新しい学習指導要領では、防災をはじめとする「安全教育」の要素が拡充されます。こうした背景を踏まえ、今後もより一層の普及を図ります。

ぼうさい探検隊とは？

ぼうさい探検隊は、子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設・設備を発見してマップにまとめる活動のことです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの「防災意識が高まる」だけでなく、コミュニティの強化にもつながります。



- ① まちなかを探検**
防災、防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備をチェックします。



- ② マップを作成**
集めた情報や写真を使って、オリジナルのマップを作成します。



- ③ 探検の成果を発表**
グループごとに発表し合い、あらためて活動を振り返り、防災・防犯・交通安全への意識を高めていきます。

「ぼうさい探検隊」マップコンクールの実施

朝日新聞社、ユネスコ等との共催により小学生を対象としたマップコンクールを実施しています。第6回の2009年度は、全国297の小学校・団体から、1,389作品の応募がありました。応募作品の中から入賞7作品と審査員特別賞8作品を選定し、2010年1月に開催した「ぼうさい探検隊フォーラム」で表彰式を行いました。



審査風景

「ぼうさい探検隊授業実践の手引き」等の作成

小学校の授業「総合的な学習の時間」等で活用いただけるよう、20時間の授業プログラムとしてまとめた「ぼうさい探検隊授業実践の手引き」を作成し、提供しています。また、この「実践の手引き」をよりコンパクトにまとめた「ぼうさい探検隊実施マニュアル」を作成し、実施方法をわかりやすく解説しています。



「ぼうさい探検隊
授業実践の手引き」



「ぼうさい探検隊
実施マニュアル」

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 消費者とのコミュニ
ケーションの推進

II 業務品質の向上に
向けた取り組み

III 損害保険事業の基盤
強化に向けた取り組み

IV 社会の安全・安心
への貢献

V 国際社会への
働きかけ

VI 支部活動

資料・データ

地域防災力を高める活動

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の一步」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。2009年度は支部防災博士により全国で58回実施されています。



ぼうさいダックカード、DVD

地域特性のある事故・災害への取り組み

地域ごとに次のような特性のある事故・災害を防止するための取り組みを行っています。

- ・各地で市民オープンセミナーを開催（北陸）
- ・雪害、スリップ防止チラシを配布（東北）

消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、1952年度から消防自動車を寄贈しています。これまでに消防自動車2,724台、小型動力ポンプ517台を寄贈しました。



軽消防自動車

防火標語、ポスター制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行っており、入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁の後援で約46万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



2010年度防火ポスター

地震保険の広報

地震保険の正しい理解と必要性を呼びかけ、加入促進を図るため「地震保険広報キャンペーン」を各種マスメディア等を通じて実施しています。あわせて、損保協会関係者によるテレビ・ラジオ番組出演（2009年度はテレビ70局・ラジオ19局）を実施しました。



地震保険広報ポスター

自然災害リスク研究

ハザードマップの有効活用策に関する調査研究

全国の各市町村で作成している各種のハザードマップを通じて、自然災害リスクに対する意識の向上を図り、自然災害による被害の軽減（社会全体のロス軽減）に資することを目的として、ハザードマップの有効活用策について調査研究を行っています。

ホームページによる情報提供 （自然災害に備えて）

地震や台風、集中豪雨等による水害、強風災害への備えや心構えについて、ホームページで情報提供を行っています。

予防時報

「予防時報」は、1950年に総合リスク啓発冊子として創刊しました。

損害保険事業のノウハウを活かし、特定の分野にとどまらない多種多様なリスクに関して、質の高い情報発信や積極的な政策提言を行うことを通じて、安全・安心な社会の実現に向けた社会的責任の一端を果たすことを目的として、年4回発行しています。



予防時報

NPO・ボランティア活動

救急救命技能の習得講座の開催

会員各社社員を対象に救急救命に関する正しい知識を習得していただくために、損保協会地方支部で救急救命講座を開催しています。2009年度は3支部で開催しました。

地域防災リーダー養成講座の開催

防災訓練や災害発生時における地域のリーダーを養成するための講座を開催しています。2009年度は、大学やNPO団体等と連携し、全国で17回の「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座を行ったほか、都内の小学校で「ぼうさい探検隊」を行う際に大学生リーダーを紹介しました。

NPO・ボランティア関係のガイドブック、 ビデオの作成

NPOと協働してボランティアやリスクマネジメントに関するガイドブック・ビデオを作成するとともに、NPOのシンポジウムの概要をまとめた報告書を作成しています。



NPOのための
リスクマネジメント

ボランティア活動

使用済みプリペイドカード・切手やペットボトルキャップ等を収集し、NPOに寄贈しているほか、損保協会地方支部では、会員各社社員とともにビーチクリーンアップ活動や献血活動等独自の取り組みを行っています。また、会員各社社員のボランティア活動を支援するため、ボランティア募集情報を提供しています。

16.防犯対策

10月7日(盗難防止の日) の取り組み

自動車盗難や住宅侵入盗難に対する防止啓発として2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、盗難防止の啓発を進めています。



防犯診断シート



盗難防止の日の街頭活動
(10月7日 東京駅)

自動車盗難の防止

官民合同プロジェクトチームへの参画

官民合同プロジェクトチームに民間側の事務局として参画し、自動車盗難撲滅に取り組んでいます。官民合同プロジェクトチームの主な取り組みは次のとおりです。

イモビライザ(盗難防止装置)の普及促進

イモビライザの装着可能車種が、37車種(2001年12月)から156車種(2009年10月末時点)に拡大しました。

カーナビ盗難対策

車上ねらいの被害品でカーナビが急増していることから、ユーザーに盗難防止対策としてセキュリティコード機能(暗証番号)が搭載されたカーナビを推奨しています。

税関における盗難自動車の不正輸出防止対策

輸出申告者に輸出抹消仮登録証明書の提出を求め、またコンテナ貨物に関しては大型X線検査装置によるチェックの実施等、盗難車の発見に努めています。

自動車盗難等の防止に関する 官民合同プロジェクトチーム

4省庁、17民間団体で構成されるプロジェクトチームで、2002年9月に設置されました。損保協会は民間側事務局として本プロジェクトチームに参画しています。

自動車ユーザーへの啓発活動

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。



自動車盗難防止チラシ(愛知)



車上ねらい防止
ステッカー(大阪)



モーターショーにおける啓発活動

保険金不正請求への対応

損害保険防犯対策協議会

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

警察庁との連携

警察からの捜査照会等にスムーズに対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。

不当・不正請求に関する講演会の開催

警察・保険犯罪の研究者等を講師に招き、不当・不正請求の具体的事例に基づく講演会を開催しています。



保険犯罪防止セミナー（大阪）

啓発活動

「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に対策を考えてもらうことを目的に「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成し、「ぼうさい探検隊」の普及拡大活動とあわせて活用の働きかけを行っています。



子どもを犯罪・事故から守る手引き

防犯啓発ビデオの作成

住宅侵入窃盗、ひったくり、振り込め詐欺等身近で起こる犯罪の増加を防ぐため、犯罪の現状と犯罪の手口・防止策をわかりやすく解説した啓発ビデオ「あなたの防犯度をチェック！-身近で起こる犯罪の防止策-」（25分）を制作しています。

「くらしの防犯カルテ」の作成

身近で起こる犯罪の対策と地域で取り組んでいる防犯活動について取りまとめた防犯冊子「くらしの防犯カルテ」を作成しています。



くらしの防犯カルテ

17.環境問題対策

環境保全に関する行動計画

「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。また、本計画は、2006年3月に改定を行い、他の組織や企業との協働を新たに盛り込みました。

行動計画の主な項目

1. 損害保険業を通じた取り組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

環境問題に関する目標

損保協会および会員各社では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素削減に関する目標、および循環型経済社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

二酸化炭素削減に関する目標

数値目標

- ・2008年度から2012年度までの5年間の平均で、本社における電力使用量を2000年度比18%減とする。

数値目標以外の目標

- ・各保険会社の社有車における低排出ガス車の導入を推進していく。

次期低炭素社会実行計画

日本経団連が提唱し、2013年度から実施予定の「低炭素社会実行計画」に参加を表明し、具体的な取り組み内容を日本経団連や産業界とともに検討しています。

廃棄物削減に関する目標

数値目標

- ・東京都内に所在する自社ビルのオフィスから排出される事業系一般廃棄物の最終処分量について、2000年度を基準として、2010年度には33%以上削減する。

数値目標以外の目標

- ・今後、業界全体で、事業系一般廃棄物の最終処分量が把握できるように努める。
- ・各保険会社において廃棄物処理管理体制を確立する。

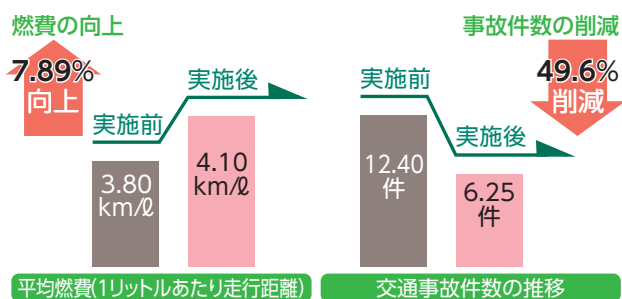


エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

「エコ安全ドライブ」とは、次の「エコ安全ドライブ5か条」を実践することで、二酸化炭素の削減による環境保全と交通事故の少ない社会を目指す取り組みで、損保業界全体で推進しています。

「エコ安全ドライブ」実施前・後の推移



※(株)アシア物流コンサルティング事業部資料より
運送業者 対象調査(会社数20社・車両総数1,650台)

エコ安全ドライブ5か条

5つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

1. ふんわりアクセル[eスタート]
2. 早めのアクセルオフ
3. 加減速の少ない運転
4. 車間距離は余裕を持とう
5. タイヤの空気圧をこまめにチェック

自動車教習所等でのビデオクリップ放映

全国約310カ所の自動車教習所や運転免許試験場で2分間のCGアニメビデオクリップを放映し、「エコ安全ドライブ」の効果や必要性について訴求しています。



運転免許更新の講習時
エコ安全ドライブビデオクリップ放映の様子

「エコ安全ドライブ」ステッカー、リーフレットの作成

「エコ安全ドライブ」の普及促進のために、「エコ安全ドライブ5か条」を記載した車内貼付用ステッカーや個人向けリーフレットを作成しています。



ステッカー付リーフレット

エコ安全ドライブCLUB

エコ安全ドライブの実践者を増やすため、エコ安全ドライブの趣旨に賛同し、自ら実践するだけでなく、周囲にもすすめることを宣言した法人メンバーと個人メンバーにより構成される「エコ安全ドライブCLUB」の専用ホームページを開設しています。

(メンバー数) 2010年9月1日現在

- ・法人メンバー 279社
- ・個人メンバー 2,115人



エコ安全ドライブCLUB 専用ホームページ

リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、次のことを啓発することにより、循環型社会への推進を呼びかけています。

- ・自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせます。
- ・交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時にCO₂の排出量も減らせます。

例えば、小型車(1000cc 1999年式)のフロントバンパーを交換する場合に、新品ではなくリサイクル品を使うことにより、CO₂の排出量が約266分の1になります。

- ・新品
21.3kg-CO₂ (200ℓドラム缶約53本分)
- ・リサイクル部品
0.08kg-CO₂ (200ℓドラム缶約1/5本分)



リサイクル部品活用チラシ

環境方針

「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」の具体的行動の一環として、社会に率先して環境保全への取り組みを推進するため、損保協会は2001年4月に「環境方針」を策定しました。2005年5月には、環境保全は社会的責任であることを明確にしています。損保協会は、この「環境方針」に基づき、環境改善に関する各種取り組みを推進しています。

基本理念

社団法人 日本損害保険協会は、「行動規範」、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を踏まえ、当協会としての環境マネジメントシステムを構築し、継続的な改善を進めることにより、地球環境の保全に積極的に取り組んでいきます。

環境改善への取り組み推進活動

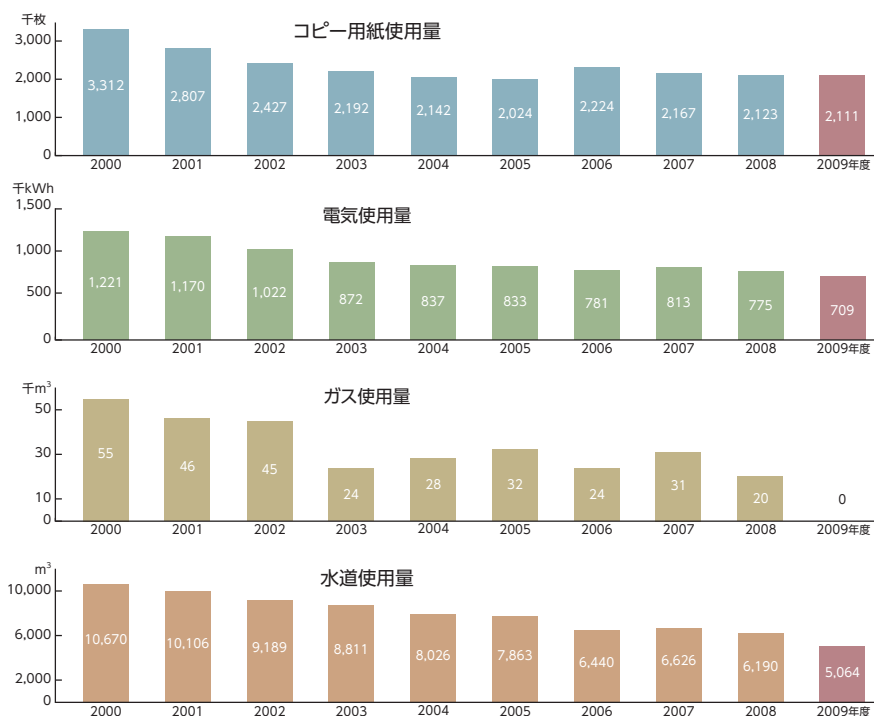
1. 啓発活動の推進
2. 省資源・省エネルギー活動の推進
3. 環境関連法規等の順守

省資源・省エネルギー対策

損保協会は、紙使用量削減に積極的に取り組むとともに、地球温暖化抑制に向け、電気やガスの使用量削減等省資源・省エネルギーに取り組んでいます。具体的には、「社内情報ネットワーク」の活用によるペー

パーレス化、両面コピーの促進や不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用（夏28℃、冬20℃）等を行っています。

● 損保協会の実績



環境講座の開催

1998年度から外部講師を招き、環境講座を開催しています。2009年度は50回目となる講座を次のテーマで実施しました。

「地球環境問題の現状とその対応」

講師 (財) 地球環境産業技術研究機構
副主席研究員 秋元 圭吾 氏



環境講座

ISO14001の認証取得

2001年9月に、金融関係の業界団体で初めてISO 14001の認証を取得しました。2010年の更新審査では、省資源、省エネ活動、啓発活動等が適切に維持運用されているとの評価を受け、認証を継続しました。



18. 国際社会への働きかけ

保険事業のグローバル化および国内マーケットの成熟化に伴い、損保各社の海外展開が進む中、損保協会では各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和ならびに通商障壁の除去等に努めています。また、各国の保険協会等との交流、保険技術協力、情報発信等により、こうした要望・提言活動の実現性を高めるとともに、東アジアを中心とした海外保険マーケットの健全な発展にも寄与しています。

要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損保業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、世界貿易機関 (WTO) のサービス貿易自由化交渉や日米等の二国間レベルでの通商課題等に関し、日本の損保業界の要望実現に向けて、海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

国際会議

東アジア保険会議 (EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000名を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えています。損保協会では、同会議のプログラム策定からスピーカー派遣に至るまで、積極的に参画しています。

国際海上保険連合 (IUMI)

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣しています。

海外保険協会との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問やマーケットに関する情報交換のほか、国際保険監督基準策定やサービス貿易自由化交渉対応をはじめとした各種の国際的な課題について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。なお、損保協会ではこれまでに以下の9つの保険協会と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険業界の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会 (2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)



インドネシア損保協会と協力覚書を締結 (2010年1月)

保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、日本国際保険学校 (ISJ) を開催しています。ISJには、各地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員を日本に招いて講義やワークショップを行う一般コース・上級コースと、日本から講師を派遣して各地域のニーズに応じたテーマで講義を行う海外セミナーがあります。このほか、損保協会では、OECDのセミナーへの講師派遣や金融庁のキャパシティ・ビルディング (能力開発) への協力等を通じ、アジアを中心とした各国保険業界への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ・一般コースおよび上級コースの
卒業生数：1,650名 (累計)
- ・海外セミナーの参加者数：3,199名 (累計)



ISJ海外セミナー (ハノイ、2009年9月)



ISJ上級コース修了式 (2010年5月)

情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページによる情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損保マーケットの正しい理解の促進と海外の保険マーケットの健全な発展への貢献に努めています。



英文ファクトブック2008-2009

19.支部活動

損保協会の事業を全国で展開するため、全国11カ所に支部を、48カ所に自動車保険請求相談センターを設置し、地域に密着した以下のような活動を行っています。(P.90「損保協会の組織」参照)

消費者とのコミュニケーションの推進

- ・相談対応
支部そんがいほけん相談室では、損害保険全般に関するご相談を、自動車保険請求相談センターでは、交通事故に関するご相談をお受けしています。
- ・講師派遣活動
消費者向けの講演会や高校生、大学生向けの講演会に協会職員が中心となって、無料で講師を派遣しています。
- ・消費者行政機関等との懇談会
地域の消費生活センターや消費生活相談窓口、あるいは消費者団体等との懇談会を開催しています。



損害保険事業の基盤強化に向けた取り組み

- ・地震保険制度
行政機関や報道機関に対する情報提供、懇談会を通じて、制度の理解促進を図っています。また、地震発生時の損害処理を円滑に行うため、損害保険会社を対象とした地震保険損害処理の演習・研修を行っています。
- ・自賠責保険制度
行政機関や報道機関に対する情報提供、懇談会を通じて、制度の理解促進を図っています。また、自賠責保険の加入漏れ防止のためのPR活動を行っています。
- ・保険犯罪・不正請求の防止
地域の警察・関連団体と連携して、保険金詐欺や保険金の不当・不正請求を防止するための取り組みを行っています。

社会の安全・安心への貢献

- ・交通安全対策
警察をはじめとする行政機関や報道関係に対する情報提供を通じて、交通事故が多い事故多発交差点の周知や飲酒運転防止等の啓発活動を行っています。
- ・防災対策
地域の防災意識を高めるため、小学校などに働きかけて、「ぼうさい探検隊」や「ぼうさいダック」等の活動を推進しています。
- ・防犯対策
警察・関連団体と連携して、10月7日の「盗難防止の日」の街頭活動など自動車盗難や車上ねらい等の防止対策に取り組んでいます。

報道機関対応

報道機関との懇談会や日々の取材対応・情報提供活動を通じて、支部活動を地域住民に広くアピールしています。

環境問題対策など

本部と連携して、エコ安全ドライブやリサイクル部品の普及促進に取り組んでいます。
その他、支部活動を通じて、交通安全、防災、自動車盗難防止等に関する地元行政機関等への要望・提言活動も行っています。

地域特性に応じた独自の取り組み

各支部では、地域特性を踏まえながら、本部および地域の警察をはじめとする行政機関等と連携して、独自の取り組みを行っています。

【北海道支部】

- ・冬季の水道管凍結事故による支払保険金を公表したほか、凍結事故防止啓発のチラシを契約者に配付し、事故防止を呼びかけています。
- ・道内交通事故多発ワースト1のすすきの交差点の街頭ビジョンで注意啓発のCMを放映するとともに、北海道警と連携して、7月の夏の交通安全運動で、注意啓発チラシを配布し、交差点での交通安全を呼びかけました。

【東北支部】

- ・交通事故防止を目的として、9月の秋の交通安全運動に先駆け、交通事故多発道路への「注意喚起看板」の設置や高齢者向け交通安全啓発用冊子「いきいきシニアのための安全運転チェック」を寄贈し、民生委員を通じて研修を実施するなど、宮城県警と連携した取り組みを行っています。
- ・雪害による住宅の被害を悪用した保険金の不正請求を防止するため、自治体の相談窓口や消費生活センター、地元報道機関等への情報提供活動を通じて、住民に注意喚起を行いました。

【関東支部】

- ・自動車盗難や交通事故の多発都県をかかえ、地域の方々が安心して生活できる情報の発信に力を入れています。例えば、自動車盗難全国ワースト1の千葉では、県警や関係団体と連携して、千葉県独自の啓発チラシを作成し、地域住民に多発地区や盗難車種に関する情報を提供しています。

【静岡支部】

- ・自動車盗難や車上ねらい等の防止に向け、静岡県警および静岡県防犯協会連合会と連携し、自動車ユーザーに注意を促す看板を駐車場に設置したほか、広く警戒を呼びかけるラジオスポット広告や静岡市内のイベントにおいて盗難防止啓発うちわの配布等を行い、注意喚起を図りました。
- ・防災活動の一環として、防災の日に向け、ラジオ番組で地震保険の付保を呼びかけるコメントを放送し、同保険の周知を図りました。

【北陸支部】

- ・石川県警と連携して、県の盗難被害の特徴に着目したパンフレットを作成し、県内の警察署に配備するほか、各種イベントで配布しています。

【名古屋支部】

- ・愛知県版自動車盗難防止ガイドを作成し、保険会社を通じて盗難被害にあわれた契約者に自動車盗難の実態と対策について情報提供を行っています。
- ・10月7日の盗難防止の日に、ファストフード店の協力を得て、ドライブスルーの利用者に盗難防止啓発チラシを配布したほか、増加するカーナビやナンバープレートの盗難を防止するために、盗難防止ねじの普及キャンペーンを行いました。

【近畿支部】

- ・自動車盗難や車上ねらい等の防止に向けて、盗難防止ねじの普及キャンペーンを行うほか、地元プロ野球チームの協力を得て、球団ロゴの入った盗難防止啓発うちわを、警察やボランティアとともに、球場へ観戦に来たファンに配布しました。
- また、地元ラジオ局での試合中継では、カーナビ盗難の注意喚起を目的としたCMを放送しました。

【中国支部】

- ・増加するひき逃げ事故を防ぐため、ひき逃げ事故防止ポスターやチラシを作成し、広島県警の協力を得て、交番や街頭活動を通じて配布しました。
- ・広島県・広島市と連携して、「土砂災害防止県民の集い」に参加し、自然災害を補償する損害保険のパンフレットなどを配布しました。

【四国支部】

- ・県内で多発する自転車事故を防ぐため、サイクルピアス（自転車用反射材）を製作し、香川県警と連携して、地元の自転車交通安全モデル中学校2校に寄贈したほか、年3回、交通安全街頭キャンペーンを通じて市民に配布しています。

【九州支部】

- ・交通事故をなくす福岡県県民運動本部に協力し、夕暮れ時や夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故を防止するため、明るい服装の着用を呼びかけるチラシを作成しました。
- ・宮崎県と連携して、「防災の日フェア」に参加し、自然災害を補償する損害保険のパンフレットや防災に関する参考資料を配布しました。

【沖縄支部】

- ・県内では飲酒にかかわる交通事故が多いことから、飲酒運転防止マニュアルなどを活用した講演会を開催するなど、飲酒運転撲滅に向けた取り組みを行っています。また、加入率の低い対人賠償保険についても、被害者救済の観点から加入率の向上に向けたポスター、チラシを作成・配布しています。
- ・地震保険の加入率向上に向けた取り組みとして、「今すぐ備えよう地震保険」というロゴを印刷した非常持出袋を作成・配布しました。

2009年4月以降の主な出来事

	法制・行政関係	損保協会関係等	自然災害関係
2009年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○改正景品表示法の施行(消費者団体訴訟制度の導入) ○「保険業法施行規則」等の一部改正(未成年者の死亡保険関係) ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(保険法関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「募集文書等の表示に係るガイドライン」を改定 ○「契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン」を改定 ○「第三分野商品に関するガイドライン」を改定 	
5月			
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険業法」等の一部改正(ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築) ○「消費者庁関連三法」の公布 ○金融審議会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理」公表 ○「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(金融ADR創設等)の公布 ○「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○「損害保険商品の比較ガイドライン」(自動車保険)を作成 ○「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」の改定 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ①「エコ安全ドライブCLUB」を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年7月 中国・九州北部豪雨(山口・福岡等)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ②「自動車保険データにみる交通事故の実態」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○台風9号(兵庫・岡山等) ○駿河湾を震源とする地震
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者庁および消費者委員会発足 ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(株式会社企業再生支援機構法関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ③「小学生のための自転車安全教室」を作成 ④ベトナム保険協会と協力覚書を締結 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ⑤リスクチェックプログラムを公開 ⑥「全国交通事故多発交差点マップ」更新 ⑦盗難防止の日 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正(リスクに応じた安全管理措置等) ○法制審議会 民法(債権関係)部会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧自動車保険商品の比較ホームページを開設 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険業法施行規則」の一部改正(金融ADR関係、保険法関係) 		
2010年 1月		<ul style="list-style-type: none"> ⑨インドネシア損保協会と協力覚書を締結 	
2月			
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(金融機関の報酬体系関係) ○「消費者基本計画」閣議決定 ○「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の施行(コーポレート・ガバナンスに関する開示規制関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩自動車リサイクル部品活用推進啓発強化 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険法」の施行 ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(ソルベンシー・マージン比率関係) ○「保険業法施行規則」の一部改正(別紙様式関係) ○「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)に関する留意事項について(金融ADRガイドライン)」適用 ○「保険業法施行規則」の一部改正(資金決済法関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水ハザードマップ等に関する報告書を作成 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○政府、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を国会提出(共済事業規制関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ②「自動車保険データにみる交通事故の実態」を作成 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(顧客等に関する情報管理態勢関係) 		

時期	事項名	説明
2009年 7月	①「エコ安全ドライブCLUB」を開始	エコ安全ドライブの活動を普及させ実践者を増やすため「エコ安全ドライブCLUB」の取り組みを開始し、専用ホームページ(http://eco-anzen-drive-club.jp/)を開設しました。
8月	②「自動車保険データにみる交通事故の実態」を作成	交通事故を経済的損失の観点から捉えた報告書の最新版を作成しました。この報告書では、交通事故の実態や特徴を踏まえ、交通政策・管理、交通工学、交通心理学の各分野の専門家の方々の意見を参考に、交通事故を防止・軽減するための提言と対策を盛り込んでいます。
9月	③「小学生のための自転車安全教室」を作成	小学生が初めて自転車に乗る前に知っておきたい基礎知識と事故にあわないための運転方法をまとめた冊子「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成しました。
	④ベトナム保険協会と協力覚書を締結	保険事業のグローバル化の進展にあわせ、海外の損保業界、保険協会との交流を積極的に推進しています。覚書締結を機に、ベトナム損保業界が発展していくうえで取り組むべき課題等について情報・意見交換をさらに進め、両業界間の相互理解を深めることとしています。
10月	⑤リスクチェックプログラムを公開	消費者に、身の回りのリスクに気づいていただき、それらのリスクに対応する損害保険の種類や必要性について認識していただくことを目的として、新たなコンテンツ(http://www.sonpo.or.jp/wakaru/seminar/risk/)=リスクチェックプログラムを作成し、消費者向け専用サイト「そんぽのホント」内に設置しました。
	⑥「全国交通事故多発交差点マップ」更新	交差点における事故を減らすため、47都道府県全ての人身事故件数ワースト5の交差点の特徴や通行時の注意点などをまとめたホームページ「全国交通事故多発交差点マップ」を最新の情報に更新しました。 (http://www.sonpo.or.jp/protection/kousaten/kousatenmap/)
	⑦盗難防止の日	2003年から10月7日を盗難防止の日に定め、盗難防止の啓発を進めてきました。2009年は10月7日(水)に実施し、自動車ユーザーを対象に自動車盗難・車上ねらい防止のポイントを説明したチラシ等を配布しました。
11月	⑧自動車保険商品の比較ホームページを開設	会員の損害保険会社が販売している自動車保険商品の補償内容、条件設定のほか、主な特約・割引・サービスや商品の特徴などの項目について、比較ができる専用サイトを開設しました。 (http://hikaku.sonpo.or.jp/)
2010年 1月	⑨インドネシア損保協会と協力覚書を締結	インドネシア損保業界も、ベトナム同様、今後、発展していく上で解決すべき課題は多く、覚書締結を機に、さらに相互交流を深めて、有益な情報を提供していくこととしています。
3月	⑩自動車リサイクル部品活用推進の啓発強化	自動車の部品を交換する際に新品ではなくリサイクル部品を利用いただくことで、廃棄物を減らすと同時にCO ₂ 排出量削減に寄与できることを訴えるため、業界統一ロゴやチラシ、専用ホームページ(http://recycle-parts-suishin.jp/)により、リサイクル部品の活用推進を啓発しています。

契約者保護のしくみ

● 早期是正措置

保険会社の経営破綻を未然に防ぐための行政による監督手法で、保険契約者の保護を図ることを目的としています。

保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%

を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によって早期是正措置がとられます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

早期是正措置の主な内容

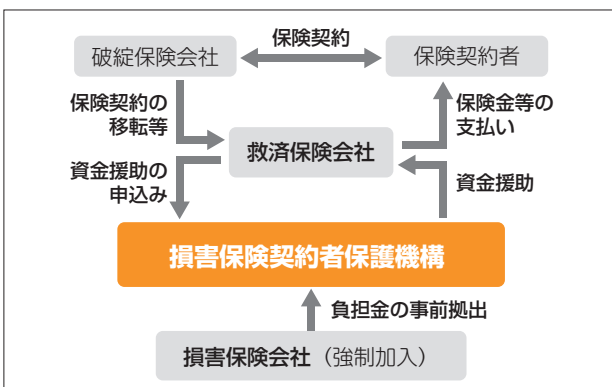
保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	● 経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	● 保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ● 配当、役員賞与の禁止または抑制 ● 営業所、事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	● 業務停止命令(全業務または一部の業務)

● 損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図られます。

損害保険契約者保護機構のしくみ

● 救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合



● 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります(全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。損害保険契約者保護機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ方法もあります。

損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

● 保険契約者が、個人・小規模法人^{*1}・マンション管理組合^{*2}である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

● 右ページ上の表中、★印のない保険(「火災保険」と「その他の損害保険」以外の保険)は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

補償割合は、 保険契約ごとに異なります	保険金支払い	解約返戻金・ 満期返戻金など
自賠責保険、家計地震保険	補償割合100%	
自動車保険	破綻後3ヵ月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%)	補償割合80%
火災保険*		
その他の損害保険*		
賠償責任保険、動産総合 保険、海上保険、運送保 険、信用保険、労働者災 害補償責任保険など	3ヵ月経過後は 補償割合80%	
短期傷害 ^{※3} 特定海旅 ^{※4}	補償割合90% ^{※6}	補償割合90% ^{※6}
年金払型積立傷害保険 ^{※5} 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
その他の疾病・傷害保険		
上記以外の傷害保険、所得 補償保険、医療・介護(費用) 保険 など	補償割合90% ^{※6}	積立型保険の場合、積立 部分は80%となります。

(注)上記保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うこととなります。

- ※1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます)をいいます。
①日本法人
②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人
- ※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。
- ※3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。
- ※6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率(2010年7月時点では3%)を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります)。
- 注1) 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 注2) 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- 注3) いわゆる共済や2006年4月施行の改正保険業法に基づく少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

個人情報保護の取り組み

損保業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取り扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.61

資料・データ 損害保険に関する主な法律
(個人情報の保護に関する法律)

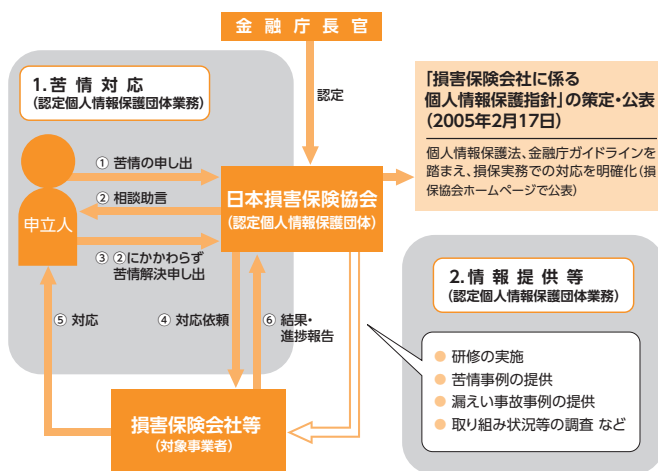
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報の適正な取り扱いの確保を目的として、主務大臣の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、対象事業者の個人情報の適正な取り扱いの確保のために、個人情報保護法の規定の趣旨に沿った指針を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めることとされています。

● 損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



損害保険に関する主な法律

保険法(2008年)

保険法は、保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を、損害保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、保険契約の成立時、保険給付時、保険契約の終了時等について、以下のようなルールを定めている。

1. 保険契約の成立（保険契約の目的、告知義務、保険契約締結時の書面交付）
2. 保険契約の効力（第三者のためにする保険契約、超過保険、保険価額の減少、危険の減少）
3. 保険給付（損害の発生および拡大の防止、損害発生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保険、重複保険、保険給付の履行期）
4. 保険契約の終了（保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力）等

参照 P.62

資料・データ 損害保険に関する主な法律
（「保険法」の改正について）

保険業法(1995年)

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定されている。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、保険業を開始するには主務官庁の免許を受けることを必要とし、経営形態として株式会社、相互会社および保険会社の支店等に限定するほか、業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の契約者保護のための措置など、さまざまな事項について規定が設けられている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合におい

ても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定が設けられている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の不公正・不当な行為の禁止に関する事項、主務官庁が損害保険代理店等に対して行う検査・命令に関する事項、クーリング・オフ制度に関する事項などが定められている。

参照 P.64

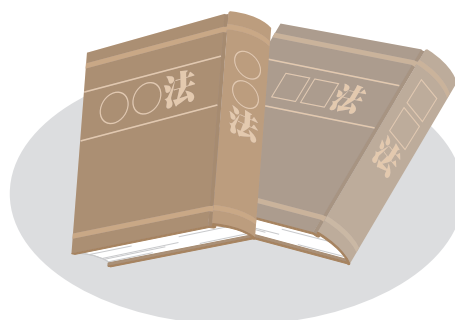
資料・データ 損害保険に関する主な法律
（「保険業法」の概要について）

損害保険料率算出団体に関する法律(1948年)

各保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定されたものである。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定されたものである。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）または自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）の契約締結を強制している。



地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定されたものである。

消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とすることによって、消費者の利益の擁護を図ることを目的としている。

2007年6月7日より改正消費者契約法が施行となり、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度も導入されている。

金融商品の販売等に関する法律(2000年)

金融商品販売業者が金融商品の販売に際して、顧客に対し重要事項（「価格変動リスク」「信用リスク」等）を説明することを義務付け、この重要事項を説明しなかったことによって顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めている（重要事項の説明は「顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ」と規定されている）。

また、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる

行為を行ってはならないと定められている。

なお、金融商品販売業者に対し、商品の販売に関する方針（「勧誘方針」）を策定し公表する義務を課すことによって、顧客の保護を図ることを目的としている。

個人情報の保護に関する法律(2003年)

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業員・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

金融商品取引法(2006年)

金融資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制（販売・勧誘ルール）として、次の事項が定められている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

- ① 広告の規制
- ② 契約締結前および締結時の書面交付義務（説明義務）
- ③ 各種禁止行為（虚偽のことを告げる行為等）
- ④ 損失補てんの禁止 等

●「保険法」の改正(2010年4月1日施行)について

2010年4月1日から、新しい保険法がスタートしました。

従来の保険に関する商法の規定を変更し、単独の法律として制定し現代社会に合った内容にするともに、保険契約者の保護が図られています。

概要

改正前

保険法 = 商法

第2編第10章「保険」の規定など

改正前の商法では、基本的に共済は対象外とされていました。

新しい保険法

- ・商法から独立した「保険法」(単行法)として制定
- ・内容を大幅に見直し

- 第169回通常国会において、「保険法」が成立しました。(平成20年法律第56号)
- 従来は、「保険法」とは、「商法」第2編商行為第10章と第3編海商第6章の「保険」に関する規律を指すものでした。
- 今回の改正では、商法から独立した「保険法」とし、保険契約者保護の観点等から内容も大幅に見直ししています。
- 保険会社に対する監督法規である「保険業法」は、今回の改正の直接の見直し対象ではありません。

改正の背景と基本方針

(1)見直しの背景

- 保険法は約100年間、実質的な改正が行われておらず、表記も片仮名・文語体のままでした。
- 他方、民事ルールを定める法律の整備の流れがありました(民法の現代語化、会社法の制定等)。

(2)見直しの基本方針

1. 保険契約の関係者間のルールを現代社会に合った適切なものとする。

2. 民事ルールを定める法律として、わかりやすい表現により現代語化を行う。

改正の主なポイント(例)

- 以下では、多岐にわたる改正事項のうち、ポイントのみを説明しています。
- 損害保険会社および保険の種類等により、取り扱いが異なる場合があります。

(1)保険契約に関するルールの共通化

■適用対象契約の見直し

- 従来の商法は基本的に共済への適用はありませんでしたが、新しい保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用されています。これにより、法律上の基本的な契約ルールが同じになりました。

■傷害疾病保険契約の規定の新設

- 従来の商法では規定がなかった傷害疾病保険契約について、新しい保険法では規定が新設され、契約の要件・効果等が明確化されました。

(2)保険契約者(消費者)保護の実現

■片面的強行規定の規律の新設

- 片面的強行規定の規律が設けられました。これにより、保険法の規定よりも保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となります(ただし、企業分野の保険は、適用が除外されています)。

■告知義務

- 自発的申告義務から質問応答義務へ変更され、保険契約者は、重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項のみ告知すればよいこととなりました。
- 保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は解除できないとする規定が新設されました。

■ 保険給付の履行期

- 保険金の支払時期の規定が新設されました。
これにより、適正な保険金支払のために不可欠な調査に要する時間的猶予は保険会社に認められていますが、その調査に必要な合理的な期間が経過した後は保険会社は遅滞の責任を負うこととなります。ただし、保険契約者が保険会社の調査を妨げたりした場合については、保険会社は遅滞の責任を負いません。

■ 他人を被保険者とする契約に関する規定の新設

- 他人を被保険者とする傷害疾病保険契約については、被保険者の同意を取り付けることが原則とされていますが、①死亡保険金のみ支払う契約以外の契約であり、かつ、②被保険者またはその相続人が保険金受取人に指定される場合には同意は不要とされています。
- 他人を被保険者とする傷害疾病保険契約において、被保険者がいったん同意をしても、その後保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、同意の基礎となった事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求を認める規定（被保険者離脱制度）が新設されました。原則として被保険者から保険契約者に申し出てくださいますが、一定の条件の下、保険会社でお申し出を受け付けることができる場合もあります。

(3) 保険機能の拡充

■ 超過保険

- 保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価格（保険価額）を超える超過保険については、超過部分「無効」から「取り消し可能」へ変更されました。

■ 重複保険

- 同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が導入されました。
これにより、他の損害保険契約が締結されている場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負うこととなりました。ただし、損

害額を超えて複数の損害保険会社から保険金を受け取ることはできません。

■ 責任保険契約についての先取特権

- 被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が導入されました。

■ 重大事由解除の新設

- 保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定が新設されました。
これにより、故意、詐欺、および保険契約者または被保険者に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できることとなりました。

■ 保険金受取人による介入権制度

- 保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる制度（介入権）が創設されました。
保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1ヵ月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められています。（傷害疾病定額保険）

■ 経過措置

◎ 経過措置（保険法附則第2条～第6条）

原則は施行日以後に締結された契約に適用されます。ただし、一部規定は施行日前の旧契約にも適用されます。

〈旧契約に適用〉

- ・ 保険価額や危険の著しい減少に伴う保険契約者による保険料の減額請求（一定の条件があります）
- ・ 重大事由解除
- ・ 解除の将来効（損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるとされています）

〈施行日以後の旧契約における保険事故に適用〉

- ・ 保険給付の履行期
- ・ 責任保険契約についての先取特権 等

●「保険業法」の概要について

保険業法＝保険監督法の基本法

目的：『保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。』（保険業法第1条）

1

事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険、損害保険の2種類
- 生命保険業、損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

保険会社の事業運営

※外国保険会社に関しても同様の規定あり

- 1 業務**：保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。

固有業務：①保険の引受け、②資産の運用

付随業務：①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取り扱い、④金融等デリバティブ取引等

法定他業：①公共債（国債、地方債等）の売買（公共債ディーリング業務）、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等

 - 業務運営に関する措置
→保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等
 - 独禁法適用除外制度
→他の保険会社との共同行為が可能（主務官庁の許可が必要）
- 2 子会社**：保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、以下に掲げる会社を子会社とすることができる。
 - 保険会社の子会社の範囲
→保険会社、銀行、証券会社、従属業務会社、金融関連業務会社等
- 3 経理**：保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。
 - 業務報告書の作成および提出
 - ディスクロージャー資料（保険会社の業務および財産の状況に関する説明書類）の開示
- 4 監督**：保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。
 - 事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制
 - 立入検査
 - 業務改善命令等
 - ソルベンシー・マージン（保険金等の支払能力の充実の状況）比率による早期是正措置命令の発出
- 5 株主**：保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。
 - 保険持株会社*
→主務官庁の認可、業務範囲、子会社、経理、監督
※持株会社 資産の過半数が子会社（株式の50%以上が親会社に取得されている会社）の株式によって占められている会社

- 保険議決権大量保有者 (保険会社の総株主の議決権の5%以上を保有する者)
- 保険主要株主 (保険会社の総株主の議決権の20%以上を保有する者)
- 主務官庁への届出または認可が必要

3

保険募集

- 1 保険募集の制限：** 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。
 - 『保険募集』=保険契約締結の代理または媒介
 - 損保会社 (役員・使用人)、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止
- 2 損保代理店、生保募集人の登録：** 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。
 - 損保代理店、生保募集人の登録制および変更届出制
 - 主務官庁の登録を受けなければ保険募集不可。登録事項の変更があった場合は届出が必要
- 3 保険募集に関する禁止行為：** 保険契約の締結または保険募集に関して、以下の行為を行ってはならない。

【禁止行為】

 - 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
 - 保険契約者等に対する特別利益 (保険料の割引等) の提供
 - 他の保険契約との比較で誤解を招く表示 等
- 4 監督：** 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。
 - 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
 - 業務改善命令、登録の抹消等

4

その他

- 1 クーリング・オフ制度**
 - 保険契約の申込者は、書面により契約の申込みの撤回または解除が可能
- 2 金融分野における裁判外紛争解決制度 (金融ADR)**
 - 紛争解決機関の指定、業務 (苦情処理、紛争解決)、監督
 - 申請に基づく主務大臣の指定、指定紛争解決機関との契約締結義務
- 3 保険契約者保護制度**
- 4 罰則**

損害保険のあゆみ

	沿革
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イン)シュアランス」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ●貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	●船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ●火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	●運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	●信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得
1911年 (明治44年)	●傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ●自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ●盗難保険発売

	沿革
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省事務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	●硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	●航空保険発売
1938年 (昭和13年)	●風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)
1942年 (昭和17年)	●損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)
1944年 (昭和19年)	●戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	●損害保険中央会法公布 ●損害保険中央会設立(1947年9月解散) ●損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1947年 (昭和22年)	●火災保険料率大幅に引上げ
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組 ●保険募集の取締に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算定会設立

	沿革
1949年 (昭和24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●外国保険事業者に関する法律公布・施行 ●火災保険に住宅物件料率を新設(一般物件の20%引き)
1950年 (昭和25年)	<ul style="list-style-type: none"> ●全国損害保険代理業協会連合会設立 ●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	<ul style="list-style-type: none"> ●入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> ●火災予防拠出金制度を制定 ●火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> ●賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足 ●自動車損害賠償責任保険(死亡保険金額30万円)発売
1956年 (昭和31年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ●日本機械保険連盟設立 ●機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	<ul style="list-style-type: none"> ●個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴルフ保険発売 ●船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足
1960年 (昭和35年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本原子力保険プール設立 ●自賠責保険、死亡保険金額を30万円から50万円に引上げ ●原子力施設賠償責任保険発売 ●原子力輸送賠償責任保険発売 ●建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅総合保険発売 ●動産総合保険発売
1962年 (昭和37年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回東アジア保険会議、東京で開催 ●日本損害保険協会「火災保険の月」を定め、火災保険普及運動開始(以降毎年11月実施、1965年「損害保険の月」と改称) ●店舗総合保険発売 ●国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本船舶保険連盟設立 ●第1回太平洋保険学校(ISP)に研修生派遣
1964年 (昭和39年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車保険料率算定会設立 ●自賠責保険、死亡保険金額を50万円から100万円に引上げ ●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施(初年度の控除限度額:長期契約7,500円、短期契約1,500円) ●交通事故予防資金制度を創設 ●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ●原子力財産保険発売

	沿革
1965年 (昭和40年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充(損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置) ●損害保険料控除制度を全面実施(長期契約10,000円、短期契約2,000円)
1966年 (昭和41年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に関する法律公布・施行 ●地震保険発売(建物90万円、家財60万円限度) ●自賠責保険、死亡保険金額を100万円から150万円に引上げ ●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険、死亡保険金額を150万円から300万円に引上げ ●交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期総合保険発売 ●団地保険発売 ●つり保険発売
1969年 (昭和44年)	<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険事業、第1類資本自由化業種に指定される ●保険審議会「今後の保険行政のあり方について」とくに自由化に対応して」答申 ●自賠責保険、死亡保険金額を300万円から500万円に引上げ
1970年 (昭和45年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際保険経営セミナー、東京で開催 ●国際航空保険者連合総会、京都で開催
1972年 (昭和47年)	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故予防資金制度に代えて交通事故予防拠出金制度を創設 ●地震保険、限度額を建物150万円、家財120万円に引上げ ●第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次損保訪中代表団派遣 ●ノンマリン代理店制度実施 ●損害保険事業、100%資本自由化業種となる ●自賠責保険、死亡保険金額を500万円から1,000万円に引上げ ●ファミリー交通傷害保険発売 ●土木工事保険発売 ●住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険料所得控除制度改善される(控除限度額:長期契約10,000円から15,000円に、短期契約2,000円から3,000円に引上げ) ●所得補償保険発売 ●保証証券(シユアティ・ボンド)発売 ●海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ●積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、交通事故防止と交通事故被害者保護の運動を始める ●地震保険、限度額を建物240万円、家財150万円に引上げ ●保険審議会「今後の保険事業のあり方について」答申 ●自賠責保険、死亡保険金額を1,000万円から1,500万円に引上げ ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●ヨット・モーターボート総合保険発売 ●コンピュータ総合保険発売

	沿革
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際機械保険者会議、京都で開催 ●国際アクチュアリー会議、東京で開催
1977年 (昭和52年)	<ul style="list-style-type: none"> ●満期戻総合保険発売
1978年 (昭和53年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険、死亡保険金額を1,500万円から2,000万円に引上げ
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「地震保険制度の改定について」答申 ●労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害保険代理業協会に改組 ●地震保険に関する法律の一部改正により地震保険制度が改定される(限度額を建物1,000万円、家財500万円に引上げ) ●新ノンマリン代理店制度実施 ●自転車総合保険発売
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ●船舶戦争保険再保険プール設立 ●保険審議会「今後の損害保険事業のあり方について」答申 ●第1回損害保険大会開催(以降、1997年まで毎年開催) ●国際航空保険者連合総会、東京で開催 ●火災予防拠出金制度ならびに交通事故予防拠出金制度を一部改定し、呼称を「拠出金制度」から「資金制度」に改める
1982年 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次損保訪中代表団派遣 ●内外損保協会定期懇談会(JAFIC)設置 ●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ●学生総合保険発売 ●費用・利益保険発売 ●テニス保険発売 ●家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活審議会消費者政策部会・約款取引委員会にて損保約款を審議 ●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ●スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活審議会消費者政策部会「損害保険約款の適正化について」報告 ●積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険、死亡保険金額を2,000万円から2,500万円に引上げ ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際機械保険者会議、東京で開催 ●損害保険ネットワーク稼働 ●積立普通傷害保険発売 ●積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方について」答申 ●損害保険料控除の対象保険種目に傷害保険、医療費用保険が加えられる ●こども総合保険発売

	沿革
1988年 (昭和63年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会「伊豆研修所」の医療研修開始 ●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ●財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国債の窓口販売業務の開始 ●保険審議会「総合部会」を設置 ●第3次損保訪中代表団派遣 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意 ●介護費用保険発売 ●積立女性保険発売 ●積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税法上に損害保険料控除制度が認められる(控除限度額:長期契約10,000円、短期契約2,000円) ●欧米損保事業調査団の派遣 ●保険審議会総合部会「保険事業の役割について」報告 ●財団法人損害保険事業研究所を財団法人損害保険事業総合研究所に改組 ●積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に関する法律の関係法令の一部改正により地震保険制度が改定される ●自賠責保険、死亡保険金額を2,500万円から3,000万円に引上げ ●第1回日本国際保険学校(ISJ)上級コースの開校 ●各界有識者による損害保険懇談会の発足 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ●建物更新総合保険発売 ●企業費用・利益総合保険発売
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「新しい保険事業の在り方」答申 ●国際航空保険者連合総会、京都で開催 ●年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回日本国際保険学校(ISJ)海外セミナーを開催 ●国際保険学会(IIS)セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「保険業法等の改正について」報告 ●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法の成立・公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に関する法律の関係法令の一部改正により地震保険制度が改定される(限度額を建物5,000万円、家財1,000万円に引上げ) ●新保険業法の施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人(ブローカー)研修・試験の開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着

	沿革
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本船舶保険連盟解散 ●保険審議会「保険業のあり方の見直しについて」報告 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会の組織・役割の大幅見直し ●金融監督庁の発足 ●保険業法の改正・公布 ●損害保険料率算出団体に関する法律の改正・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ●早期是正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入 ●コンピュータ西暦2000年問題対応 ●積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法の施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令 ●金融審議会「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」答申 ●自賠責審議会答申 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互参入解禁 ●損保各社、本格的な中間決算実施
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野参入規制の撤廃 ●改正自動車損害賠償保障法の成立・公布(政府再保険の廃止・指定紛争処理機関の設置等) ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 ●損害保険契約者保護機構による保険金全額補償期間終了 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法(日本版401K)の公布・施行 ●確定拠出年金積立傷害保険発売 ●ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●地震保険に建物の耐震性能に応じた割引制度を導入 ●大成火災保険株式会社が会社更生手続きの開始申立て
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ●改正自動車損害賠償保障法の施行 ●自賠責保険の後遺障害保険金額の一部を3,000万円から4,000万円に引上げ ●(財)自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始 ●本人確認法の成立 ●損害保険料率算出機構設立 ●銀行等による保険販売の対象種目の拡大 ●第21回東アジア保険会議、東京で開催

	沿革
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認法の施行 ●個人情報保護法の成立
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法施行規則等の一部改正(責任準備金制度の改正)
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保会社に対し業務改善命令 ●銀行等による保険販売の対象種目の拡大 ●個人情報保護法の全面施行
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置 ●保険業法等の一部改正(セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入) ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●金融商品取引法の成立
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分 ●意向確認書面の導入 ●「保険商品の比較に関する自由討論会」開催 ●地震保険料控除制度の実施(控除限度額50,000円) ●金融商品取引法の全面施行 ●銀行等による保険販売の全面解禁 ●住宅瑕疵担保履行法公布
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪収益移転防止法の施行(本人確認法の廃止) ●金融庁が「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表 ●保険法の成立 ●「保険商品の比較に関する自由討論会」の「実施報告書」の作成
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(金融ADR等) ●保険業法等の一部改正(ファイアウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築) ●住宅瑕疵担保履行法全面施行
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険法の施行 ●金融ADRの創設

日本国内で損害保険業を営む会社

●国内損害保険会社〔29社〕

2010年10月1日現在

●印は、損保協会会員会社

〔1〕元受および再保険業〔27社〕

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- 朝日火災海上保険株式会社
- アドリック損害保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- イーデザイン損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- エース損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- スミセイ損害保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 株式会社損害保険ジャパン
- そんぽ24損害保険株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- 日本興亜損害保険株式会社
- 日立キャピタル損害保険株式会社
- 富士火災海上保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社

〔2〕再保険専門〔2社〕

- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

●外国損害保険会社〔22社〕

2010年7月1日現在

一支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社一

〔1〕元受および再保険業〔14社〕

- アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
- アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ
- アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ
- アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
- エイアイユー インシュアランス カンパニー
- エイチディーアイゲーリング・インドゥストゥリー・
フェアジツヒヤルング・アクツィエングゼゼルシャフト
- カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
- コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・
コムルス・エクステリユール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・
リミテッド
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- フェデラル・インシュアランス・カンパニー
- ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルング
ス・アクティエングゼゼルシャフト

〔2〕再保険専門〔5社〕

- アールジーイー・ラインシュアランス・カンパニー
- ジェネラル・ラインシュアランス・エイジイ
- スイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッド
- トランスアトランティック リンシュアランス カ
ンパニー
- ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼル
シャフト・アクツィエングゼゼルシャフト・イン・ミュンヘン

〔3〕船主責任保険専門〔3社〕

- アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
- ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアラン
ス・アソシエーション・リミテッド
- ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ス
チーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション
(バミューダ)リミテッド

主な損害保険の関連団体

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 消費者とのコミュニ
ケーションの推進II 業務品質の向上に
向けた取り組みIII 損害保険事業の基盤
強化に向けた取り組みIV 社会の安全・安心
への貢献V 国際社会への
働きかけ

VI 支部活動

資料・データ

損害保険料率算出機構 (2002年設立)

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」(1948年設立)および「自動車保険料率算定会」(1964年設立)が統合し、2002年7月1日から新たに業務を開始した。火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っている。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置している。(TEL:03-3233-4141)
URL:<http://www.nliro.or.jp/>

日本原子力保険プール (1960年設立)

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っている。(TEL:03-3255-1231)

(財) 損害保険事業総合研究所 (1933年設立)

損害保険に関する調査・研究、資料の収集、機関誌・図書の発行および損害保険に関する各種講習等を行っている。(TEL:03-3255-5511)
URL:<http://www.sonposoken.or.jp/>

一般社団法人外国損害保険協会 (1949年設立)

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ(事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。)が加入している。(TEL:03-5425-7850)
URL:<http://www.fnlia.gr.jp/>

損害保険契約者保護機構 (1998年設立)

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者を保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的としている。(TEL:03-3255-1635)
URL:<http://www.sonpohogo.or.jp/>

(社) 日本損害保険代理業協会 (1948年設立)

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動などを行っている。(TEL:03-3201-2745)
URL:<http://www.nihondaikyo.or.jp/>

一般社団法人日本少額短期保険協会 (2006年設立)

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っている。(TEL:03-6222-4422)
URL:<http://www.shougakutanki.jp/>

一般社団法人 日本保険仲立人協会 (1997年設立)

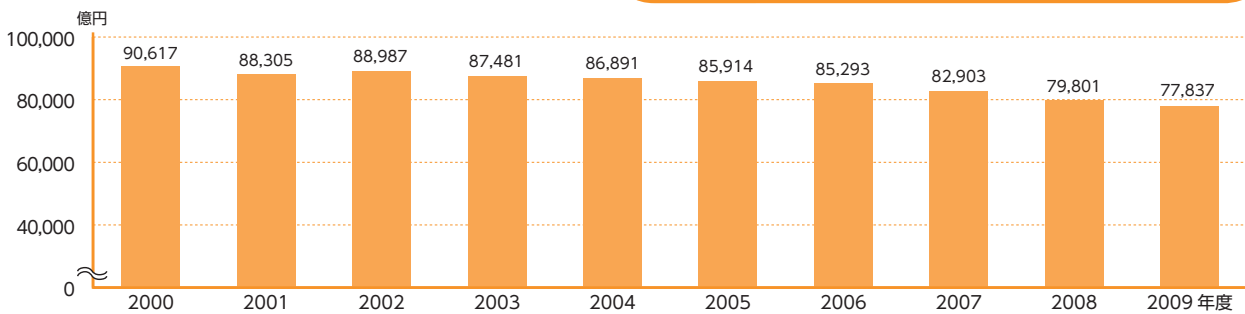
保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っている。(TEL:03-6659-4911)
URL:<http://www.jiba.jp/>

主要指標関係

元受正味保険料

2009年度
元受正味
保険料

7兆7,837億円

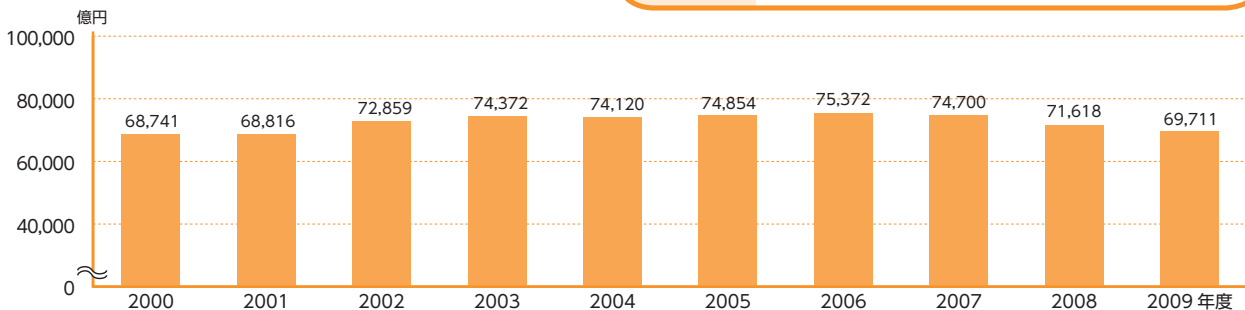


※元受正味保険料とは、個々のお客さま(保険契約者)との直接の保険契約にかかる収入を表す。
 「元受正味保険料」＝「元受収入保険料」－「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

正味収入保険料

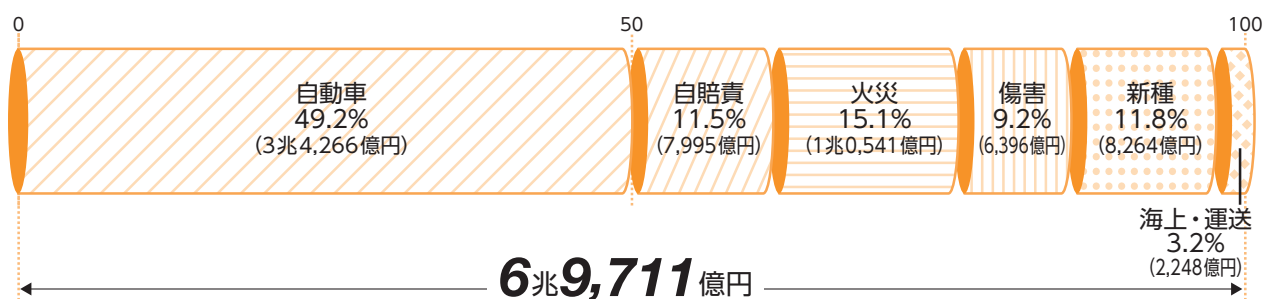
2009年度
正味収入
保険料

6兆9,711億円



※正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険にかかる収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。
 「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

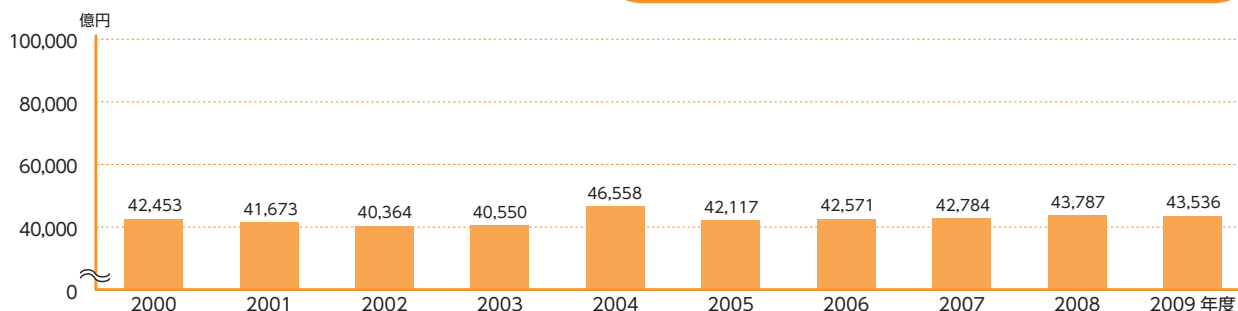
正味収入保険料の保険種目別構成比 (2009年度)



元受正味保険金

2009年度
元受正味
保険金

4兆3,536億円

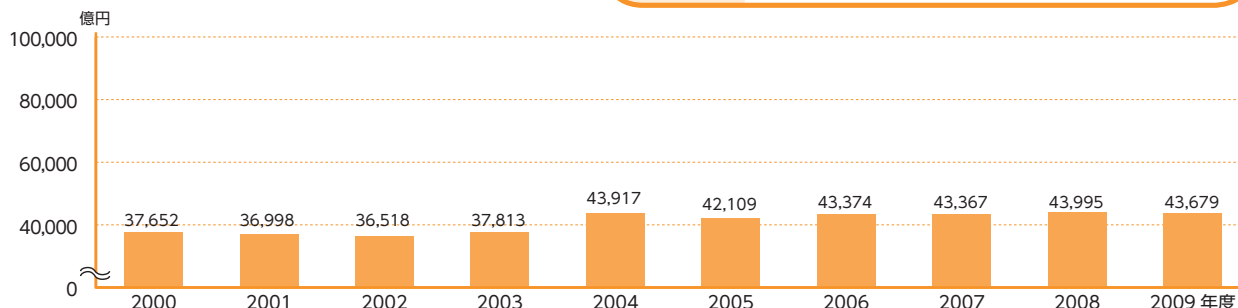


※元受正味保険金とは、個々のお客さまとの直接の保険契約にかかる保険金支払いを示すもの。
 なお、積立保険にかかる満期返戻金は含まれない。
 「元受正味保険金」＝「元受保険金」－「保険金戻入」

正味支払保険金

2009年度
正味支払
保険金

4兆3,679億円



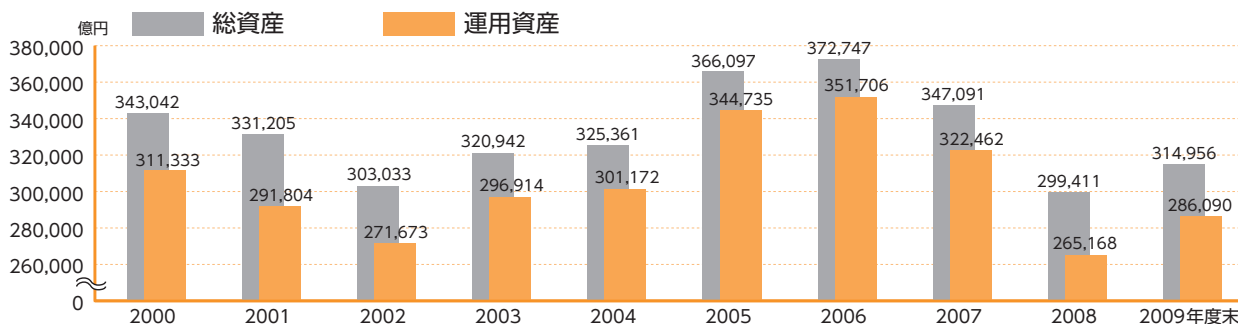
※正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
 「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

総資産・運用資産

2009年度

総資産額 **31兆4,956億円**

運用資産額 **28兆6,090億円**

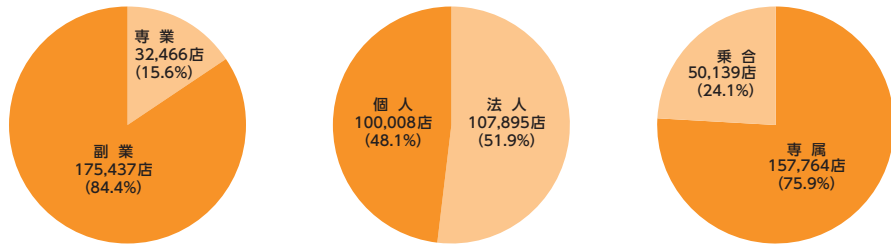


代理店関係

代理店実在数の推移

2009年度
代理店実在数

207,903店



2009年度末 代理店数の内訳



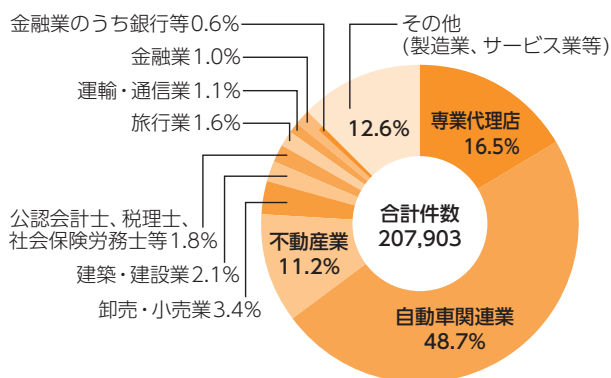
(注1) 2001年度に減少した理由

2001年3月に保険業法施行規則が改正され、生保会社本体が損保会社の代理店となることできるようになり、それまで個別に代理店登録していた生保募集人が廃止され、代理店となった生保会社の使用人となったためと推測される。

(注2) 都道府県別データについて

都道府県別データについては、損保協会ホームページをご参照。

●チャンネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2010年3月末現在)

損害保険が契約できるお店・場所の種類	店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店 (専業代理店)	34,379	16.5%
自動車関連業 (自動車販売店、自動車整備工場)	101,172	48.7%
不動産業 (賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	23,295	11.2%
卸売・小売業 (自動車関連業を除く)	6,996	3.4%
建築・建設業	4,330	2.1%
公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,789	1.8%
旅行業 (旅行会社、旅行代理店)	3,233	1.6%
運輸・通信業	2,376	1.1%
金融業 (銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	2,110	1.0%
うち銀行等 (銀行、信用金庫、信用組合、農協)	1,182	0.6%
その他 (製造業、サービス業等)	26,223	12.6%
合計	207,903	100%

※1 上記の「代理店数の内訳」とは、「専業代理店」の店数が異なっています。これは、元となる統計において、生保代理店の兼業の取り扱いが異なっていることが理由であり、「代理店数の内訳」では、生保代理店との兼業は業務規模が小さい場合に限り「専業」に含めているのに対し、「チャンネル別の構成比」では、生保代理店との兼業はすべて「専業」としているため、「代理店数の内訳」より店数が大きくなっています。

※2 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合があります。

損害保険の募集従事者数の推移

2009年度
損害保険の
募集従事者数

2,160,029人



(注1) 2001年度に増加した理由

銀行等の金融機関窓口における保険販売が解禁されたことに伴い、銀行員等が募集従事者になったためと推測される。

(注2) 都道府県別データについて

都道府県別データについては、損保協会ホームページをご参照。

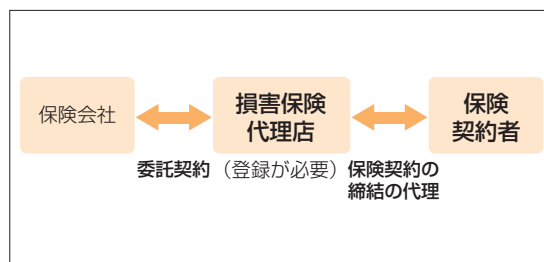
●代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。

損害保険代理店は、損害保険会社との間の損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

損害保険代理店の主な業務

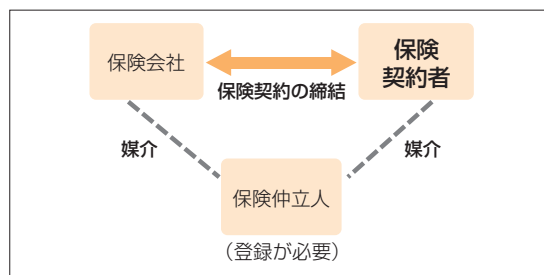
- 損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- 保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など



●仲立人扱

仲立人扱は保険仲立人(保険ブローカー)を通じて行われる募集形態です。

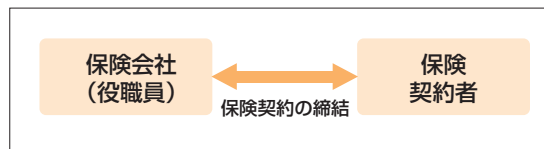
保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間で、中立的な立場で保険契約の締結の媒介を行います。



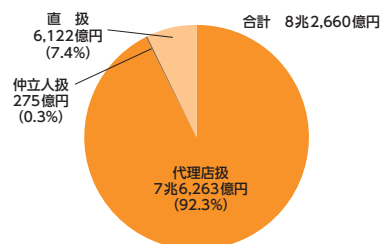
●直扱

直扱とは、損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。

新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。



●募集形態別元受正味保険料割合 (2009年度)

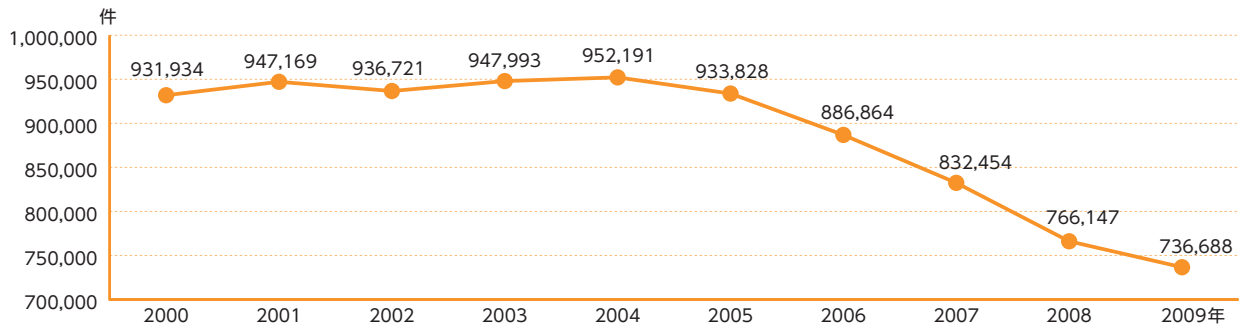


自動車保険関係

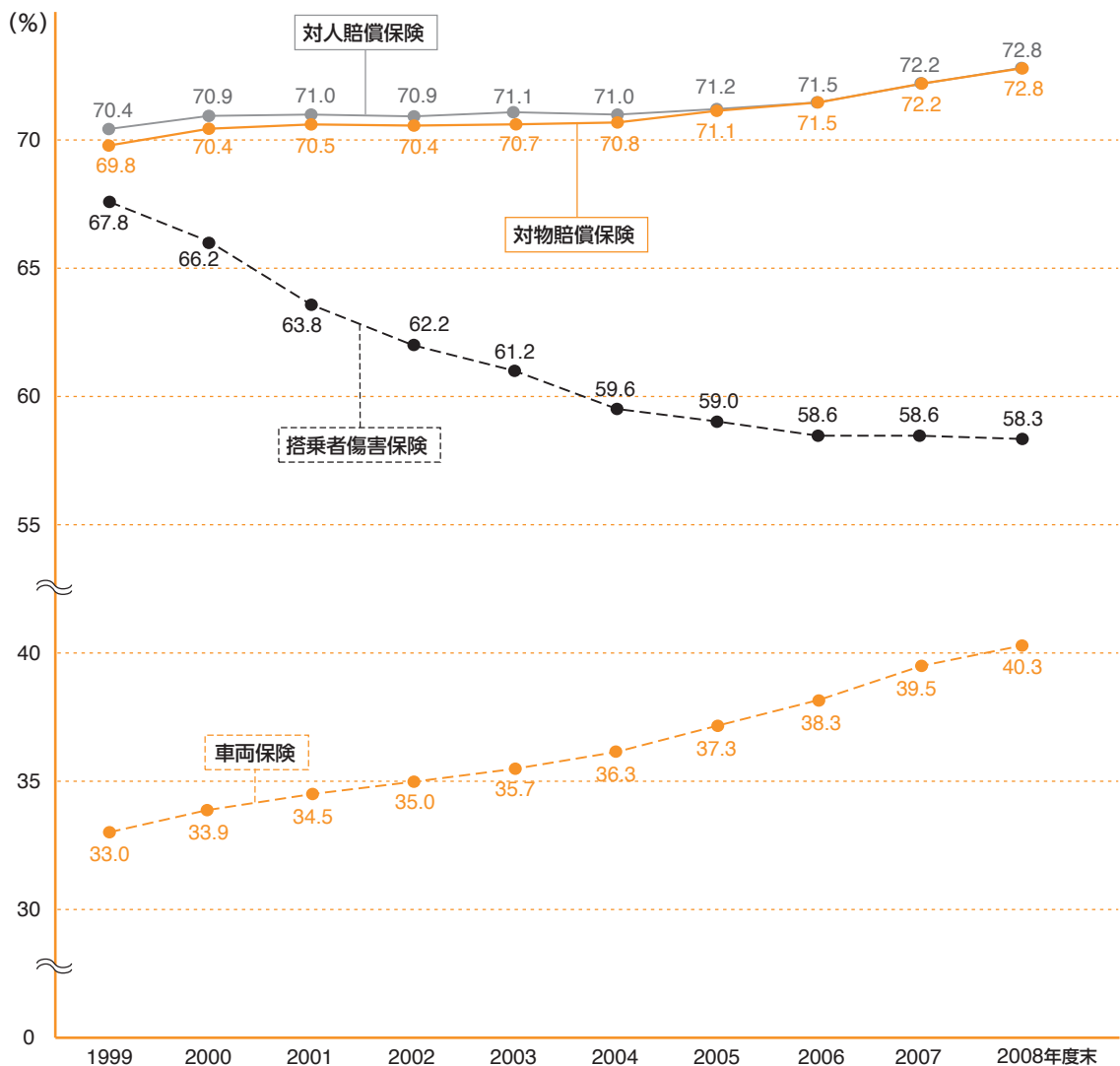
交通事故の発生状況

2009年

736,688件



自動車保険加入率



※損害保険料率算出機構資料より

自動車保険都道府県別加入率 (2009年3月末)

都道府県名	保有台数(台)	対人賠償保険 (%)	対物賠償保険 (%)	搭乗者傷害保険 (%)	車両保険 (%)
北海道	3,653,727	70.0	69.9	58.1	44.2
青森	982,560	67.6	67.6	56.7	35.8
岩手	981,181	60.7	60.5	44.6	30.7
宮城	1,566,709	71.5	71.5	58.0	37.4
秋田	816,564	57.5	57.6	44.6	32.0
山形	916,944	62.6	62.5	48.8	36.2
福島	1,565,208	65.0	64.9	52.9	33.6
茨城	2,451,685	74.0	74.0	61.4	35.0
栃木	1,643,978	71.1	71.1	57.8	33.3
群馬	1,728,529	70.4	70.3	58.0	36.0
埼玉	3,909,132	77.5	77.4	58.4	40.1
千葉	3,458,375	78.5	78.4	61.4	45.0
東京	4,518,967	78.1	78.7	59.5	43.6
神奈川	3,977,092	79.7	79.9	64.8	44.3
新潟	1,805,926	67.8	67.7	51.6	32.0
富山	876,165	71.6	71.3	58.6	40.3
石川	869,165	71.8	71.5	58.6	35.3
福井	642,070	71.0	70.8	60.1	37.6
山梨	725,676	62.1	62.0	51.2	25.7
長野	1,850,405	63.0	62.9	47.6	32.4
岐阜	1,658,749	76.4	76.3	57.1	52.5
静岡	2,813,125	77.4	77.3	63.9	42.6
愛知	4,951,846	80.6	80.5	61.6	54.7
三重	1,459,184	75.0	74.9	59.9	44.0
滋賀	972,062	72.6	72.5	57.2	39.0
京都	1,342,712	78.2	78.2	63.4	42.0
大阪	3,738,506	81.9	82.0	65.5	48.4
兵庫	2,956,896	77.1	77.0	64.4	41.9
奈良	825,918	79.7	79.6	63.0	42.7
和歌山	740,724	73.7	73.4	64.6	30.8
鳥取	452,772	64.1	64.0	50.8	41.7
島根	539,248	54.7	54.6	39.8	30.5
岡山	1,479,696	72.1	72.0	56.0	38.3
広島	1,830,960	75.1	75.0	56.0	38.7
山口	1,054,815	71.2	71.3	57.2	42.5
徳島	608,618	70.4	70.2	55.9	35.0
香川	754,387	73.8	73.6	61.6	37.1
愛媛	999,546	69.2	69.0	52.9	33.5
高知	553,938	56.9	56.5	45.9	26.4
福岡	3,189,039	75.0	75.2	63.8	44.5
佐賀	645,956	64.2	64.1	54.5	33.1
長崎	914,298	64.6	64.5	53.3	33.8
熊本	1,310,289	63.9	63.9	55.6	37.6
大分	889,472	62.6	62.6	52.6	33.2
宮崎	907,966	56.8	56.8	49.6	31.7
鹿児島	1,310,444	57.9	57.6	48.6	28.6
沖縄	959,318	52.3	52.2	47.7	22.3
全 国	78,800,542	72.8	72.8	58.3	40.3

※保有台数は、「自動車保有車両数・月報(2009年3月末現在)」(財)自動車検査登録協会発行)による。
対人賠償保険・対物賠償保険・搭乗者障害保険・車両保険は、「自動車保険の概況 平成21年度(平成20年度データ)」
(損害保険料率算出機構発行)による。

● 高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
38,281	名古屋地裁	2005年5月17日	1998年5月18日	男29歳	会社員	後遺障害
37,886	大阪地裁	2007年4月10日	2002年12月11日	男23歳	会社員	//
36,750	大阪地裁	2006年6月21日	2002年11月9日	男38歳	開業医	死亡
35,978	東京地裁	2004年6月29日	1997年4月24日	男25歳	大学研究科在籍	後遺障害
35,332	千葉地裁佐倉支部	2006年9月27日	2001年10月4日	男37歳	アルバイト	//
34,791	大阪地裁	2007年1月31日	1996年10月21日	女18歳	高校生	//
34,614	仙台地裁	2007年6月8日	2003年5月22日	女25歳	会社員	//
33,678	千葉地裁	2005年7月20日	2000年8月18日	男17歳	高校生	//
33,547	大阪地裁	2006年4月5日	2000年7月31日	男17歳	高校生	//
33,531	東京地裁	2004年12月21日	1998年4月29日	男32歳	銀行員	//

(注1) 上記判決例は、判決例掲載誌に掲載されている事例を対象としている。

(注2) 認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠償保険等で支払われた金額を控除する前の金額である。

(注3) 認定総損害額は、1万円未満切り捨てである。

物損事故

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神戸地裁	1994年7月19日	1985年5月29日	積荷(呉服・洋服・毛皮)
13,580	東京地裁	1996年7月17日	1991年2月23日	店舗(パチンコ店)
12,036	福岡地裁	1980年7月18日	1975年3月1日	電車・線路・家屋
11,347	千葉地裁	1998年10月26日	1992年9月14日	電車
6,124	岡山地裁	2000年6月27日	1996年9月26日	積荷
4,141	大阪地裁	2008年5月14日	1999年9月25日	積荷
3,391	名古屋地裁	2004年1月16日	2001年3月9日	大型貨物車・積荷
3,156	東京地裁	2001年12月25日	1999年11月5日	4階建ビル
3,052	東京地裁	2001年8月28日	1999年5月16日	店舗(サーフショップ)
2,858	東京地裁	2002年12月25日	2001年3月28日	積荷

(注1) 上記判決例は、判決例掲載誌に掲載されている事例を対象としている。

(注2) 認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額である。

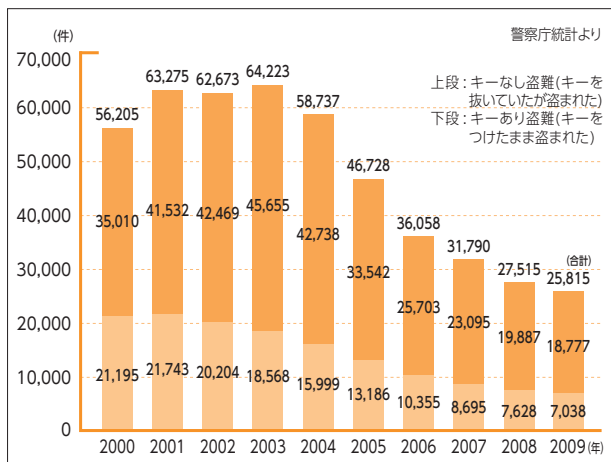
(注3) 認定総損害額は、1万円未満切り捨てである。

自動車盗難の件数と支払保険金

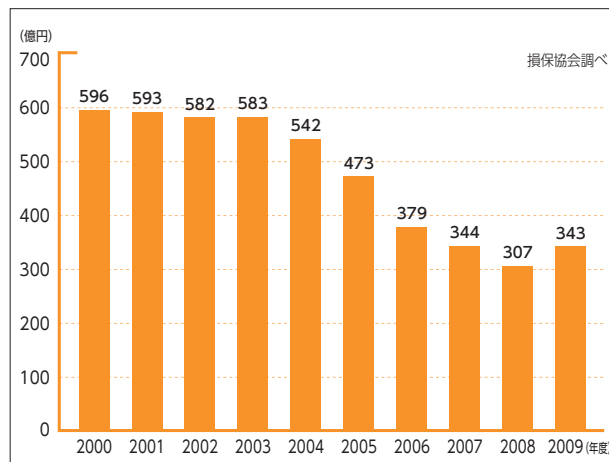
自動車盗難件数は、1990年代後半から急増し、2001年～2003年まで高止まりの状況となっていました。2004年以降は減少傾向に転じ、2009年は前年比6.2%減少の25,815件となりました。しかし、キーなし盗難が全体の7割を占めており、転売

を目的とする窃盗犯による犯行が懸念されます。

また、自動車盗難にかかる支払保険金も1999年度から急増し、2000年度以降高止まりの状況が続き、その後減少傾向に転じましたが、2009年度は前年度比11.7%増加の343億円となっています。



自動車盗難認知件数の推移

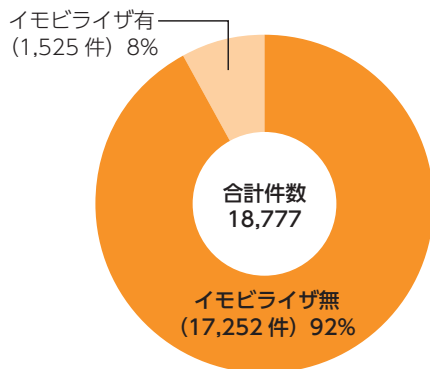


自動車盗難にかかる支払保険金の推移

イモビライザの効果

●イモビライザ搭載車の盗難割合●

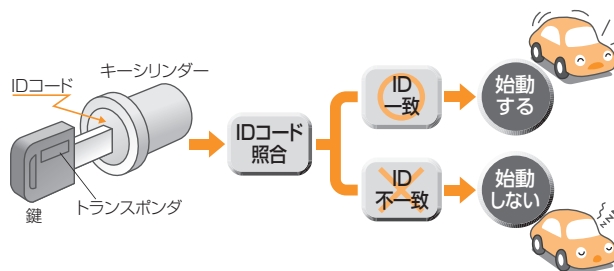
キーなし盗難のうちイモビライザ搭載車が占める割合は8%です。多くの窃盗犯にとってイモビライザ搭載車は盗みにくい車です。



2009年キーなし盗難認知件数を基に調査
出典：警察庁

●イモビライザシステムのしくみ●

(自動車メーカー純正のイモビライザシステムの場合)



エンジンキーに埋め込まれているトランスポンダ(電子チップ)のIDコードを車両本体内で照合し、正規のキーと確認されないと、電氣的にエンジンが始動しないという盗難防止効果の高い装置。EUでは1997年1月以降、新車への搭載を義務付け、盗難件数が大幅に減少しています。日本国内で販売される自動車にも搭載(標準装備またはメーカーオプション設定)が広がっており、高い盗難防止効果を発揮する装置として普及の拡大が期待されます。

自動車盗難対策のあゆみ

1994年	○大阪支部(現近畿支部)で自動車盗難防止活動を開始
2000年 2月	○「車両(自動車)盗難対策プロジェクトチーム」を設置し、本部で取り組みを開始
2001年 3月	○英国の自動車盗難実態調査を実施
4月	○事務局内に「車両(自動車)盗難対策室」を設置
9月	○自動車盗難防止対策に関する提言を発表 ●「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」発足、事務局として参画
2002年 1月	●「自動車盗難等防止行動計画」策定
2003年 10月	○10月7日を「盗難防止の日」とし、全国で盗難防止を呼びかける運動を実施
2004年 4月	●「自動車盗難等防止行動計画」改定—イモビライザ等の装着義務付けの検討—
11月	●海外調査訪問団/イギリス・ドイツを訪問し自動車盗難の現状等について調査を実施
2005年 4月	●「自動車盗難等防止行動計画」改定—防盜性能評価制度の導入を検討—
7月	□中古自動車を対象とする旅具通関制度の廃止 □輸出抹消仮登録証明書等の確認
12月	●「防盜性能評価制度に関する調査研究」の開始
2006年 12月	●「自動車盗難等防止行動計画の改定—今後2~3年間活動期間を延長—
2007年 3月	●「防盜性能試験調査研究結果」の公表
2009年 1月	○自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き時における監視強化の要望
9月	○イモビライザ標準装備の法的な整備についての要望

○印: 損保協会の活動 ●印: 官民合同プロジェクトチームの活動
□印: 活動によって実現した制度改善

愛車を「盗難」から守る基本5か条



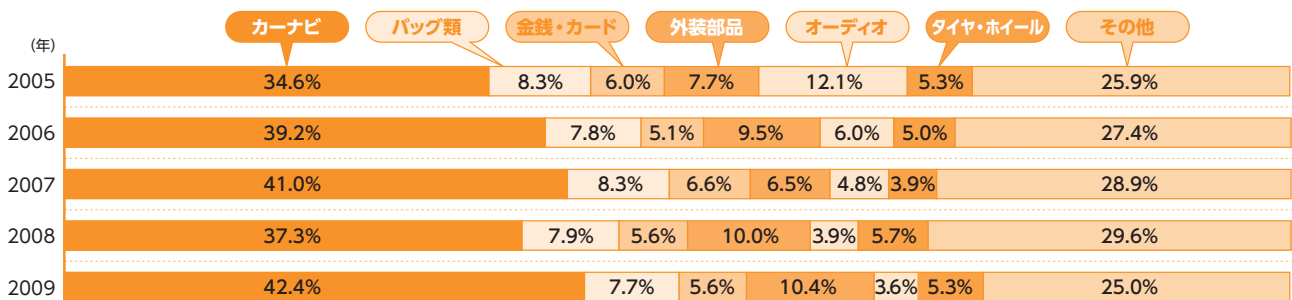
車上ねらいの状況

損保協会では、自動車関連犯罪である車上ねらいについても実態調査を行っています。

カーナビの被害は年々増加しており、被害品総数に対するカーナビの割合は40%以上になっています。カーナビ以外にも、バンパーやドアミラーといった外装部品やタイヤ・ホイールもねらわれてお

り、これらは転売目的の窃盗と考えられます。

また、車上ねらいの調査を開始した2003年度では、車上ねらい1件あたりの平均被害額は約25万円でしたが、2009年度では約38万円でした。高額カーナビの普及に伴い、平均被害額が上昇していると考えられます。



(注) 本データは損害保険会社が保険金を支払った事案を対象に集計・分析を行っていますので、実際の被害品の割合とは異なります。

火災保険関係

火災発生状況 (2009年)

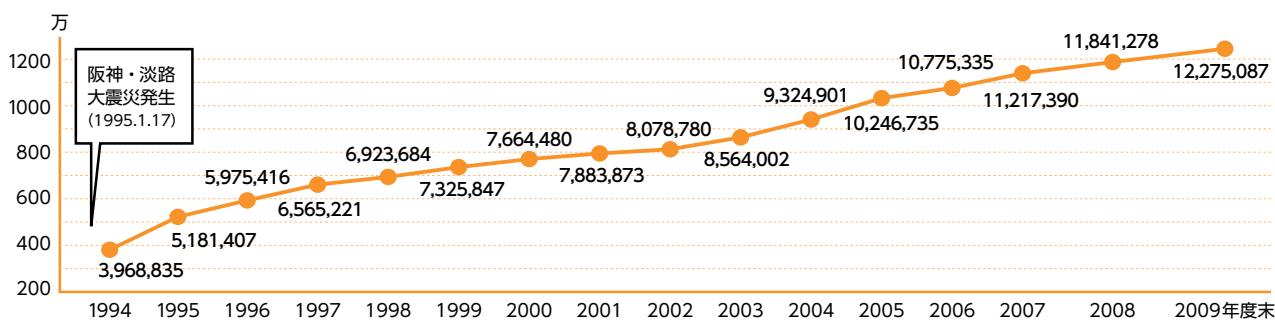
出火件数合計 (件)	51,139	うち建物	28,372
焼損棟数 (棟)	38,800		
建物焼損床面積 (㎡)	1,224,884		
損害額 (千円)	93,124,477		

※総務省消防庁資料より

地震保険保有契約件数

2009年度末
地震保険保有契約件数

12,275,087件



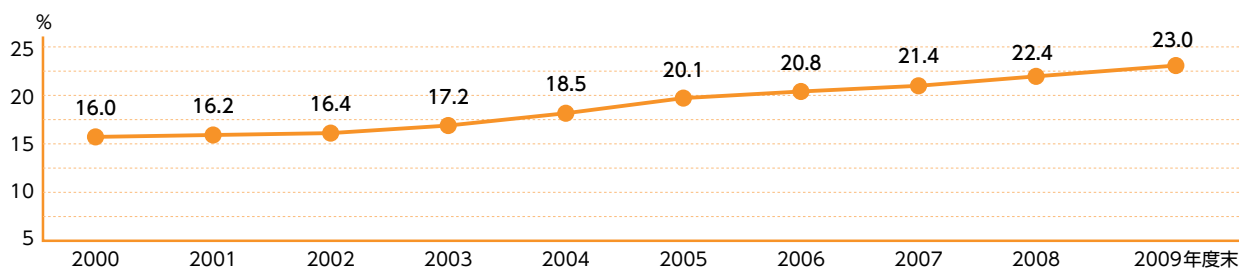
(注) いずれの年度も当該年度末の地震保険の保有契約件数。(共済は含まれていない。)

※損害保険料率算出機構資料より
(2010.11.1 差替)

地震保険加入率

2009年度末
地震保険加入率

23.0%



(注) いずれの年度も当該年度末の地震保険の契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したものの。
(共済は含まれていない。)

※損害保険料率算出機構資料より

はじめに・
損害保険の概況

損保協会の活動

I 消費者とのコミュニ
ケーションの推進

II 業務品質の向上に
向けた取り組み

III 損害保険事業の基盤
強化に向けた取り組み

IV 社会の安全・安心
への貢献

V 国際社会への
働きかけ

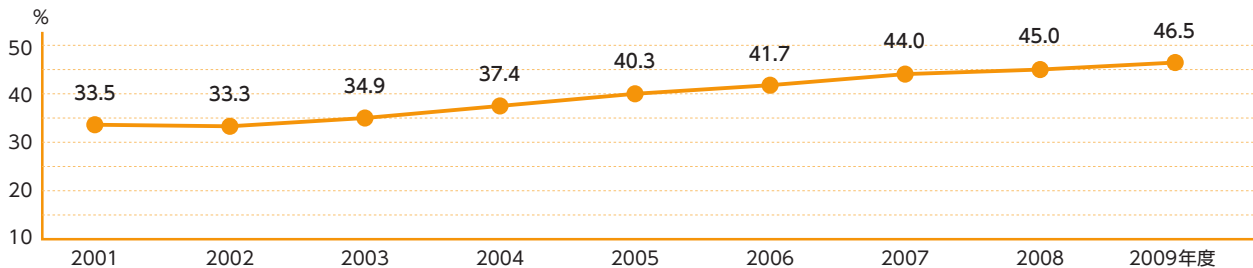
VI 支部活動

資料・データ

地震保険付帯率

2009年度
地震保険付帯率

46.5%



(注) いずれの年度も、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。

※損害保険料率算出機構資料より

地震保険 都道府県別付帯率の推移

(単位:%)

都道府県名	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
北海道	38.6	40.3	41.9	42.9	43.8
青森県	33.8	36.1	39.2	42.6	46.1
岩手県	31.3	32.3	36.9	38.8	42.2
宮城県	54.7	58.4	61.5	62.9	66.9
秋田県	32.3	35.5	41.1	44.2	47.8
山形県	27.1	28.5	32.6	37.2	39.9
福島県	31.2	33.2	35.8	37.1	39.0
茨城県	36.8	37.8	38.6	40.6	41.5
栃木県	33.3	34.7	35.9	37.9	39.0
群馬県	24.8	26.3	29.1	31.4	32.7
埼玉県	39.9	40.8	42.5	42.4	43.5
千葉県	41.7	42.0	43.4	43.2	43.9
東京都	40.8	41.2	42.7	43.4	44.3
神奈川県	45.0	45.4	46.8	45.6	46.6
新潟県	37.8	39.9	45.2	47.3	48.9
富山県	21.7	22.6	28.9	33.0	36.0
石川県	24.1	26.3	33.8	38.0	40.8
福井県	26.3	27.7	33.7	38.4	40.4
山梨県	46.9	48.6	50.1	50.9	51.5
長野県	22.1	23.9	27.5	30.7	33.9
岐阜県	48.8	51.4	55.2	58.4	61.3
静岡県	47.4	48.3	49.8	49.6	51.5
愛知県	60.4	62.7	62.6	63.3	64.2
三重県	49.6	53.0	54.8	56.1	57.5
滋賀県	27.9	29.9	34.5	38.0	42.3
京都府	27.1	27.9	31.9	33.4	36.6
大阪府	38.0	40.0	43.0	44.0	45.6
兵庫県	30.7	31.5	34.5	36.8	38.7
奈良県	35.5	36.3	40.7	44.1	46.9
和歌山県	43.0	44.9	46.7	46.9	47.8
鳥取県	38.3	39.6	43.5	45.5	48.2
島根県	31.3	32.9	37.4	38.3	40.6
岡山県	32.4	34.9	37.4	37.7	39.3
広島県	47.9	50.2	52.5	53.1	55.1
山口県	34.6	37.3	40.0	41.4	44.6
徳島県	46.1	50.2	56.3	58.0	60.4
香川県	40.2	43.3	46.8	48.4	50.4
愛媛県	42.9	46.4	48.9	49.1	49.8
高知県	66.5	69.2	72.2	72.6	75.4
福岡県	40.2	42.9	45.5	48.5	50.7
佐賀県	25.7	27.8	30.5	32.8	34.4
長崎県	19.8	21.9	24.8	27.1	29.5
熊本県	40.0	41.2	44.1	46.3	48.2
大分県	35.9	38.5	41.4	43.8	46.7
宮崎県	53.2	56.7	58.6	59.8	61.5
鹿児島県	52.3	55.0	57.7	59.9	61.5
沖縄県	34.8	36.1	36.4	35.9	38.6
全国	40.3	41.7	44.0	45.0	46.5

(注) 「付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合である。

※損害保険料率算出機構資料より

主な風水害・地震噴火災害(戦後～)

風水害

発生年月	名称	被害			発生年月	名称	被害		
		死者・行方不明(人)	建物全・半壊、一部破損(棟)	浸水(棟)			死者・行方不明(人)	建物全・半壊、一部破損(棟)	浸水(棟)
1945. 9	枕崎台風	3,756	89,839	273,888	1982. 9	台風18号・前線	38	651	136,308
1947. 9	カスリーン台風	1,930	9,298	384,743	1986. 8	台風10号	21	2,683	105,072
1948. 9	アイオン台風	838	18,017	120,035	1991. 9	台風19号	62	170,447	22,965
1950. 9	ジェーン台風	508	56,131	166,605	1993. 9	台風13号	48	1,892	10,447
1951.10	ルース台風	943	221,118	138,273	1998. 9	台風7号・8号	18	21,165	8,692
1953. 6	大雨(前線)	1,013	34,655	454,643	1999. 9	台風18号・前線	36	47,150	23,218
1953. 7	南紀豪雨	1,124	10,889	86,479	2000. 9	平成12年9月豪雨	10	312	71,291
1953. 9	台風13号	478	86,398	495,875	2004. 8	台風16号	18	8,627	46,581
1954. 9	洞爺丸台風	1,761	207,542	103,533	2004. 9	台風18号	47	57,466	10,026
1958. 9	狩野川台風	1,269	16,743	521,715	2004.10	台風23号	99	19,235	54,850
1959. 9	伊勢湾台風	5,098	833,965	363,611	2006. 9	台風13号	11	9,251	934
1961. 9	第2室戸台風	202	499,444	384,120					
1976. 9	台風17号・前線	169	11,193	442,317					
1982. 8	台風10号・前線	95	5,312	113,902					

地震等

発生年月日	名称	マグニチュード(M)	被害				その他の被害(人、棟)
			死者・行方不明(人)	家屋全壊(棟)	家屋半壊(棟)	家屋一部破損(棟)	
1946.12.21	南海地震	8.0	1,330	11,591	23,487		流失1,451、焼失2,598
1948. 6.28	福井地震	7.1	3,769	36,184	11,816		焼失3,851
1952. 3. 4	十勝沖地震	8.2	33	815	1,324		流失91
1960. 5.23	チリ地震津波	9.5	142	1,500余	2,000余		
1962. 4.30	宮城県北部地震	6.5	3	340	1,114		
1964. 6.16	新潟地震	7.5	26	1,960	6,640		浸水15,297
1968. 5.16	十勝沖地震	7.9	52	673	3,004		浸水529
1978. 1.14	伊豆大島近海地震	7.0	25	96	616		
1978. 6.12	宮城県沖地震	7.4	28	1,183	5,574		
1983. 5.26	日本海中部地震	7.7	104	934	2,115	3,258	流失52
1984. 9.14	長野県西部地震	6.8	29	14	73	565	
1987.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	2	16		70,000余	
1994.12.28	三陸はるか沖地震	7.6	3	72	429		
1995. 1.17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	144,274		住家全半焼7,132
2000. 3.31	有珠山噴火	—		119	355	376	
2000.10. 6	鳥取県西部地震	7.3		435	3,101		
2001. 3.24	芸予地震	6.7	2	70	774		
2003. 7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4		1,276	3,809		
2003. 9.26	十勝沖地震	8.0	2	116	368		
2004.10.23	新潟県中越地震	6.8	68	3,175	13,808		
2005. 3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	133	244		
2007. 3.25	能登半島地震	6.9	1	686	1,740	26,958	
2007. 7.16	新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	5,709	37,301	
2008. 6.14	岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	146	2,521	
2008. 7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1		379	
2009. 8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1		6	8,672	

(注1) 上記各表は「理科年表」による。ただし、「平成12年9月豪雨」、「有珠山噴火」、「能登半島地震」、「新潟県中越沖地震」、「岩手・宮城内陸地震」、「岩手県沿岸北部を震源とする地震」、「駿河湾を震源とする地震」の被害は、総務省消防庁の発表による。

(注2) 上記掲載基準は次のとおり。なお84ページ保険金支払例に掲載の災害も含む。

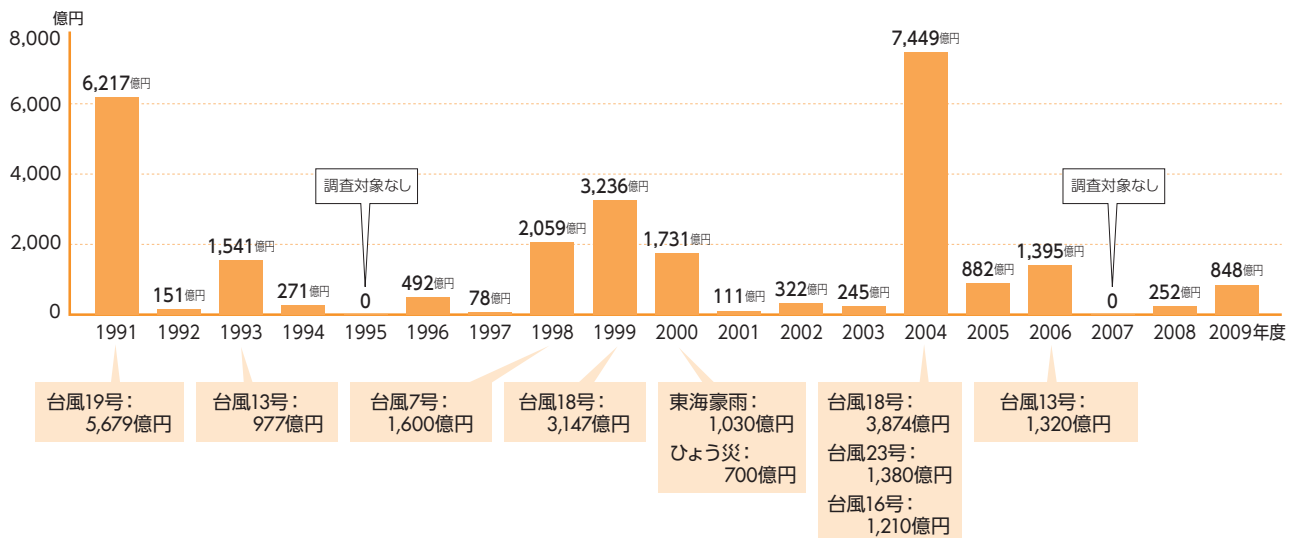
〈風水害〉「建物被害(浸水含む)10万棟以上」または「建物被害(浸水除く)1万棟以上」
 〈地震等〉「建物被害(流失・焼失含む)500棟以上」

自然災害で支払われた保険金

風水害等による保険金支払例

発生日月	災害名	支払保険金(見込みを含む)(億円)			
		火災・新種保険	自動車保険	海上・運送保険	合計
1991. 9.26 ~ 28	台風19号(全国)	5,225	269	185	5,679
2004. 9. 4 ~ 8	台風18号(全国)	3,564	259	51	3,874
1999. 9.21 ~ 25	台風18号(熊本、山口、福岡等)	2,847	212	88	3,147
1998. 9.22	台風7号(近畿中心)	1,514	61	24	1,600
2004.10.20	台風23号(西日本)	1,113	179	89	1,380
2006. 9.15 ~ 20	台風13号(福岡、佐賀、長崎、宮崎等)	1,161	147	12	1,320
2004. 8.30 ~ 31	台風16号(全国)	1,037	138	35	1,210
2000. 9.10 ~ 12	平成12年9月豪雨(愛知等)	447	545	39	1,030
1993. 9. 3	台風13号(九州、四国、中国)	933	35	10	977
2000. 5.24	ひょう災(千葉、茨城)	372	303	25	700

主な風水害等による年度別保険金支払額 (日本損害保険協会が調査した主な風水害等に関する保険金の年度別合計額)



地震保険による保険金支払例

発生日月	災害名	支払保険金(億円)
1995. 1.17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	783
2001. 3.24	芸予地震	169
2005. 3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	169
2004.10.23	新潟県中越地震	149
2007. 7.16	新潟県中越沖地震	82
2005. 4.20	福岡県西方沖を震源とする地震	64
2003. 9.26	十勝沖地震	60
2008. 6.14	岩手・宮城内陸地震	54
2009. 8.11	駿河湾を震源とする地震	45
2008. 7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	39

(注1) 日本地震再保険株式会社調べ(2010. 3.31 現在)。

(注2) 「芸予地震(2001.3.24)」の支払保険金は16,939百万円。「福岡県西方沖を震源とする地震(2005.3.20)」の支払保険金は16,896百万円。

国際関係

●主要国の損害保険料比較(2008年)

国名 (地域名)	元受収入保険料			対GDP割合		国民1人あたり保険料	
	(百万円)	順位	占有率(%)	(%)	順位	(円)	順位
アメリカ	68,078,137	1	37.23	4.6	3	223,771	4
ドイツ	13,545,805	2	7.41	3.5	9	161,626	8
イギリス	11,036,779	3	6.04	2.9	15	131,104	17
日本	10,902,355	4	5.96	2.2	31	85,217	24
フランス	9,440,555	5	5.16	3.0	12	137,630	13
オランダ	7,575,382	6	4.14	8.5	1	460,769	1
イタリア	5,967,443	7	3.26	2.4	24	94,682	21
カナダ	5,890,674	8	3.22	3.8	6	177,587	6
スペイン	4,923,197	9	2.69	3.0	13	107,980	19
中国	4,623,314	10	2.53	1.0	69	3,463	76
ロシア	3,906,596	11	2.14	2.3	30	27,553	42
韓国	3,145,379	12	1.72	3.7	7	63,820	27
オーストラリア	2,903,664	13	1.59	2.9	17	138,596	12
ブラジル	2,576,855	14	1.41	1.6	51	13,268	55
スイス	2,219,421	15	1.21	4.4	4	290,623	2
ベルギー	1,681,112	16	0.92	2.7	20	131,268	16
オーストリア	1,345,773	17	0.74	3.2	10	161,195	9
台湾	1,183,602	18	0.65	2.9	14	51,344	30
デンマーク	1,168,187	19	0.64	2.8	19	179,848	5
アイルランド	1,116,391	20	0.61	2.1	33	135,143	15
その他の国(地域)	19,629,687	—	10.73	—	—	—	—
合計(平均)	182,860,305	—	100.00	2.9	—	27,152	—

(注1) Swiss Re社発行のsigma No.3/2009をもとに作成。

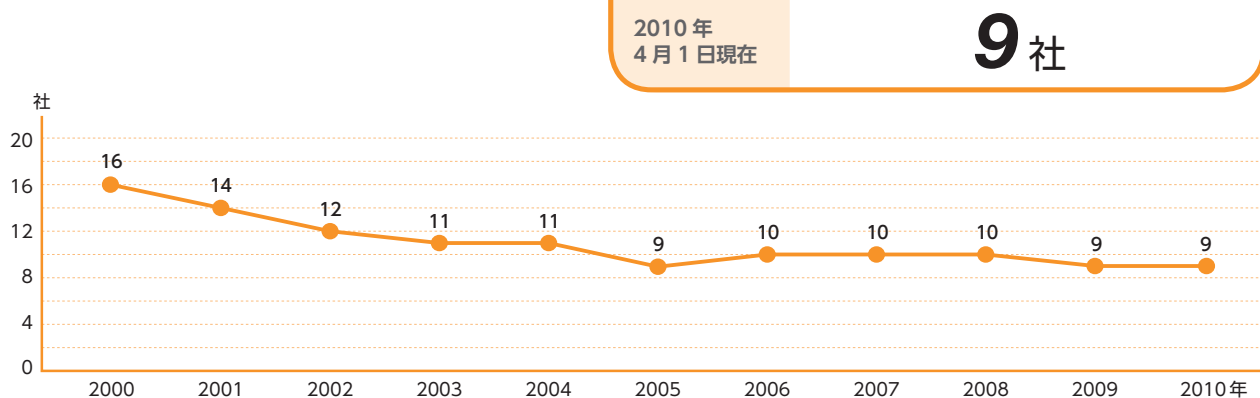
(注2) 合計(平均)欄の数字は、2008年の調査対象147カ国の合計値。

(注3) 保険料は、国内会社、外国会社をあわせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。

(注4) 保険料の日本円換算および国民1人あたり保険料は、2008年の平均為替レート(1ドル=102.77円)により算出した。

●会員会社の海外進出状況(各年4月1日現在)

海外に進出して保険事業を行っている会員会社数



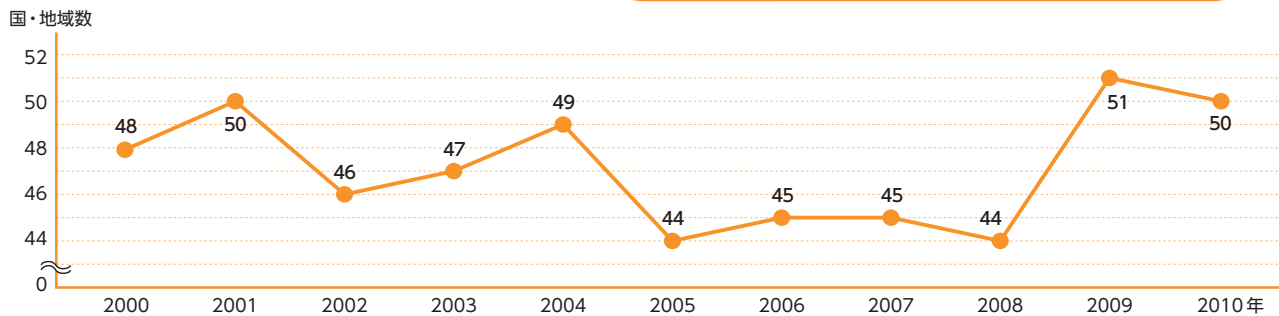
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数

2010年
4月1日現在

50 力国・地域



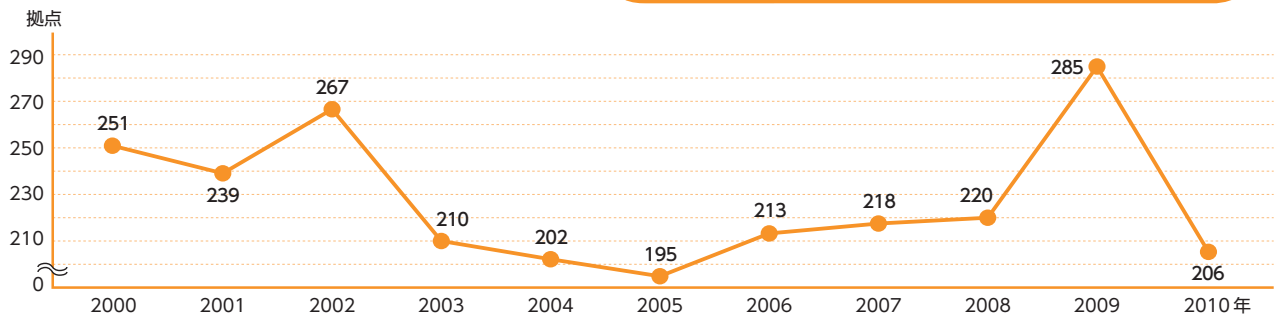
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数

2010年
4月1日現在

206 拠点



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

(注3) 2010年から現地法人の同一国・地域内支店は拠点数に含まない。

会員会社の海外駐在員事務所数

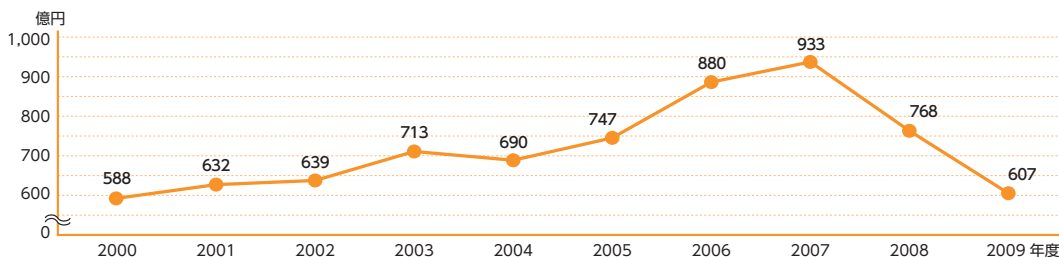
年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
駐在員事務所を設置している会社数	16	14	12	11	11	10	10	10	10	10	10
国・地域数	43	44	46	46	46	42	43	43	43	44	41
都市数	79	82	81	82	81	77	78	77	79	81	78
駐在員事務所数	246	224	193	178	178	171	175	172	174	179	174

● 会員会社の海外事業成績

会員会社の海外元受正味保険料

2009年度

607 億円



(注) 海外現地法人分を含まない。

会員会社の海外出再保険料

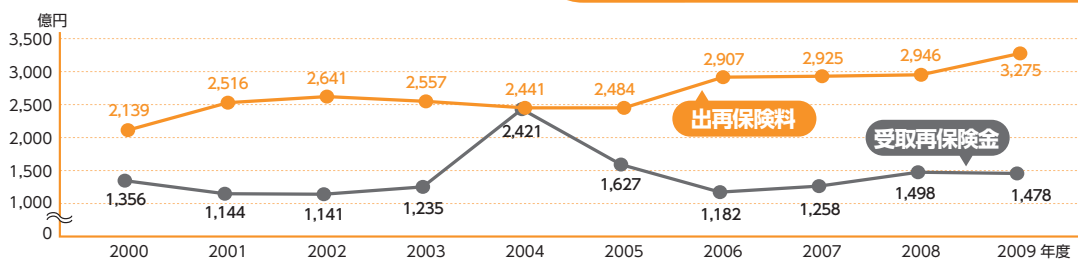
2009年度

3,275 億円

会員会社の海外受取再保険金 (再保険手数料含む)

2009年度

1,478 億円



(注) 海外現地法人分を含まない。

会員会社の海外受再保険料

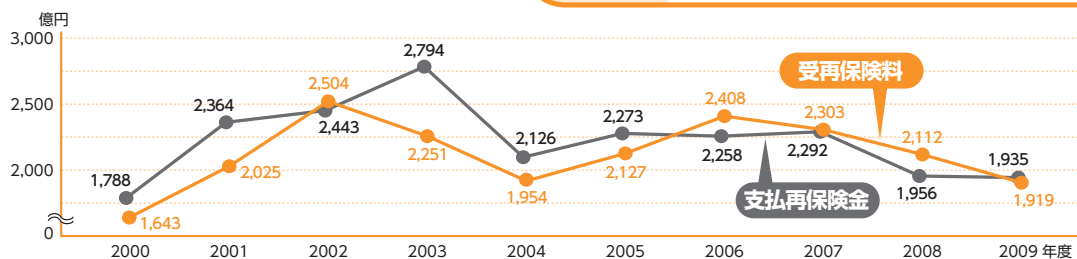
2009年度

1,919 億円

会員会社の海外支払再保険金 (再保険手数料含む)

2009年度

1,935 億円



(注) 海外現地法人分を含まない。

統計データ一覧

● **WEB** のマークがあるデータは損保協会ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/> にデータが掲載されています。



主要指標関係		本冊子参照ページ 2010	
1	損害保険会社の数	P.6、70	—
2	日本国内で損害保険業を営む会社	P.70	—
3	損害保険会社（会員会社）の変遷	—	WEB (1989年度～)
4	元受正味保険料	P.6、72	WEB 種目別統計(1994年度～)
5	正味収入保険料	P.6、72	WEB 種目別統計(1994年度～)
6	正味収入保険料の保険種目別構成比	P.72	WEB 決算概況(2005年度～)
7	元受正味保険金	P.73	WEB (1994年度～)、種目別統計(2001年度～)
8	正味支払保険金	P.7、73	WEB 種目別統計(2006年度～)
9	総資産・運用資産	P.8、73	WEB (13貸借対照表、16資金運用状況をご覧ください)
10	経常利益・当期純利益	P.8	WEB (12損益計算書をご覧ください)
11	決算概況	—	WEB (2004年度～)
12	損益計算書	—	WEB (2002年度～)
13	貸借対照表	—	WEB (2002年度～)
14	損害率・事業費率	P.7	WEB (1995年度～)
15	保険種目別損害率	—	WEB (1995年度～)
16	資金運用状況	—	WEB (1995年度～)
17	運用資産利回り	—	WEB (1995年度～)
18	「損保協会 お客様の声レポート」	P.27	WEB 相談・苦情件数(2006年度～)
19	会員会社にいただいた「お客様の声」	—	WEB (2009年度～)
20	損保協会にいただいた「お客様の声」	—	WEB (2009年度～)

代理店関係		本冊子参照ページ 2010	
21	代理店実在数	P.9、74	WEB (2000年度～)、都道府県別データ(2005年度～)
22	代理店数の内訳	P.74	WEB (2000年度～)
23	チャネル別の構成比	P.74	WEB 代理店数および募集従事者数
24	損害保険の募集従事者数の推移	P.9、75	WEB (本資料と同じデータ)
25	募集形態別元受正味保険料割合	P.75	WEB 保険種目別(2000年～)

自動車保険関係		本冊子参照ページ 2010		
26	交通事故の発生状況	P.76	—	
27	自動車保険加入率	P.76	WEB	(本資料と同じデータ)
28	自動車保険都道府県別加入率	P.77	WEB	(本資料と同じデータ)
29	高額判決例	P.78	WEB	(本資料と同じデータ)
30	自動車盗難認知件数	P.79	WEB	(本資料と同じデータ)
31	自動車盗難にかかる支払保険金	P.79	—	
32	イモビライザ搭載車の盗難割合	P.79	—	
33	車上ねらいの状況	P.80	—	
34	自動車盗難事故実態調査	—	WEB	(2000年～)
35	自動車保険データにみる交通事故の実態	P.40	WEB	(1993年～)
36	全国交通事故多発交差点マップ	—	WEB	(2007年～)

火災保険関係		本冊子参照ページ 2010		
37	火災発生状況	P.81	—	
38	地震保険保有契約件数	P.81	WEB	(1994年度～)
39	地震保険加入率	P.81	WEB	(1994年度～)
40	地震保険都道府県別加入率	—	WEB	(1994年度～)
41	地震保険付帯率	P.82	WEB	(2002年度～)
42	地震保険都道府県別付帯率	P.82	WEB	(2002年度～)
43	主な風水害・地震噴火災害(戦後～)(風水害・地震等)	P.83	—	
44	自然災害で支払われた保険金(風水害等・地震)	P.84	WEB	(本資料と同じデータ)

国際関係		本冊子参照ページ 2010		
45	主要国の損害保険料比較	P.85	—	
46	海外に進出して保険事業を行っている会員会社数	P.85	WEB	進出形態別統計
47	会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数	P.86	WEB	進出形態別統計
48	会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数	P.86	WEB	進出形態別統計
49	会員会社の海外駐在員事務所数	P.86	WEB	(本資料と同じデータ)
50	会員会社の海外元受正味保険料	P.87	WEB	保険種目別統計(2001年度～)
51	会員会社の海外出再保険料	P.87	WEB	(本資料と同じデータ)
52	会員会社の海外受取再保険金(再保険手数料含む)	P.87	WEB	(本資料と同じデータ)
53	会員会社の海外受再保険料	P.87	WEB	(本資料と同じデータ)
54	会員会社の海外支払再保険金(再保険手数料含む)	P.87	WEB	(本資料と同じデータ)
55	外国損害保険会社の元受正味保険料	—	WEB	保険種目別統計(2001年度～)

損保協会の組織

所在地

東北支部・そんがいほけん相談室

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-3-1
ニッセイ仙台ビル3階
022 (221) 6466

北陸支部・そんがいほけん相談室

〒920-0919
石川県金沢市南町5-16
金沢共栄火災ビル4階
076 (221) 1149

名古屋支部・そんがいほけん相談室

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-5-3
KDX名古屋栄ビル4階
052 (249) 9760

四国支部・そんがいほけん相談室

〒760-0047
香川県高松市塩屋町10-1
共栄火災ビル6階
087 (851) 3344

九州支部・そんがいほけん相談室

〒810-0041
福岡県福岡市中央区大名2-4-30
西鉄赤坂ビル9階
092 (771) 9766

北海道支部・そんがいほけん相談室

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西7-1
三井住友海上札幌ビル7階
011 (231) 3815

そんぽADRセンター (損害保険紛争解決サポートセンター)

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
0570-022808
PHS・IP電話からは03-4332-5241

本部・そんがいほけん相談室

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
損害保険全般 0120-107808
携帯・PHSからは03 (3255) 1306

関東支部

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1450

静岡支部・そんがいほけん相談室

〒420-0031
静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2
静岡呉服町スクエア8階
054 (252) 1843

近畿支部・そんがいほけん相談室

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階
06 (6202) 8761

中国支部・そんがいほけん相談室

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町1-2-29
損保ジャパン東京建物広島ビル6階
082 (247) 4529

沖縄支部・そんがいほけん相談室

〒900-0033
沖縄県那覇市久米2-2-20
大同火災海上保険(株)久米ビル9階
098 (862) 8363

自動車保険請求相談センター

北海道支部	札幌	011 (290) 1881
	青森	017 (722) 1025
	盛岡	019 (651) 4495
	秋田	018 (823) 5922
	仙台	022 (223) 9222
東北支部	山形	023 (633) 0589
	郡山	024 (933) 4850
	新潟	025 (228) 8233
	水戸	029 (226) 1693
	宇都宮	028 (621) 6463
関東支部	前橋	027 (223) 2316
	さいたま	048 (854) 9463
	千葉	043 (284) 7955
	甲府	055 (228) 8335
	長野	026 (226) 3582
静岡支部	東京	03 (3255) 1377
	立川	042 (525) 9216
	横浜	045 (323) 6211
	静岡	054 (252) 3334
	富山	076 (432) 2294
北陸支部	金沢	076 (232) 0214
	福井	0776 (22) 3282
	名古屋	052 (263) 7875
	岐阜	058 (252) 7513
	四日市	059 (353) 5946
近畿支部	大津	077 (525) 3954
	京都	075 (211) 9601
	大阪	06 (6202) 2640
	奈良	0742 (35) 1751
	和歌山	073 (431) 6290
中国支部	神戸	078 (222) 7220
	鳥取*	0857 (24) 4233
	松江	0852 (24) 2165
	岡山	086 (232) 7020
	広島	082 (247) 5003
四国支部	山口	083 (925) 0999
	高松	087 (821) 0389
	徳島	088 (622) 5279
	松山	089 (945) 2335
	高知	088 (825) 0318
九州支部	福岡	092 (713) 7318
	佐賀	0952 (29) 8768
	長崎	095 (824) 2571
	大分	097 (536) 5043
	熊本	096 (324) 8740
沖縄支部	宮崎	0985 (28) 1199
	鹿児島	099 (252) 3466
沖縄支部	沖縄	098 (868) 8950

*鳥取センターは2011年3月末で閉鎖となります。

そんぽADRセンターでの苦情・紛争解決手続、そんがいほけん相談室、自動車保険請求相談センターでのご相談はすべて無料です。
自動車保険請求相談センターでは弁護士相談日を設定し、交通事故に関する法律問題についての相談もお受けしています。(予約制・無料)
受付時間 そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター) …… 9:15~17:00 【月~金曜日(祝日・休日を除く)】
本部そんがいほけん相談室 …… 9:00~18:00 【月~金曜日(祝日・休日を除く)】
支部そんがいほけん相談室(関東支部を除く) …… 9:00~12:00、13:00~17:00 【月~金曜日(祝日・休日を除く)】
自動車保険請求相談センター …… 9:00~12:00、13:00~17:00 【月~金曜日(祝日・休日を除く)】

会員会社一覧 (2010年10月1日現在)

損保協会の会員会社は次の26社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL : 03-5424-0101
URL : <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地(住友不動産神田ビル)
TEL : 03-3294-2111
URL : <http://www.asahikasai.co.jp/>

アドリック損害保険株式会社

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町3-5-7(野村不動産御堂筋ビル8F)
TEL : 06-6209-7733
URL : <http://www.adlick.co.jp/>

アニコム損害保険株式会社

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22(アミノビル2F)
TEL : 03-5348-3777
URL : <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

イーデザイン損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル)
TEL : 03-5302-3170
URL : <http://www.edsp.co.jp/>

エイチ・エス損害保険株式会社

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12(フロンティア四谷3F)
TEL : 03-5312-8200
URL : <http://www.hs-sonpo.co.jp/>

SBI損害保険株式会社

〒106-6018 東京都港区六本木1-6-1(泉ガーデンタワー18F)
TEL : 03-6229-0060
URL : <http://www.sbisompo.co.jp/>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-0131
URL : <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5(AIビル)
TEL : 03-3237-2111
URL : <http://www.jihoken.co.jp/>

スミセイ損害保険株式会社

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2(住友生命四谷ビル)
TEL : 03-5360-6001
URL : <http://www.sumisei-sonpo.co.jp/>

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)
TEL : 03-5216-6111
URL : <http://www.secom-sonpo.co.jp/>

セゾン自動車火災保険株式会社

〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 40F)
TEL : 03-3988-2711
URL : <http://www.ins-saison.co.jp/>

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1(アロマスクエア11F)
TEL : 03-5744-0300
URL : <http://www.sonysonpo.co.jp/>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-3111
URL : <http://www.sompo-japan.co.jp/>

そんぼ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 44F)
TEL : 03-5957-0111
URL : <http://www.sonpo24.co.jp/>

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL : 098-867-1161
【東京支店】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1(山城ビル4F)
TEL : 03-3295-1127
URL : <http://www.daidokasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL : 03-3212-6211
URL : <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

トーア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6
TEL : 03-3253-3171
URL : <http://www.toare.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL : 03-3292-8000
【さいたま本社】〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5
TEL : 048-834-2211
URL : <http://www.nisshinfire.co.jp/>

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL : 03-3593-3111
URL : <http://www.nipponkoa.co.jp/>

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1(ヒューリック小舟町ビル4F)
TEL : 03-3664-6074
URL : <http://www.nihonjishin.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4(大手町建物麹町ビル)
TEL : 03-5276-1391
URL : <http://www.hitachi-ins.co.jp/>

富士火災海上保険株式会社

【本店】〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11
TEL : 06-6271-2741
【東京支店】〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL : 03-3542-3911
URL : <http://www.fujikasai.co.jp/>

三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
TEL : 03-3297-1111
URL : <http://www.ms-ins.com/>

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3
TEL : 03-5804-7711
URL : <http://www.mitsui-direct.co.jp/>

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL : 03-3257-3111
URL : <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

損害保険に関することはお気軽に、次のフリーダイヤル
(電話料金無料)または会員会社へご相談ください。

日本損害保険協会 **0120-107808**
そんがいほけん相談室
受付時間:9:00~18:00【月~金曜日(祝日・休日を除く)】

社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 <http://www.sonpo.or.jp/> TEL : 03-3255-1213 (総合企画部 広報室)



くるまから離れるときは必ずキーを
抜きドアをロックしましょう。
イモビライザーは、とても効果的な
盗難防止装置です。



かけがえない環境と
安心を守るために
(社)日本損害保険協会は
ISO14001を認証取得しました。



印刷には大豆油インクを
使用しています。